

なり』といひ、また『英國帝寶祚の萬々なるは、其君臣各其權限を守り、敢て擅横、壓抑の事なく、君民上下自由政治の間に逍遙するに在るを知らず』といつて、魯帝のごとき專制君主は常に敵徒の囚中に捕獲せられ居るがごとく、一日も其身命の安全を保存することが出来ないといつてゐた。

この在野議會政治の主張に對し、在朝政府派は正反對の意見を抱いてゐた。以爲らく、政黨者のいふ所、その言、美なるがごときも、畢竟天皇の大權を奪つて政治を擅にすることになるのでないかと。彼等の多くは、維新の勤王運動に身を起し、武家政治を倒して、天皇親政を齎らした人である。幾多先人の犠牲と我等半生の艱苦を嘗め盡して、漸く克ち得たこの天皇親政を政黨政治の世となすがごときは、王政維新の精神を没却したものである。我等は絶対に賛成が出来ないといふのである。鳥尾小彌太が、

抑も皇室を以て神聖の府となし、政治を以て凡俗の事と爲し、其の實權を擧げて以て、これを政黨に歸せんと欲する、是れ黨人畢生の慾望なり、此の慾望たるその上を誣ひ、私を行ひ、大義に戻るは論なし、

と憤慨したのは、とりも直さず、在朝政府派共通の考へであつた。

これのみでなく、政黨の人々が民主主義を執り、國民の幸福を第一に置かんとするに對し、在朝政府の人々は、國權主義を執り、國權の擴張を第一に置かんとする傾向があつた。政黨が民權の伸張を説くに對して、政府派は國權の擴張を主張したのである。

政府派中、最も進歩主義者たる伊藤博文さへ、初期議會の頃は全くさうであつた。

伊藤が明治十五年八月二十七日、澳國から參議山田顯義に與へた書翰は、これを説明してゐた。その要は、日本今日の急務は、自由を伸張し、民權を張ることではなくて、皇權を強固にして、國權を張ることである。國會に多數を占むる政黨の首領が内閣を組織する議會政治の國でなく、獨逸のごとく、國會の衆寡に依り、政府の根軸を動搖することなき君權の明了完全な國となすにあるといふのである。伊藤が明治二十二年二月十五日、府縣會議長に説いた憲法の趣旨もこの主義であつた。彼は特に「今後議會を開き、政事を公議輿論に問はんとするに當り、遽かに議會政府、即ち政黨を以て内閣を組織せしめんとするごときは、最も危険なことで國家の根本を搖撼することである」といつてゐた。

藩閥出身者としては最も公平な立場にあつた伊藤でさへ、かやうな思想を抱いてゐたとすれば、他の薩長政治家は推して考へられる。彼等は固く國權主義を抱き、自由民權の說に理解なきこと前述のごとく、議會に多数を有する政黨に政權を與へるなどいふのは、天皇の大權を侵犯し、憲法に反し、國體を壞るものであると政黨の主張を否認したのである。この主張に對して在野政黨が反對したことは申すまでもなく、政府派を以て、全く立憲政治の本義を解せざる頑迷固陋の徒として排撃したのである。

その二は、兩者の立場と感情との相違である。眞に主義の上だけのことであれば、政府派と政黨の争も、それ程烈しくならなかつたかも知れないが、そこに兩者の地位と感情とに於て、到底一致すべからざるものがあつたのである。

といふは、薩長政府は、その名の示すごとく、薩長の勢力を以て、政權を壟斷せんとする趣が濃厚であつた。薩長には大久保・木戸以來、薩長でなければ、明治の日本は維持されない、これは薩長の權利であると共に義務であるといふやうな思想があつた。大久保が、明治二年十月十八日、薩長が協力するにあらずんば、明治政府は瓦解すると説いた「妄議」と題する意

見書がある。それには予が「薩長合一ヲ汲々トシテ説モノハ、國內一定一和ノ基ヲ此ニ開テ、天下ノ人心ヲシテ國家不朽ノ安ヲ知ラシメ、朝廷ノ根軸ヲ確定スル所以也」といつてゐた。

この考は、長く薩長の傳統的思想となつた。彼等はこの傳統によつて、明治日本の政權を獨占してゐた。立憲政治が創始されても、その形勢に變りがなかつた。内閣を始め、文武の要職は、多く薩長人、若しくは所謂歸化薩長人によつて専有せられたのである。

彼等は、かゝる傳統の城塞によつて政權を壟斷し、在野政黨の人々を目して破壊黨とし、非愛國民と呼び、自ら勤王黨であるといつてゐた。栃木縣知事三島通庸（薩藩出身）は、嘗て火附・強盜と自由黨は管内に入れないと豪語したといふが、當時の政府當局者の中には、未だかやうな考を以て、政黨を見てゐた者が多かつたのである。

この自稱勤王黨に對して、在野政黨の人々が憤慨し、切齒扼腕禁じ得なかつたことは當然であつた。彼等は薩長が名を勤王に假りて、政權を壟斷し、國民と政治を共にして、天皇を輔翼し奉るを思はず、大權に藉口して國民の權利を蔑視するものとした。また政府が内剛外柔、外交の機宜を誤まるその軟弱政策を攻撃した。不幸にして帝國議會は、政黨の内治・外交に對す

る不平・不満のはけ口であつた。薩長藩閥と多年の雌雄を決する闘争場となつたのである。喰ふか、喰はれるか、最後まで戦ふといふのである。その闘争が、深刻にして、激烈を極めたのは當然であつた。島田三郎・河野廣中・犬養毅・尾崎行雄等はこの間に現はれた闘將である。その不撓の戦鬪振りをして、一部國民に偶像視せらるゝまでに至つたのである。

かくのごときは、明治天皇の豫期したまうた憲政實施の結果では決してなかつたが、しかしその原因する所が深かつたので、容易に革新され得なかつたのである。

思ふにかくのごときは、朝野官民共に一大謬見に支配されてゐたからである。在野政黨は、たゞ西洋の民主主義の上に立つ立憲政治を解して、我が國體と天皇親政の上に立つ立憲政治を解しなかつたのである。また在朝政府派は、立憲の本義を忘却し、政を國民と共にせんとするの聖旨を思はず、政權を壟斷し、大權を云々して政黨を斥退せんとしたのである。かくて水火の激する處、前述のごとく、議會は一種の闘争場となり、獨り至尊をして國家を憂慮せしむるといふ恐れ多き結果となつたのである。以下少しく事實に就いて、尋常ならざりし御軫念のさまを拜察して見たい。

## 五 初期帝國議會の狀況

### 山縣内閣と第一回議會

第一回帝國議會の開かるゝや、在野政黨諸派は、多年の宿望を貫徹し、國民の信頼に酬いは、この機にありと勇躍して議會に臨み、競うて政府に突撃せんとした。そのさま戰場に於て一番槍を争ふ勇士の趣があつた。内治・外交政策に對し幾多の攻撃的質問・論戰が行はれたがその最大なる戦鬪は豫算に於て試みられた。

明治二十三年十二月二十日を以て終つた豫算委員會は、八千三百三十二萬四千二百五十四圓の歳出豫算に對して、八百八十八萬六百三十五圓の削減を試みたが、本會議は悉く査定案を可決して、二十四年二月十六日、歳出經常部の議事を終つた。その間、憲法第六十七條規定の歳出削減の議に關して政府・議會の議一致せず、屢々論争を試みたが、未だ決する所がなかつた。かやうな論戰争を御覽あそばされた明治天皇が、痛く御軫念あそばされたことは申すまでもない。明治二十四年一月一日の國民新聞は、次の報道をしてゐる。

宸襟安からず○伊藤伯二人曳の人力車に打ち乗り、歳暮の天機伺ひとして參内す、時に某大

臣もまた参内す、陛下親しく聖諭を下し給ふて曰く、豫算案の事は朕が思を惱ます所なり、此かる事につきては、多くは事情の通ぜざるより生ずる行違あるべければ、十分行違のなき様に説明すべしと政府委員に語れよやと、某大臣唯々として退くと通信社は報ぜり、豫算の一事宸襟を惱ますに至りしは恐れ多き事なり、併し若し人民の事情を知らずして此に至りたりとせば、其の責は政府の責ならずや、當局者は恐れて其過を思ふべきなり、

山縣首相・松方藏相とも、最初は極めて強硬で、毫も譲歩の意なく、議會にして肯かすんば、解散の外なしとし、その責任は一に議會にあるとしてゐた。二月十六日松方藏相演説 伊東巳代治が、二月十三日、伊藤に宛てた書翰を見ると、二月の初め、山縣首相の使として書記官小宮三代松が伊藤の小田原の邸に至り、次のことを傳へた。

議會の近状は頗る不穩である。今後如何なる亂暴のことを爲すかわからない。想ふに憲法に違反することも、法律に悖ることもあらう。到底平穩に局を結ぶの冀望もないから、解散といふ最後手段に出づる外あるまいと思ふが、閣下に御意見あらば承はりたい。これを聞いた伊藤は、首相の輕躁無謀なるに驚き、憤然として小宮に、

伊藤は、たゞ左様かとのみ答へてゐたと總理に傳へよ

といひ放つたが、小宮は、伊藤の意を解せざるか、ボンヤリしてゐるので、伊藤は已むを得ず小宮に、

凡そ解散といふものは、政府が間髪を容れざるの危機を察して施すべき最後手段である。然るに刻下の傾向を視て狼狽し、將來は憲法に違反しよう、法律に乖戾しようと思像を根據として、相談に與ることは、私の出来ないことである。若し解散せざるを得ない場合に立到るとも、政府は尙ほ盡すべきだけの責務を盡したつた後、仍ほ議會にて暴戾専恣の行爲あらば始めて政府は疾雷耳を掩ふに暇あらざるの決斷を以て、これに應ずべきのみである。徒らに未來を豫想して悠々寛々たる解散の相談には乗れない、

と告げて、山縣に答へしめた。伊藤は後で、假初にも解散といふ重大事を一書記官位を使として傳へるとは何事ぞ、山縣の處置は言語道斷だと伊東に語つたといふことである。

山縣は伊東からこの話を聞いて、大に驚き、小宮差遣のことは、野村子のやつたことで、全く自分は知らないことであつたと伊藤に詫びてゐる。このことは、伊藤が如何に朝野の協調を

欲して、立憲的手段を冀つてゐたかを示すと共に、山縣の對議會方針を語るものである。だが山縣も、明治天皇の御軫念のためならざるを拜し、伊藤の飽まで立憲的手段を冀つてゐることを知つたばかりでなく、何分世界環視の中に開設された第一回議會を解散に終らしむるは歐米人に對しても面目がないと考へたので、何とか無事にこの議會を經過せしめたいと冀つてゐた。かやうの考は、民黨の領袖板垣退助等の中にもあつたので、山縣は陸奥農商務大臣、後藤遞信大臣をして、自由黨の中堅たる土佐派の領袖等に説かしめて、遂に妥協を講ぜしむることになつて、二月二十日議員天野若圓の緊急動議が成立して、政府議會の妥協點が見出され六百五十萬圓の削減を以て、豫算案が通過し、議會は解散の危機を免かるゝに至つたのである。第一回議會が、幾度か危機に瀕して、しかも無事に終了することを得たのは、全く聖旨を奉體して、その忍ぶべからざるを忍び、多大なる讓歩をした山縣の功績であるとされた。三月四日井上毅は書を山縣に呈して「先づ上院も無事通過と被察候、大勢定矣、畢竟閣下明斷並行、操縦得宜之所致と瞻仰之外無他候」と稱賛したのはこのためである。

#### 松方内閣と議會の衝突

第二回以來の議會は、さう圓滿に進行しなかつた。彈劾上奏に次ぐに不信任決議、停會に次ぐに解散といふのが議會の年中行事となつた。その原因は、朝野官民の多年に亙る感情の阻隔と主義の相違とが益々甚しくなつて來たからである。自由黨の土佐派は前議會に山縣内閣に款を通じたといふので、排斥されて脱黨し、殘餘の自由黨は益々結束を鞏固にし、民黨の中堅改進黨と結び、政府に正面攻撃を試みんとしてゐた。

同じ元老でも山縣には權略があり、伊藤には變通の才があり、臨機應變、敵の銳鋒をかはす術も知つてゐるが、懸直な松方首相にはそれが無い。大權を眞向に振りかざして、正面突撃の外は何もない。鐵と石とがち合へば火が出るばかりである。第二回議會の衝突は免かるべからざる運命であつた。

かくて、明治二十四年八月十七日には、民黨議員に對抗するために、内閣議決書なるものを作り、閣臣一致協力、議會に對抗することを約し、十一月八日大隈重信が樞密顧問官の要職にありながら、自由黨の首領板垣退助と會見して自由・改進黨の提携を約したといふので、官紀を紊亂するものであると、痛くこれを非難し、遂に奏請して諭旨免官することにした。これ

はまさしく松方内閣の民黨征伐出陣の血祭であるといはれた。

かやうな形勢の下に開會された第二議會が、開會早々不穩の氣を孕んでゐたことは當然である。最初穩かに見えたのは、嵐の前の靜けさであつた。明治天皇の御軫念は尋常であらせられなかつた。この時天皇の立憲政治に對し、最も信頼あそばされた伊藤は、山口縣に歸省して不在であつたので、天皇は極めて心許なく思召された。それで、明治二十四年十二月四日徳大寺侍從長に勅して、書翰を以て御下問の旨を傳へしめたまうた。この書翰は天皇の議會に對する思召を語るもので、それには議會の妄りに解散すべからざるを仰せられて、妥當の處置を諮詢されてある。

さて豫算案の審議に入るに及んで、暴風は俄然として襲來した。豫算は八百萬圓の削減が加へられた。軍艦製造・製鋼所の設置と海軍の新案は悉く否決された。しかも、議會は敢へてこれ等設備を不必要とするのでない、政府に信任なく、海軍當局に信用なく任せられないからといふのである。この議會の情勢に對して、松方以下海軍大臣等が烈火のごとく憤激した。十二月二十二日の衆議院に於て、海軍大臣樺山資紀は壇上に起つて三軍を叱咤した大聲で、大に民

黨議員の妄を難じ、維新の國家を切抜け、幾回かの戦役を經過し、日本國をして今日あらしめたのは、海軍の力多きに居り、また薩長の力でないかと怒號力説した。曰く、

此何回の役を經過して來た海軍であつて、今日迄此國權を汚し、海軍の名譽を損した事があるか、却て國權を擴張し、海軍の名譽を施した事は、幾度かあるだらう。四千萬の人民も此位の事は御記憶であるだらう。此の如く今日此海軍のみならず、即ち現政府である、現政府は此の如く内外國家多難の艱難を切抜けて今日迄來た政府である。薩長政府とか何政府とか云つても、今日國の此安寧を保ち、四千萬の生靈に關係せず、安全を保つたといふことは誰の功力である。(笑聲大に起る)御笑に成る様事ではございますまい、ドレ程瘡れ、且つ瘡疾に成り、實に泉下に對して我輩死んだ時には面目がない。

と樺山の蠻勇演説といふものがこれである。憤激の餘り、言辭全く整はなかつたが、議會に對する積日の鬱憤を漏し、薩長の功績を禮讚したものである。これを聞いた議員は憤慨し、怒罵の叫聲は議場を壓し、議會は極度の混亂に陥り、議長は非常振鈴によつて、漸く鎮靜することを得た。これが我が帝國議會騷擾史の第一頁を飾るものである。議員島田三郎が大演説を試み

て、明治日本の今日あるのは薩長の功なりとせば、聖明なる天皇を如何にし奉るや、我々が今日の盛運に遭會し得たのは一に聖明の懿徳である、大臣の言は聖徳を冒瀆するの甚しきものであると、日本國民の信念を披瀝したのは、この時であつた。

#### 四 明治天皇議會の騷擾を軫念したまふ

樺山の蠻勇演説が、如何に明治天皇を御憂慮あらしめたか、といふことの新しい材料が、近頃「續伊藤博文秘録」で公にされた。それは當時樞密顧問官で、文事秘書官長であつた井上毅が、その翌二十三日伊藤博文に與へた手紙である。

昨日樺山の演説は、丈夫の眞色發露し、有識者の爲に、賞讃せらるゝと同時に、民黨の激昂を引起し、已に昨夜は改進黨は至急に信用投票を爲すとの決議にて、自由黨へ談合候處、板伯大不同意にて、午前二時頃に叶議不同との報ある位なり、右に就き油斷せば、時機を失すべしと、病人も出掛候て、夜十時頃迄に首相邸の内議に掛り候處、後藤・陸奥の爲めに散々に踏潰され、總理は泥中の龜の如く、朝八時より夕四時に至り、事延引と相成候、此日主上

の御配慮不一方實に恐縮の至に奉存候、或大臣は後刻御前會議を以て、決すべしと申唱候由にて、生は政海の波動に、衰徳を煩すとは恐れ多き事に存候て、直に侍従長を以て、決して御前會議など不被仰付、一に首相の意見に任せられ可然との旨申上候、實に立憲政の首相として、八面玲瓏、風中の柳の如く、かく迄に見識の俗流とは思掛無之、生は靦面罵言致候、事已に兩度に及、最早絶望に候て、明朝より旅行いたし度聖許奉願置候、此の有様にては、前途の事思ひ遣られ、鼠輩の爲に功名を成さしむるのみ、遺憾千萬に存候。

安得猛士治四方

今日の事只一の猛士を缺くのみ、嗚呼

十二月二十三日夕四時半

伊藤 伯 閣下

毅

樺山を以て、丈夫として賞讃する處などは、當時在朝者の考が、如何に在野民黨諸派の考と距りがあつたかと思ひやらるゝが、明治天皇の如何に、この演説の結果に就いて、御痛憂あらせられたかと思はれる。翌二十四日井上が、再び伊藤に與へた手紙に、

昨日呈出候後、夜深に至り、聖上御憂念の餘にや、××以て、首相へ御詫、何れ御叱責と被  
察候

といつてゐた。井上や伊藤は、松方の一定の識なく、首鼠兩端の醜を嘲笑して、事がすむが、  
天皇はさうは行かぬ、深夜御使を馳せて、いろ／＼と松方に御注意あそばされたことが拜察さ  
れるのである。

松方はとう／＼打開の道を見出すことなく、十二月二十五日を以て、衆議院の解散を奏請す  
ることとなつた。その理由は衆議院は、立法の機關を以て、勢力競争の具となし、製鋼所設立・  
軍艦建造・治水・監獄・鐵道のごとき國防上・經濟上最も急務に屬する費用を悉く否決した。  
これは行政機關の運轉を妨げ、維新以來進歩の國是を破るものである。臣等はかゝる議會に國  
事を託することが出来ないといふのである。奏請理由は官報を以て公にされた。かくて議會は  
解散され、翌明治二十五年二月十五日を以て、選舉日と定められた。

この時、官民朝野の意見が如何に睽離してゐたかといふことは、政府諸員及び薩長の諸老は、  
樺山の議會演説を稱賛して、その勇氣を稱し、松方の議會解散の英斷を稱したのを以ても知ら

る。山縣は今日の情勢に至らしめたのは、政黨の首領が陰謀を企圖したからである。黨派の  
議員が悔悟するまでは、引續き二回の解散を執行するの覺悟なかるべからずといひ、黒田清隆  
のごときは、普國の國會が成立してから、五十年になるが、今日に至つたのは、戒嚴令を敷き  
非常の手段にて漸くその發達を見たのであるといつて、共に書を松方に與へて、その堅忍不撓  
を冀つてゐたのである。

## 六 議會の革正を冀望し、首相に注意し、

### 伊藤博文にその對策を問ひたまふ

この到底和解すべからざる激烈な朝野の確執を、御覽になつた明治天皇は、如何に御憂慮あ  
らせられたか。政府であらうと議會であらうと、等しくこれ忠良なる臣民で、國家の隆昌と皇  
室の尊榮とを冀ふ國民である。この國民同志の争には、痛く御憂慮あらせられたのである。そ  
れで解散を奏請した松方首相には、今日の議會の現状では、解散も止むを得まいが、總選舉に  
は大いに注意せねばなるまい、若し解散後、同一の議員が出て來ては解散の功なく、同一の事



を繰返すことになりはしないか、今後は議員の改善につとめ、一層良民が、議員となるように注意せねばなるまい、地方官へも告げて、選挙に注意させたらよからう、といふ意味のことを告げたまうた。

伊藤には十二月二十六日、侍従長徳大寺實則をして、書面を以て解散の状を報じ、内閣の情勢を告げ、閣議では内閣改造の議もあるが、今日、外に於て解散の紛議を生じ、内に於て大臣を更迭するは時局を紛亂せしむる憂があるので、朕はこれを止め、先づ内を一致協同して、外に當らしむることにした。だが、何處まで協調し得るや、前途測られず、憂慮に堪へないから前途政局に對する意見あらば、腹藏なく内奏せよ、且つ將來議員の素質を改善し、良民を議員たらしむるの策あらば奏上せよとの旨を告げたまうた。この時伊藤は尙ほ山口にあつて歸京しないので、天皇の宸憂は、一方ならなかつたのである。

こゝに、明治天皇の良民と仰せられたのは、如何なる人を意味したまうたか推測の外はないが、恐らくば、立派な人、眞に國事を憂ふる人、それに恒産ある人、穩健な思想の人をいふのであらう。或は職業的黨人、壯士といふやうな者を斥けられたのかも知れない。

松方首相や、品川内相はこの思召をどう解釋し、どんな注意を以てしたか知らないが、たゞ政府に味方する人を以て良民と考へ、反對する人を暴民となし、官憲の力を以て、選挙に干渉したので、あの大騒動が起つた。とんでもないことをやつたものだ。彼等は憂國の至誠餘りあるが、立憲政治の要諦に通ぜず、聖旨に奉答する道を知らなかつたのである。

さすがは伊藤である。この御下問に對して、松方や品川のやうに、選挙に干渉して、御味方議員を作るのが、良民選挙の方法とは信じない。彼は松方の干渉を大いに非難してゐたが、御下問に就いては、當今の勢、如何に聖旨實現の困難なるかを七ヶ條に互つて、竊に奏聞したらしい。それは左の通りである。

第一 實業家又ハ温和家ハ所謂資産家ニシテ、平生政治ニ冷淡ナルコト

第二 資産家ノ常態トシテ、自己ノ職業ニ關スルモノノ外ハ、成ルベク之ヲ避ク、故ニ選挙競争等ニモ與ルコトヲ嫌フ

第三 實業家ハ政治ニ冷淡ナル程ニ、政論者流ノ人物ニ乏シ、是候補ヲ得ルノ大困難ナリ

第四 地方ノ官吏、近來民心ヲ得ザルモノ多シ、之ニ反對スル爲メニ、中央政府ニ反スルノ

情況アリ

第五 第一・第二期ノ議會ニ於ケル政府賛成議員連ノ失敗ヨリ推シテ、勢力ヲ減ゼシ而已ナラズ、回復ヲ圖ラン爲メニ、反對論ヲ主唱シ、政府ノ威信ヲ損害スルコト少カラズ、此害ハ反對黨ノ誹謗ヨリモ甚シ

第六 選舉ノ際、各地ニ於テ明々白々、政府ヲ賛成セザルベカラザルノ理由ヲ演説シテ、人民ノ感觸ヲ誘起スルニ足ル數多ノ人物アルヲ見ズ

第七 良議員ヲ出サン爲メニ、奔走スルニモ、地方官又ハ有志者ニテモ、其費用ノ供給スル所ナキニ苦シム

前七ヶ條ノ困難ハ、反對黨ニ在テハ一モ之アルコトナシ、獨リアリトセバ、費用ノ一點ノミ前七ヶ條ノ困難アルニ拘ラズ、政府ハ多數ヲ占ムルヲ得ルトスルモ、従前ノ如ク、各大臣、各箇ニ各議員ニ密ニ指囑シテ、働カシメント欲シ、却テ味方同志、撞著ヲ來シ、甚シキハ御手當ノ有無、又ハ多少ヲ争フガ如キ醜態ヲ演ゼバ、豈統一ノ作用ヲ爲スコトヲ得ンヤ、統一セザレバ烏合ノミ、多數ヲ占ムルモ、何ノ益カアラン、却テ大失敗ヲ來スノ原因トナランコト

トヲ虞レザル可カラズ

これは伊藤博文公遺墨集に收められた伊藤の手記で、年月もなく、他に據る所がないが、私ハ前後の事情から考へて公が明治天皇の御下問に對して、奏聞された手控と推測する。或はさうまで明確にいはいはれないとすれば、それに關係して松方首相に示したものかも知れないと思ふ。何れにしても、明治天皇と伊藤の關係から考へて、これが聖聽に達したことは、疑のないことであらう。伊藤が當時着手してゐた政黨組織も、かやうの意見から、時局收拾の他の道なきことから、當然に案出された結果であることも、想像するに難くないのである。

## 七 松方内閣の選舉干渉

明治天皇の御軫念

明治二十五年二月の衆議院議員臨時總選舉に際し、松方内閣が品川内務大臣・白根次官（專一）等によつて選舉干渉を行つたことは、立憲史上の一大汚點であつた。さなきだに險惡な我が朝野官民の間は一層險惡となり、到底救解すべからざるやうになつた。何時の選舉でも干渉

の聲の起らぬことはないが、それは多く秘密の間に行はるゝか、或は選挙取締の勵行とか偏頗とかによることが多いが、この時の干渉だけは公然と官権の命令によつて行はれたのである。その後品川が官を罷めて政黨を組織して地方を遊説した時に、自らこのことを公會席上に於て公言してゐた。

第二議會の際、破壊主義の徒が、暴横の言論を爲し、敢て天皇の大權を侵犯せんとしたので、衆議院は解散を命ぜられた。この總選挙の時予は恰も内務大臣の任にあつたので、若しかゝる破壊主義の徒を再び當選せしめては、國家の安寧が維持されなれと思ひ、かゝる輩を斥け、忠良の人士を選挙せしめんと、あらゆる手段を施して選挙に干渉した。予は單り既往のみでなく、將來も同様の場合に際會せば、亦必ずや選挙干渉を行ひ、神明に誓つて、かの破壊主義の徒を撲滅せんことを期する。

品川はその主義を以て、信念を以て選挙干渉を行つたのである。品川は長藩の勤王家で、吉田松陰に師事した人である。彼は民黨議員を以て破壊の暴民と信じ、この暴挙(彼には美舉)を敢てしたのである。

民黨議員がこのことを憤慨し、痛涙を揮つたことは當然であつた。熊本選出自由黨代議士山

田武甫は、

殊更にかきみださずば村里の水もかくまで濁らざらまし

と詠じ、政府が自ら手を下して人心を攪亂したことを痛撃し、栃木縣選出改進黨代議士田中正造は、

家をこぼち人を傷け火を放ち民のけぶりは如何に立つらん

と詠じて國民の前途を案じた。かくて明治二十五年五月第三議會の開會せらるゝや、五月十二日衆議院には民黨聯合軍の領袖河野廣中等の選挙干渉に関する上奏案が提出され、選挙干渉の非法亂虐の行爲を痛撃し、速かに叙斷を下して、その典憲を溷濁し、選挙を蔑視したる咎過を匡正したまはんことを上奏せんとしたが、これは僅かに三票の差を以て否決せられた。しかしこれは選挙干渉の事實を否認したためでなく、たゞ政府彈劾の形式に於て、その見解を異にしたからである。

されば五月十五日、自由・改進黨兩派の領袖は更に決議案を提出し、内閣大臣の處決を促した

これは大多数を以て可決せられ、議會は七日間の停會を命ぜられたが、松方首相は何等進退する處がなかつた。民黨議員は首相を以て立憲政治家の態度にあらずとし、政府こそ解散の奏議にいふ「和衷協同の道を破るもの」、「機關の調熟を缺くもの」、「慎重の顧念を怠るもの」であるといつて非難したが、政府は顧る所がなかつた。

選舉干渉を非難する者は衆議院ばかりでなく、貴族院は、衆議院に先だち五月十一日に選舉干渉處分の建議案を可決して、干渉の事實を指摘して、「今や地方到る所官吏の選舉に干渉したるを忿怒し官吏を敵視するの狀あり、今に於て政府は速かに之に處し、其公正を衆庶に示さざるべからず、若し之を忽がせにすれば實に國家の安寧を害し、其極や復た救済すべからざるの大不幸を招くに至らん」といつて政府の處分を冀望する建議案を提出した。

この建議案可決は政府の大打撃であつた。かくて政府は上下兩院の彈劾を受くるに至つたが顧ることなく、保安條例を施行して壯士百五十名を退去せしめ、帝都の不穩を警戒した。

明治天皇がこれ等の狀況を御覽あそばされて、宸襟を惱ましたまうたことは尋常であらせられなかつた。天皇は松方は正直にして、不撓の精神に富むも、事理に不明なる所あるから、善

き人を選んで輔佐せしめねばならぬと思召したまひ、力めて伊藤に親近せしめ、また井上毅・伊東巳代治に命じて輔佐せしめんと思召されたが、松方は伊藤とも親しむことを得ず、伊藤も松方を信用せず、山口縣に歸臥して久しく歸京しなかつた。井上や伊東も松方のいふことを肯かず、閣臣中にも眞に輔佐する人もなかつたので、天皇は第二議會開會前から内閣の前途に憂慮あそばされた。

明治二十四年十二月四日、樞密顧問官佐佐木高行に拜謁仰付けられ、時事に就いていろいろと御談話あそばされた。佐佐木の日記は宸憂の尋常であらせられぬことを記してある。同日の日記には、

御沙汰に、伊藤は遁げ、井上毅も鎌倉行、伊東巳代治も旅行と申す事なりしゆゑ、憲法上の事には、伊藤・井上・伊東等は最初より關係あれば、議會開院中、皆々遁げては不都合に付井上と伊東とは旅行致さぬやう申聞けたり、是は松方より井上を遣ひたらば好都合と申すゆゑなり、井上も天狗となり、伊藤の外は誰にも頭を下げざる模様なれば、松方が遣ふ事は難かしかるべしと思ふも、大久保利通の時より内閣の機務にも關係したる事ゆゑ、今日にても

其の心得なくては相成らずと申聞けたるに、井上も先づ以て盡力する模様となれり、松方は正直の者なれば、助ける人あらば大に都合宜しきも、當今助けるもの一人もなきやうなり、陸奥は助けるやうに見ゆるも、眞に助ける事は之れなし、松方も迫る事は出来ぬ模様、後藤も當てにならず、大木は何も致さず、品川は直に肝癢を起し、過日も辭職すと申す、斯の如くにては甚だ難かしき事なり、

また御沙汰に、松方は何處までも撓げぬ精神あるやうに見ゆるも、何分不決斷にて前途の目的乏し、縮る所因循なり、其の因循は事由不明より來ると思ふ、長州人は概して才智に長じ薩人は概して正撲なり、

云々とある。天皇は松方を輔佐し、指導し、内閣を一致鞏固にして、議會に對抗せしめようとなつたので、益々聖慮を勞したまふに至らせられた。明治二十五年三月十九日、佐佐木が拜謁仰付けられた時に、松方に對して前日と同様の歎を發したまうた。同日の日記に、

御沙汰に松方と伊藤と相熟せば好都合なれども、何分其の運に至らず、近來は伊藤も松方を

悪しく申し、北海道の會社の不始末を以て、松方に迫り、松方も困却の様子、憲法論にて井上・伊東・金子三人の意見一致せず、松方も決斷に苦しむ事あるよし、伊藤退かば、伊東も退くと申し居るとの事なり、

伊藤と松方と熟し合ふやう井上馨に周旋せしめんと思へど、井上は松方が嫌ふゆゑ、山縣を伊藤と松方との架け橋と思ひしに、山縣と伊藤とは近來疎隔してゐるゆゑ行はれず、井上毅・伊東巳代治も松方には使はれぬやうなり、品川は正直なれど、狹量にて議論中に肝癢を起して泣き出し、随分目茶苦茶の様子、伊藤が選舉の事を申したるに、品川は伊藤に對し、貴兄にても過激の言論あらば、豫戒令にて處分すべし、其の覺悟あれと申し、伊藤が怒り、内務大臣としてこの伊藤を勝手に處分し得るかと兩人口論したるよし、

云々とある。如何に閣僚不一致にして、松方が孤立の地位にあり、彼を輔佐し、指導する人がなかつたかがわかる。聖上御憂慮のさまが拜察されるのである。

選舉干渉後の民情を視察せしめたまふ。

だが、明治天皇の最も御憂慮あそばされたことは、選舉干渉によつて、さなきだに軋轢甚し

き官民の情が、一層疎離したことである。そこで二月二十七日には、侍従北條氏恭を石川縣に侍従毛利左門を福岡・佐賀・高知の三縣下に差遣せしむることとした。侍従の差遣は表面は學事視察といふことであつたが、全く選舉干渉に就いて大御心を勞せられた結果である。

侍従には侍従長から内密の御沙汰が傳へられた。今回の選舉には、各地方に於て競争激甚、殊に高知・佐賀・福岡のごときは、黨派の軋轢甚しく死傷もあつたことを聞召され、良民の不幸も尠からざりしことと深く御憂慮あそばされた。就いては、現下の狀況はどうであるか、鎮撫の狀況はどうか、政黨の情勢はどうか、詳細に取調べて歸へれとの命令である。

兩侍従はこの御沙汰を拜し、共に三月一日出發、北條は三月十日、毛利は三月二十日歸京して詳細に復命し、選舉競争のさまより、民吏兩派の軋轢今日に至つて尙ほ熄止しないで、その教育及び行政等に及ぼした影響の輕からざること、特に高知縣のごときは、人民の行政官吏及び警察官を見ること、全く警敵の觀あること、將來縣治上に及ぼす影響も亦輕からざるべきことを詳細に奏聞したといふことである。洵に恐懼に堪へぬことである。

このことは第三回議會に於ける選舉干渉上奏案の討議に際し、民黨議員は特にこれを指摘し

御軫念の並々ならぬを述べて、大臣等の非立憲的行動を責めてゐた。

明治天皇の御憂慮あそばされた地方官民の軋轢は容易に止まなかつた。明治二十五年九月十八日の朝野新聞が、曩に佐賀縣の警部長として選舉干渉をやつた田中坤六が、三重縣の警部長に轉任した所が、三重縣の有志が、その排斥を企て、赴任の途大阪に擁して辭職を勸告し、田中がこれに應ぜざるや、津市の家主に談判して田中に家を貸さしめないで、これを宥しめたことを報じたのは、その一例である。

この後とも、政黨と地方官民、特に軍隊の關係に就いては、深甚の注意を御拂ひあそばされた。明治二十六年一月二十日、第六師團長北白川宮能久親王の別當高崎正風が、熊本に出張するときに、特に徳大寺侍従長をして親王に内諭を傳へしめたまうた。その御趣意は、

第六師團の所在熊本は政争の激烈の地で、紫溟會・國民協會・東洋自由黨等と政黨が互に割據して軋轢してゐる。卿は能く注意して、師團と人民との圓滑を謀り、又地方官と師團との關係に注意せられたい。決して一方に偏して、一方の感情を害し、人民と師團とを疎隔せしむることがあつてはならない。時々管下各種の狀況や人情を朕に報告せられよ。

惟ふに皇族として、地方邊陲の地に赴任するのは、卿が最初である。特別に諸事に注意し、慎みて懈怠してはならない、といふのである。その他警視總監に令して府下の政黨情況、首領の行動等は絶えず報告せしめられた。若し總監が、數月報告を怠るやうなことがあれば、その理由を問はせたまふことさへあらせられたのである。

#### 選舉干渉上奏案と明治天皇

明治二十五年五月十二日選舉干渉上奏案が衆議院に上程された。案は僅かに三票の差で否決されたが、明治天皇の御軫念は益々深きものがあらせられた。翌十三日の東京日日新聞は、次の記事を傳へてゐる。

宿直侍従の奏上 申すも畏きことなから仄かに承る處によれば、天皇陛下に於かせられては帝國議會開會以來、日日の議事に付き叡慮を注がせ給ふに付き、閉會の後には日々議事の模様を宿直侍従より奏上し奉るとのことなるが、昨日も上奏案の否決するや、電話を以て宿直侍従の許に通じ、侍従より逐一奏上し奉りしやに承はりぬ(東京通信社)

上奏案は否決されたが、民黨議員等はこれに屈せず、五月十四日、更に不信任の決議案の形を以て提出し、四十六票の多数を以て可決した。松方は登壇して、かやうな囂々妄漢たる事實を以て、政府に求むるも、日本の國務大臣は輕々しく進退するものにあらずと豪語したが、顧みられなかつた。かくて五月十六日、遂に停會の詔勅が下された。明治天皇の御軫念は休止することになつた。侍従長を以て、即日左の聖旨が伊藤に傳へられた。

謹啓、陳者衆議院ノ情況頗混雜ヲ極メ候ニ付、本日停會ヲ被命候、右ニ就而者、  
 聖上御違例ニハ被爲在候得共、前途之形勢ニより閣下え御親問可被爲在モ難量奉恐察候、閣下小田原え御出向之由風聞承候ニ付、此節之處御滯京有成候様企望仕候、爲夫恐々拜啓仕候  
 頓首、

如何にも宸憂のさまが拜察される。天皇には輔弼大臣にも分かたれぬ御憂慮があらせられたのである。

かくて選舉干渉の後を善くしたまはんがために、品川内務大臣を罷め、人格を以て朝野に聲望の高い樞密顧問官副島種臣を後任とし、跡仕末をさせようとしたが、副島も充分に働き得な

かつたので、後には前進黨員であつた樞密顧問官河野敏録を任じて大に手腕を振はしめようとしたが、結局何れもうまく行かず、松方内閣は遂に瓦解するに至つた。

こゝに世人の誤解を解いて置きたいことは、松方内閣の選挙費用は御手許金を以て支辨されたといふ説である。自由黨議員立川雲平は、上奏案の討議にこのことを論じ、明治二十二年に政府の剰餘金二百四十萬圓以上を東宮御所建築費として宮内省に献上されたと承はつてゐる、この金の利子が、今回の運動費に支出されたといふ説があるが、これは實に由々しき大事であるから、政府は宜しくこれを辯明して、天下萬衆の疑を解かねばならぬと難詰した。

これに對し、松方總理大臣は、立川君は何の證據があつてかやうのことをいはるゝか、政府に於ては決してさやうなことはない、かゝる誣言を以て、この議場に明言せらるゝことは、徳義上からしても、甚だ恠しかることであると逆襲したが、何れも事實を誤つてゐる。

事實はかうだ。議會開會前に、東宮御所御造營費として二百五十萬圓の金が皇室費の名目で保存されてあつた。これは元來政府の剰餘金であつたのである。然るに、山縣が内閣總理大臣の時に、議會も開け、内閣の機密費も多くなるといふので、その内五十萬圓を内閣に御下げ渡

を願つした。天皇はこれを聞召され、東宮御所建築は、今急を要しないから、その金全部を下げ渡さう、東宮御所は他日建築に際し、國庫から支辨したらよからうと仰せられ、その金を悉く内閣に御下げ渡しあそばされた。

山縣内閣はこれをどれ程使用したか知れないが、松方内閣の選挙費用はこの金から支辨されたといふことである。とにかく松方は選挙後、機密費を全くなくして非常に金に困つた。明治天皇はこのことを聞召されて、それは氣の毒であるといふので、伊藤の奏請で、多額の御内帑金を下賜されたといふことである。直接御手許金を選挙費用にしたとか、東宮御所建築費の利子を流用したといふことの実は全くないことである。だが松方が、その事實を明かにしないで、徳義上からも恠しかることだなどといふのも、一種の強辯であるまいか。私は誤解のないやうに、これだけのことを明かにして置きたい。

## 八 伊藤博文元勲内閣を組織して議會に對抗す

松方内閣は選挙干渉がたゞつて、とう／＼瓦解して、明治二十五年八月八日、伊藤が、黒田・



山縣・井上等の元勳連を悉く集めて、内閣を組織し、内を固めて、議會に對抗しようとした。伊藤は憲法の起草者で、後の政友會の總裁である。民黨諸派を破壊的暴民と斥くるやうな狹量の人でない。それに山縣・松方等の對議會策も見て來てゐるので議會に對しても大いに考へる所があつたが、何分朝野兩黨の睽離反目は、その根ざす所が深く、一朝にして抜くことが出來ない。

民黨諸派にしても、第一回議會以來の勢力をながめ、この勢で押し進めば、薩長藩閥の牙城を顛覆することも、さまでの難事でないと思つて來たので、側目もふらず、ひた押しに政府の本營に迫るといふ状態であつたので、元勳總出の内閣も初めから衝突であつた。民黨諸派は第四回議會には、八千三百七十五萬圓の豫算に對して、八百八十四萬圓の削減の査定を加へた。實に一割一分の大削減である。削減の最も大なるものは、官吏俸給費で、その他雜給・廳費等であるが、最も注目すべきは、軍艦建造費の全く削減されたことである。これは政府の致命傷である。

時は日清戦争の前年度のこと、東洋の風雲は日に急を告ぐる。元來陸軍に比して、進歩の

鈍かつた海軍の擴張は、最早や一日も猶豫されない勢である。これが否決されたのだからたまらない。しかし民黨議員としても、軍艦建造の必要がないとはいはない。たゞ今の海軍では、弊費が累積して、國防の方針が定まらないから、造艦の大事が委託されない、若し海軍が整理を遂げ、方針を確立したならば、喜んで協賛を與へようといつてゐるのである。この時のことである、○明治二十六年一月十六日首相代理井上馨が、憤然と起つて、政府は東洋の大局に鑑みて、憲法の許す範囲内に於て、軍艦製造は斷乎として實行すると、力んだので、尾崎行雄から、議會の協賛を得ないで、憲法の許す範囲とは、何を指すかと詰問されて、弱つたことがあつた。伊藤首相は前年十一月二十七日馬車から落ちて負傷し、傷が重かつたので、内相の井上が首相代理として議會に臨んだのである。

さて勢に乗じた民黨議員は、豫算査定案の同意を政府に求めたが、政府が應じないので、明治二十六年一月十七日の議會では、政府の處置を待つ動議を提出した。即ち内閣總辭職か、衆議院解散か、査定案同意か、三の中の一を取れといふので、五日間休會して、政府の處置を待つこととなつた。かく進んで政府に挑戦して行つたが、政府が毫も反省しないといふので、一

月二十三日の休會明けの議會には、政府彈劾の上奏案を提出した。今度は政府から停會を命じたが、二月七日には遂にこの上奏案が可決された。

この時の民黨議員の主張も、極めて堂々たるものであつた。河野廣中が政府の反省を促した演説に、政府は我が輩政黨を目して、破壊主義といふが、昔日政府が專横を極めた時はいざ知らず、今日我々は民力の休養と國家の富強とを思ふのみである、内閣諸公は政黨を忌みて、超然を標榜するも、實は權を争ひ、利を争ふ所の一私黨に過ぎない、今日世界の形勢を觀るに、我が國の境遇はまさに、人民は臥薪嘗膽、上下協同して、富強の實を擧げねばならぬ秋である、内閣諸公こそ猛省して藩閥の情弊を脱却して、この院議に和衷協同されたいといつて、積極的に政府に迫つたのである。

その議の容るゝ處とならず、上奏案の提出となるや、河野はその説明の任に當り、政府多年の失政を指摘して剩す所がなかつた。即ち

憲法發布の以前より、政體改革の準備として爲したる所のは、何であるか。民力を顧みずして官衙を壯大にし、官舎・官宅を美麗にし、又諸官有製造所等の如きも、藩閥の緣故あ

る人に拂下げたる如き、又た諸法律を制定し、或は之を改正し、頻に之を發布したのである當時之を稱して、法律の下る雨より甚しと云ふ。而して最も改革改良をしなければならぬ所の政府組織の過大の弊、藩閥情實の弊、冗費冗官の弊、此等は總て革新することを爲さず、依然舊態を存續して、今尙ほ之を顧みざる如き、又二十三年に於ては、官制其他を改革して却つて官吏の人員を増加したる跡あるが如き、又第一議會に於ては、積年の輿論を代表して大多數を以て土地負擔の輕減を議決したが、政府はこれを爲さず、却て輿論に戻り、公議に背き、監獄費國庫支辨を提出して、遂に失敗を來したる如き、又第四議會に於ては、僅に地價修正案を提出したが、是れ又積年の輿論たる民力休養の冀望に反し、増税の案を提出して遂に否決せられたる如き、本院は我國積年の輿論即ち希望を代表して集會政社法、新聞紙法出版法等の法律を改正して、其自由を擴張せんとした。第一期以來、毎年大多數を以て議決するに拘らず、政府は年年之に反對したるが如き、總て政府が爲す所の跡を見れば、唯だ輿論を排し、公議を斥くるに汲々たるが如き有様である。

と、政府の爲す所、決して上下一致、和衷協同の實を擧ぐる所以でもなく、斯民の權力を保全

し、國家の富強を致す術でもない、議論痛烈を極めた。この日伊藤も病氣が全快したので出席し、大に辯解する所があつたが、所論兎角皮相に互つて議會を満足せしむるに至らなかつた。萬策盡きて、九日には大臣連署で、明治天皇に奏請する所があつた。その要は、

- 一 議院の上奏に對し、勅答を賜ひ、更に政府と和協の議事を開かしめらるゝか、
- 二 直に解散を命ぜらるゝか、

といふのである。この奏請に接せられた天皇の御軫念は如何であつたらう。海軍の擴張は東洋の大局に鑑み、國家の現狀に於て、一日も猶豫が出来ない、さりとて議員等のいふことも憂國の至言である、一を斥け、一を取ることは出来ない。その決定は一にかゝつて宸斷にあつた。かゝる重大な時局に際して、その宸斷を誤りたまはぬのが、聖帝の聖帝たる所以で、こゝに國民は何時もながら、神のごとき宸斷を拜し得たのである。

### 九 大詔渙發、聖帝躬を以て上下の協同を

#### 諭したまふ

明治天皇は深く慮らせたまふ所あり、明治二十六年二月十日、各國務大臣・樞密顧問官及び貴族院・衆議院議長等を宮中に召して、次の詔勅を下し賜うた。

在廷ノ臣僚及帝國議會ノ各員ニ告ク

古者皇祖國ヲ肇ムルノ初ニ當リ六合ヲ兼ネ八紘ヲ掩フノ詔アリ朕既ニ大權ヲ總攬シ藩邦ノ制ヲ廢シ文武ノ政ヲ革メ又宇内ノ大勢ヲ察シ開國ノ國是ヲ定ム爾來二十有餘年百揆ノ施設一ニ皆祖宗ノ遠猷ニ率由シ以テ臣民ノ康福ヲ増シ國家ノ隆昌ヲ圖ラムトスルニ外ナラス

朕又議會ヲ開キ公議ヲ盡シ以テ大業ヲ翼贊セシメムコトヲ期シタリ而シテ憲法ノ施行方ニ初步ニ屬ス始ヲ慎ミ終ヲ克クシ端ヲ今日ニ正シ大成ヲ將來ニ期セサルヘカラス願ルニ宇内列國ノ進勢ハ一日ヨリ急ナリ今ノ時ニ當リ紛争日ヲ曠クシ遂ニ大計ヲ遺レ以テ國運進張ノ機ヲ誤ルカ如キコトアラハ朕カ祖宗ノ威靈ニ奉對スルノ志ニ非ス又立憲ノ美果ヲ收ムルノ道ニ非サルナリ朕ハ在廷ノ臣僚ニ信任シテ其ノ大事ヲ終始セムコトヲ欲シ又人民ノ選良ニ倚籍シテ朕カ日夕ノ憂虞ヲ分ツコトヲ疑ハサルナリ

憲法第六十七條ニ掲ケタル費目ハ既ニ正文ノ保障スル所ニ屬シ今ニ於テ紛議ノ因タルヘカラ

ス但シ朕ハ特ニ閣臣ニ命シ行政各般ノ整理ハ其必要ニ從ヒ徐ロニ審議熟計シテ遺算ナキヲ期シ朕カ裁定ヲ仰カシム

國家軍防ノ事ニ至テハ苟モ一日ヲ緩クスルトキハ或ハ百年ノ悔ヲ遺サム朕茲ニ内廷ノ費ヲ省キ六年ノ間毎歲三十萬圓ヲ下附シ又文武ノ官僚ニ命シ特別ノ情狀アル者ヲ除ク外同年月間其ノ俸給十分一ヲ納レ以テ製艦費ノ補足ニ充テシム

朕ハ閣臣ト議會トニ倚リ立憲ノ機關トシ其ノ權域ヲ慎ミ和衷ノ道ニ由リ以テ朕カ大事ヲ輔翼シ有終ノ美ヲ成サムコトヲ望ム

畏くも天皇は時局に鑑みて政府と議會との協同を望まれたので、閣臣には行政の大整理を命じ、聖上躬ら六ヶ年間、毎歲内廷費を節し三十萬圓を下賜し、文武官吏には俸給十分の一を納付せしめて、製艦費の補助に充てさせるといふありがたい思召を傳へられたのが、その御趣意である。

明治の憲政史家がこのことを以て、伊藤が衰龍の袖にかくれた非立憲の手段であると攻撃して、この盛徳を蔽はんとするの傾向のあつたことは、思はざるの甚しきことである。これは政

府と議會との上に立つて、一視同仁、兩者の和衷協同によつて、國運の進展を期したまふ天皇の御立場を考へないからである。且つ時勢が尋常平凡の時でない、東亞の形勢は日に危急を告げ、時局は一日の猶豫を許さない時である。若しこの時天皇が政府に聞いて議會を解散したまうたとすればどうか。豫算の不成立に伴ふ軍艦の建造、その他國防施設の廢絶をどうするか。議會に聞いて内閣の辭職を聽したまうたとすればどうか。時勢と國家の現状は未だ政黨内閣の組織を許すに至るまい。これは後年の憲政黨内閣の失敗に考へても推測される。しからは伊藤に代つて内閣を組織する者は、山縣か、松方か、黒田か。何れも容易に引受けまい。若し引受けたとすれば議會をどうするか。彼等が從來の主義行動から見ても、また將來の行動を考へて見ても、議會に屈服しまい。一方勝ち誇つた議會は解散によつて益々強硬になるばかりである。

こゝに於てか國防の急に應ぜんとすれば、立憲政治を破らねばならぬ。立憲政治に遵はんとすれば國防を後にせねばならぬ。國防を重しとするか、立憲政治を重しとするか。彼此何れを取るか。こゝに於てか我が國家が最大の危機に立つと共に、我が立憲政治は創始以來の最大危

機に立つことになる。叡明なる明治天皇がこの事情を洞察あそばされて、兩者の和協を論じたまうたのは、實に國家の危急を救ひ、立憲政治の漸次の發達を冀ひたまふ深遠なる叡慮である。と拜する外はない。しかも宮廷の費を節し、聖躬を以て範を垂れたまうたのは、何んと洪大な思召であるまいか。この叡慮を察する能はず、徒に憲政の形式に拘泥して、この事の是非を云々するのは眞に思はざるの甚しきものである。見よ憲政の先進國英國でさへ、國家の危急と見れば、今日に於て皇帝の命で、三派の首領を集めて、協力内閣を組織せしめたではないか。

當時皇室費は、臨時と經常とを合して、二百五六十萬圓から三百萬圓の間を往來してゐたので、三十萬圓の節減は、一割以上であつた。而かもその節約の内譯を見ると、天皇御躬からの費用、宮殿の裝飾費、御内宴の費等が主なるもので、かゝる中にあつても、山陵費・祭典費・皇太后宮諸費・内外使臣召宴の費等には、手をつけしめられなかつたとは、實にありがたいことで、我々はたゞ聖慮の厚きに感泣するのみである。

特にこの時、皇后宮の諸費も、初め節減せぬことにした。これも深い思召から出たことで、恐くは皇后宮の御健康等を案じ、且つ平素非常に切りつめた御生活から、その上の節減が困難

とされたからであらう。併し皇后宮は、この非常の場合、私のみ節減にもれることは、御上に對しても申譯がないとのことで、御自身の御申出でとうとう節減されることになつたといふことである。皇太后も亦この非常時に際して、その節減に加はらないのは天皇に對して申譯がないと思召されて、いろいろと御節減方を申上げたまうたが、孝心深き天皇は、決して御心配なさせたまふなと仰せられて、皇太后宮の費用には削減を許したまはなかつた。

この大詔を拜した貴衆兩院議員が、感泣して命を拜し、直に政府と妥協して、その豫算を可決したことは無論で、政府も無論大詔の旨によつて、行政整理を議會と公約した。貴族院の有給議員は、自ら進んで、歳俸十分の一を製艦費に上納することにしたのである。

當時に於ける政府・議會衝突の真相を明かにし、聖詔の意義を一層明瞭にせんがために、衆議院の上奏書、並にこれに對する内閣上奏書を参考のために掲げよう。

衆議院議長巨星亨本院ノ決議ヲ具シ謹テ奏ス伏シテ惟レバ天皇陛下經文緯武丕ニ中興ノ昌運ヲ啓キ參天貳地始メテ立憲ノ大典ヲ定メ特ニ上下一心和衷協同ノ懿訓ヲ垂レサセ給ヒ 天恩遍ク覆ヒ 皇澤洽ク潤フ、海内ノ臣民孰レカ感激シテ以テ報効ヲ圖ラザラム 臣等竊カニ惟

レバ立憲ノ要ハ上下心ヲ一ニシテ以テ大政ヲ翼賛スルニ在リ是故ニ立法行政各部ノ期スル所相與ニ赤誠ヲ披瀝シ以テ和衷協同ノ實ヲ擧グルヨリ重且ツ大ナルハナシ然ルニ議會創開以來立法行政ノ兩部常ニ調和ヲ失ヒ百揆凝滯シ庶績否塞シ終ニ世局ノ進運ニ隨ヒ革新改善ノ効ヲ收ムル能ハズ是レ臣等ノ精誠未ダ貫徹セザルニ因ルト雖モ抑モ内閣大臣其職ヲ盡サザルノ致ス所ナリ臣等政費ヲ削減シ用度ヲ裁節セント欲スルハ政府過大ノ弊ヲ矯メ民力休養ノ事ヲ行ハンガ爲メニシテ即チ第一期議會以來始終一貫敢テ渝ルコトナシ本院茲ニ明治二十六年年度豫算案ヲ議スルニ當リ反覆審査深ク国力ノ消長ヲ慮リ詳ニ事務ノ緩急ヲ察シ以テ歳出ヲ節省シ憲法第六十七條ノ規定ニ係ル歳出ハ本條ニ遵由シテ再三政府ノ同意ヲ求メタリ然ルニ政府ハ漫ニ不同意ヲ表シ而シテ其ノ理由及費途ヲ條舉説明セサルノミナラズ錢厘ノ微ト雖モ削減スベカラズト斷言セリ是ニ於テ本院ハ休會五日以テ政府ノ反省ヲ求ムト雖モ政府ハ猶前説ヲ固執シ敢テ省ミズ夫レ憲法第六十七條範圍内ノ歳出ニ關シ政府ノ不同意ヲ表スルニ當テハ其款項ヲ條舉シ其ノ理由ヲ明示スルハ立憲國大臣ノ德義ニシテ和衷協同ノ道モ亦此ニ在リ然ルニ内閣ノ舉措此ニ出デズ是レ臣等ノ甚ダ痛嘆スル所ナリ又軍艦製造費ニ關シテ曰ク議會ハ之ヲ

否決セント雖モ政府ハ憲法ノ許ス範圍内ニ於テ斷乎トシテ其ノ計畫スル所ヲ徹底スル道ヲ求メザルベカラズト臣等其ノ言ノ不經ナルヲ異ミ直チニ其ノ説明ヲ求ムト雖モ答ヘズ是レ大臣タル者ノ爲スベキ所ナランヤ臣等昧死敢テ天威ヲ冒シ宸聽ヲ煩シ奉ルハ豈臣等ノ素志ナランヤ誠ニ止ムヲ得ザレバナリ蓋シ政府議會比年相睽キ官民相軋ル所以ハ其ノ由テ來ル既ニ久シ今ニ於テ積弊ヲ除キ立憲政治ノ實効ヲ奏セズンハ國家ノ事爲メニ廢墮セントス夫レ政費國力相伴ヒ上一途ノ方針ニ據リ内ハ以テ國運ヲ隆興シ外ハ以テ國威ヲ宣揚スルハ實ニ方今ノ急務ナリ臣等民心ノアル所ヲ表明スト雖モ内閣ハ之ヲ峻拒シ臣等ヲシテ協贊ノ任ヲ全クスルヲ得ザラシム是レ財政ヲ調理シ國家ヲ經綸スル所以ノ道ニアラズ臣等此ノ如キ内閣ト竝ビ立チ上ハ聖意ヲ奉體シ下ハ民意ヲ暢達スル能ハザランコトヲ是レ恐ル伏テ願クハ 陛下特ニ叡感ヲ垂レタマハンコトヲ臣等誠恐誠謹テ奏ス

衆議院ノ上奏ニ關スル内閣上奏案

臣等誠恐誠謹ミテ惟ルニ立憲政治ノ要ハ上下ノ和衷協同ニ存スルコト素ヨリ言ヲ俟タズ、而シテ憲法ノ定ムル所國家各種ノ機關各々其領域ヲ守リテ其權能ヲ行ヒ互ニ相侵越スルコト

ナク而シテ後和衷協同ノ實以テ舉リ立憲政治ノ果以テ收ムベシ本期議會ノ今ヤ大半ヲ經過スルニ暨ヒ衆議院ハ一昨七日ヲ以テ上奏案ヲ議決シ昨之ヲ陛下ニ奉呈シタリ臣等謹ミテ按ズルニ明治二十二年不磨ノ大典ヲ宣布シ玉ヒ、翌二十三年帝國議會ヲ召集シテ千古未曾有ノ盛事ヲ舉ゲ玉ヒテヨリ以來、立法ノ協贊ニ任ズルノ議會兩院ト、行政ノ職司ニ具ハルノ閣臣トハ各々其權能ニ依リテ大政ヲ協翼シ、草創ノ際素ヨリ庶績ノ一時ニ咸懇スルヲ期スル能ハザリシト雖モ革新改善歲月ヲ積ミテ成ラントスルノ効亦見ルベキモノナシトセズ陛下乃チ第二議會ヲ開始セラル、ニ於テ、光輝アル憲法上ノ進行ヲ誤ラザルコトヲ嘉獎シ玉ヒ、更ニ和衷協同シテ益々其公務ヲ竭サムコトヲ望マセ玉ヘリ。不幸ニシテ會期未ダ半ナラズ、衆議院ハ解散セラレタルモ、第三期ノ召集ニ迫ビテ會期ノ間各者ノ權能亦互ニ相干犯スルニ至ラズシテ平和ノ閉會ヲ告ゲタリ。臣等竊ニ既往ノ迹ニ就テ之ヲ窺測スルニ、憲法ノ條章ニ遵ヒ、國運ノ進行ヲ求ムルハ前程ノ悠遠ニシテ猶ホ上下ノ努力ヲ要スルモノ固ヨリ多シト雖モ、其後來ニ於ケル亦大ニ望ムベキモノアリ。是ヲ以テ去年八月臣等寵命ヲ畏ミテ大政參贊ノ重寄ヲ辱クシテヨリ、夙夜戰兢以テ聖旨ニ副ヒ皇謨ヲ恢ニスルノ道ヲ求メ、内ハ庶政ヲ整理

シテ百務ヲ疏ミ、外ハ交誼ヲ厚クシテ平和ヲ維持セント欲シ、黽勉勵敢テ懈怠セズ。臣等ノ驚劣ナル未ダ素志ノ萬一ヲ遂グル能ハズト雖モ、鄙衷ノ存スル所ハ聊カ立憲ノ軌轍ニ由リ更ニ光輝アルノ進行ヲ謀ラントスルニ外ナラズ。乃チ明治二十六年總豫算ノ如キモ、就職ノ日淺ク、考查ノ功舉リ難キヲ憂フルト雖モ、晨夕從事以テ緩急要否ヲ計議シ、其結果ヲ以テ上裁ヲ得、帝國議會ニ提出シタリ。爾來衆議院ノ審查討議ニ於テ條分縷晰以テ提出費額ノ必要ナルヲ詳陳シタルニ、衆議院ハ會テ之ヲ省ミズ。別ニ其委員ノ擬議シタル泛定標準ニ依リ、殆ド討論ヲナサズシテ削減修正ヲ議決シ而シテ其ノ削減憲法第六十七條ニ關スル歳出ニ及ベルヲ以テ、之ヲ政府ニ致シ以テ同意ヲ求メタリ。臣等受ケテ之ヲ審按スルニ、現行官制ニ依テ行政機關ノ必要ナル運行ヲナシ、及ビ現行法律ニ遵テ政務ヲ施行スルニ皆扞格支吾セザルナキヲ以テ、先ニ命ヲ待チ理由ヲ陳辯シテ不同意ヲ表明シタルニ、衆議院ハ強テ自己ノ削減ヲ徹底セントシ、再ビ前ノ修正案ニ對シテ同意ヲ求メ、而シテ臣等ガ遂ニ同一ノ修正案ニ對スル廟議ヲ翻スノ奏可ヲ乞ハザルヲ見ルヤ、款項ヲ條舉シ其理由ヲ明示セザルヲ以テ辭トナシ、以テ上奏スルニ及ベリ。夫レ憲法第六十七條ノ歳出ハ政府ノ同意ナクシテ廢除削減

スルヲ得ザルノ歳出タリ。則チ苟モ政府ノ同意ヲ求メテ之ヲ得ザルヤ、議院ハ固ヨリ之ヲ強フルノ權能ニアラズ。而シテ同意ヲ求メ及ビ之ニ答フルニ款項ヲ條舉セザルハ第一期議會以來ノ慣行タリ。今ノ衆議院亦之ニ依遵シテ以テ求メタルガ故ニ、臣等モ亦之ニ依遵シタルニ過ギズ。其修正ニ反對スルノ理由ノ如キハ委員會ニ本會議ニ、已ニ詳陳シ盡シタルノミナラズ、臣等更ニ不同意ヲ表明スルニ於テ之ヲ辯明シタレバ、議院ハ固ヨリ前案ニ付テ同意ヲ求ムル謂レアラズ。衆議院ガ之ヲ三たびスルト共ニ自ラ五日ノ休會ヲナシタルハ臣等ノ解スル能ハザル所タリ。又彼ノ軍艦製造費ニ至テハ、明治十五年ニ定メラレタル 聖謨ノ深遠ナルアリ、第一期議會ニ詔ラセ玉ヘル 聖旨ノ懇勸ナルアリ、臣等就職以來亦最モ參畫ニ慎ミ、列國ノ形勢ニ顧ミ、帝國ノ經濟ニ徴シ、年所ヲ期シテ成功ヲ責ムルノ算ヲ立テ、上裁ヲ得テ提出シタルニ、衆議院ハ國防ノ急務ヲ度外ニ措キ漫然廢除シタリ。臣等又東洋ノ大局ヲ維持スルガ爲ニ政府ハ憲法ノ許ス範圍内ニ於テ斷乎トシテ其經畫スル所ヲ徹底スルノ道ヲ求メザルベカラザルコトヲ宣言シタルニ對シ、衆議院ハ政府ガ將來ニ執ルベキ手段方法ヲ説明セザルヲ以テ漫ニ之ヲ不經ナリトナシ、又之ヲ上奏ノ辭柄トシタリ。蓋シ政府議會相睽離スルハ

固ヨリ國家ノ祥事ニ非ズ。而シテ官廳ノ間積弊ノ除クベキモノアラバ之ヲ芟鋤スルニ固ヨリ假借スル所アルベカラズ。臣等就職以來志ス所ノモノ亦未ダ曾テ茲ニ存セズンバアラズ。然レドモ國家ノ進歩ニ伴フ事業ノ伸張ハ、一方ニ於テ國庫ノ入ヲ増シ、他方ニ於テ國民ノ利ヲ加フルモノナルガ故ニ、泛然民力ノ休養ヲ理由トシテ其必要ノ支出ヲ拒ムベキニ非ズ。而シテ既定ノ行政組織ト既存ノ法律トヲ保持シ、其運行施用ヲ全クスルハ臣等ノ責任ナルガ故ニ衆議院ノ修正案ニ於ケルガ如キ巨額ノ削減ニハ臣等決シテ同意スル能ハズ。是レ臣等ノ敢テ命ヲ待テ衆議院ノ要求ヲ斥ケタル所以ナリ。臣等ガ命欽ミテ萬機ニ參畫スルヤ、立法及財政ノ要務ニ付キ素ヨリ憲法ノ條章ニ循ヒ議會ノ協贊ヲ待ツモノナルガ故ニ、兩院ノ議決時ニ臣等ノ議ト相容レザルアルハ固ヨリ臣等ノ豫期スル所ナリ。臣等ノ志ス所大體ニ於テ和衷協同ノ本旨ヲ失ハズ。以テ國運ノ進歩ヲ立憲的動作ニ求ムルニ外ナラザルガ故ニ、權能ノ及バザル所ハ素ヨリ相強フルヲ欲セズ。然ルニ衆議院ハ日本憲法第六十五條ノ歳出ニ關シ、政府ト意見合ハザルノ故ヲ以テ官民不和ノ兆トシ、衆議院ト政府ト竝立スルコト能ハズトマデ極言シ、議事ノ進行ヲ中止シ、二十五日マデ休會ヲ決議シタリ。臣等ガ所見ヲ以テスレバ衆議院



ノ舉動ハ國憲ノ進行ヲ誤リ 皇謨ノ恢弘ヲ碍グルノ結果ニ陥ルノ虞アルヲ以テ、今左ノ二案ヲ具ヘ謹デ勅裁ヲ仰グ

甲案 議院ノ上奏ニ對シ 勅答ヲ賜ヒ、更ニ政府ト和協ノ議事ヲ開カシメラル。此ノ案ニ依ルモ議院 聖旨ニ順ハザルカ又再ビ和協ノ結果ヲ得ザルノ場合ハ解散ノ止ムベカラザルハ勿論ナリ

乙案 直チニ解散ヲ命ゼラル。

恭シク惟フニ臣等驚鈍立憲ノ大事ヲ翼賛スルニ敏ナラズ。遂ニ議會ヲシテ 聖聽ヲ奉瀆セシムルニ至ル。臣等恐竦ノ至ニ堪ヘズ。今日ニ至リ進止唯ダ 陛下ノ命ズル所ノマ、ナリ。併セテ詔命ヲ待ツ。臣等誠恐誠懼謹ミテ奏ス。

明治二十六年二月九日

各 大臣 署名

(句點引用書ノマ、)

### 一〇 明治天皇の立憲的御態度

明治二十六年二月十日の聖詔は、明治天皇の我が立憲政治の危機を救はせたまはんための深遠なる聖慮から發したものであつたことは、前節に述べたごとくであるが、私は更に天皇の議會及び政府に對して御取りあそばされた態度が、常に極めて立憲的であつたことを述べて見たい。天皇は剛毅の天資を以て、萬機を總攬したまひ、所謂御親政の實を擧げさせたまうたが、しかしその御言行や、御態度は極めて立憲的であらせられたのである。

井上毅、は嘗て人に明治天皇を語つて曰く、

模範的立憲君主とは、聖上の御事ならむ、その一言一行悉く規矩に中りて、何等の御失徳ありとも覺えず、嬖人なく、僥臣なく、内寵なく、狗馬聲色の樂なく、切々、孜々、只だ政を執り、偏なく黨なく、蕩々として、只だ公を乗り給ふ、

と。眞にその通りである。高田早苗博士は、初期の代議士として民黨のために働いた人で、英國憲法史の大家であるが、最近日本憲政の起原及び發展を語り、

私は歴史、殊に英吉利の歴史を大分讀んだ方であるが、英國はあの通り憲政の母國であるが明治天皇程立憲的の君主といふものは今日までに英吉利にもあまりなかつた。今の英國の陛

下は未だ御若い、その御父上、其前のエドワード王も誠に素直な方、柔らかな方であつたが、ずつと昔からヴィクトリア女皇の時まで、あの長い間に、明治天皇に比較の出来る程の立憲的の君主は一人もなかつた。尤も英國ばかりでない、世界中何處の君主でも、過去に於て、明治天皇程立憲的な君主はないのであつた。

といつて。その理由として議會に干渉したまはぬこと、愛憎を以て大臣を任免したまはぬこと等を擧げてゐるが、何人も異議のないことであらう。

だが、明治天皇は、それ等に無關心であらせられたのではない。明治天皇のごとく、大臣や議會の言動に巨細の注意を拂ひ、何事も十分に御存じあそばされ、しかも妄りに干渉したまはぬ御方はないのである。伊藤・井上・松方等に與へられた書翰にはこのさまが能く拜察されるものがある。松方に與へられたものに、次の徳大寺侍從長の書翰がある。

拜啓、陳者過日閣下御演説後之議場之景況如何可有之哉被 聞召度候間、景況御奏上可被成候、右御沙汰により早々拜啓仕候、拜具

十二月二十二日

これは明治二十四年第二回議會の時のことで、この月十八日、松方總理大臣は豫算案の査定に反對して大に議員の反省を求めた。天皇はその演説後の議會の状況を御軫念あそばされて、この御下問があらせられたのである。

伊藤に與へられたものには、次のとき徳大寺の書翰がある。

拜啓、陳者今般臨時議會ニ對し、閣下御演説被成候由被聞召候ニ付、御旨趣御書取有之候ハハ、被供天覽候様御沙汰ニ付、此段申進候、匆々敬具

十月十八日

これは、明治二十七年廣島臨時議會の時のことで、十月十九日伊藤總理大臣は、日清交渉の顛末を述べて、日清開戦の止むを得ざるに出でたことを演説したが、その前日、伊藤の草稿を徴して御覽あらせられんとしたまうたのである。かゝる例は、他にもいろいろある。明治二十五年十二月一日、第四回議會に於て、内務大臣井上馨は、内閣總理大臣代理として施政方針を演説したが、その數日前、天皇はその草稿を徴して御覽あそばされてゐる。

かやうに、事前には詳細に御注意もあそばさるゝが、一旦決定した後は、毫も干渉容喙した

まはない。これに就いて、西園寺公は、嘗て私共の間に答へて、  
 明治天皇は人事・行政諸般の政務に就いて、事前に於ては、いろ／＼御注意もあらせられ、  
 御思召もあらせらるゝが、一度閣議で決定して正式に奏上された以上、一度たりとも變更せ  
 しめ、或は裁可したまはぬやうのことはあらせられなかつた。他の人の時も無論さうであら  
 せられたらうが、私の總理大臣の時には、一度もかやうのことはあらせられなかつた。  
 と語つたことがある。大隈重信は次のやうに語つてゐる。

陛下は如何に御自分で、是は裁可すべきものでないと御考へになつたことでも、輔弼の奏上  
 に對して直下に不可と仰せられたことがなかつたやうである。御意に召さぬ所があれば、一  
 々其場で精しく御下問になる。其御下問が仲々長多い。陛下は御記憶の優れさせ給ふた上に  
 御即位の初より萬機を御親裁あらせられた爲に、内外の政務は大小となく御通曉になつて居  
 た。故に御下問も仲々急所に中るのである。而して幾度か御下問があつて、結局御理解があ  
 れば、最初は容易に御裁可あらせられざるやうに恐れた事でも、釋然として御裁可になる。  
 若し又御下問に對して御満足になるやうな御答が出来なかつた時には、再議せよとの御詔が

あるばかりである。決して直下に不可とは仰せられない。時には臣下の申上ぐる道理のこと  
 でも、一寸御聞きにならぬ事はあつた。しかし、その時若し臣下が誠忠を披き、よく道理を  
 わけて御勧め申すと直く御分りになり、而して御聞入になつた。これに關する美談は數へ盡  
 せぬ程ある。

これも、天皇の立憲的御性格を語るものである。

立憲的君主として拜察さるゝことの第一は、法を重んじたまふことで、一度定めたまうた法を  
 容易に廢し、容易に壊るといふがごときことは決してあらせられなかつたのである。

立憲政治は法の尊重に始まらねばならぬ。伊藤は明治二十七年一月二十三日、内閣總理大臣  
 官邸に各府縣知事を招いて食卓を共にし、臨時總選舉に對する心得を訓示したが、その中に、  
 古人モ國家ハ、憲法ヨリ更ニ高キ地歩ヲ占メザルベカラズト云ヘリ、余モ復タ諸君ニ向テ憲  
 法ノ動作ノ爲ニ國家ノ治務ヲ廢スベカラズト云ハントス、

といふ語がある。伊藤の眞意は何處にあるや知らないが、實は非常に危険な語である。露獨の  
 專制的君主等のいひさうの語である。國家あつて憲法が制定せられたものであるから、國家は

憲法より重しといふは當然であらうが、自ら定めた法を尊重することを知らぬ國民は、決して優秀な國民でない。君主・宰相も同一である。明治二十四年五月、大津事變に際し、津田三藏を死刑に處せようとしたのも、二十五年二月の總選舉に選舉大干渉をやつたのも、何れもこの思想である。立憲治下に於てかやうな危険の語はないのである。

だが、明治天皇は、立憲政治の創始後、一語たりともかやうの語を仰せられたことはあられぬ。日本の憲政の最大功勞者は、明治天皇であらせらるゝと、今日に至つて感激新なる所以である。

かやうに立憲的君主であらせられたればこそ、議會開設以來、議會を通過した法律案を御裁可あらせられなかつたことが一度たりともなかつたといはるゝのである。思ふに明治天皇のごとく、能く御親政をあそばされ、しかも立憲的であらせられた御方は、東西に例を見ない。私に日本では天皇親政と立憲政治は同一で、たゞ表裏を爲すのみであるといつたのは、以上のごとき事實に就いていふのである。以下更に實例に就いてこれを述べよう。

#### その一 議會に對して

明治二十五年、第三回議會で、豫算案の審議を遂つて貴衆兩院の間に、憲法上に疑義を生じ六月十一日貴族院は、閣下の上奏して宸斷を仰ぐこととなつた。これより先、衆議院はその議決せる豫算案を貴族院に送附するや、貴族院は、衆議院の削除せる軍艦製造費及び震災豫防調査會設備費を復活し、その他は總て衆議院の議決を容れ、豫算案を更に衆議院に回附した。

これに對し、衆議院は

明治二十五年度豫算追加案に對する貴族院の修正は不合法のものなるを以て、衆議院に於て受領すべきものにあらずと決議せり、因て返却に及び候也、

と通牒した。だが貴族院は固より院議の合法を主張し、再度これを衆議院に送附した。しかし衆議院は依然としてその態度を變ぜず、再びこれが受領を拒みて、貴族院に返却した。そこで貴族院の上奏となつたのである。その理由とする所は、

憲法上豫算ニ對スル協賛ノ職權ニ於テ兩院ノ間ニ輕重スル所ナキヲ信ジ、又此職權ニ依テ修正ヲ行フニ當リ、政府ノ提出セル原案ノ款項ヲ復スルニ付テハ、法律上何等ノ制限ナキヲ信ズ、

といふにある。これは貴衆兩院の豫算に對する協賛の権限問題を決定せられんことを冀つた憲法上の重大問題である。この上奏に對し、明治天皇は如何に慎重なる態度を取らせたまうたか。

六月十日、天皇は兩院の爭議を聞召され、豫め上奏のことあるを慮りたまひ、樞密院議長伊藤博文を小田原から召したまうた。徳大寺侍從長はその御思召を伊藤に傳へてゐる。

拜啓、陳者議會昨今之情況疾に御承知ハ存候得共、追加豫算之内貴族院ニ於而款項ヲ設ケ候ヲ名トシ、衆議院ニ於而受理致サルコトニ決議シ、昨夕貴族院へ差戻シ候ニ而ハ兩院權限ノ争ト相成、本日再應貴族院ヨリ回付致スベキヤ又ハ貴族院ノ權限ノ伺書ヲ上奏致スヤ難計候得共、上奏之運ヒニ相成候得ハ、顧問府へ御諮詢可被遊候ニ就ハ重大之問題ニ付、顧問官ノミニテハ不完全ニも思召候、閣下速ニ御上京御待命被成候様ニと思召候、右急ヲ要シ候儀ニ付、乍艸暑拜啓仕候、恐々拜具、

六月十日

豫算案の審議に關する兩院の權限は、憲法制定會議に於ける重要問題であつたが、いろく

討議の結果、兩院の權限に軒輕なきことが確定されたのである。

第三回議會に於て、この問題が再燃したのである。しかし二度兩院の議となつて現はるゝや明治天皇は更に慎重に審議を思召され、樞密院に諮詢するに先だちて、先づ伊藤と熟議あらせられんとし、この書翰となつたのである。

さて愈々貴族院の上奏となるや、天皇はこれを受納したまひ、議長には熟讀致し置くとの勅語を賜はり、樞密院へ諮詢せられんとし、その期日に就いて、更に伊藤に御下問あらせられた。曰く

肅啓、陳者貴族院議長ヨリ憲法上ノ疑義ニ涉ルノ件、上奏案

陛下へ拜謁奉呈致シ候處、猶熟讀致シ置トノ勅語ヲ賜リ候、就而樞密府エ御諮詢被遊候ハ、來十三日午前書記官長召出、小官ヨリ可相達歟又ハ議會閉會餘日も無之ニ付、明日午前可被達方可然哉、閣下御考之處一應拜承致度、乍御手数折返シ貴答被下度、早々要事如此御坐候敬具、

六月十一日

樞密院に諮詢されたのは、十二日か、十三日か明かでないが、十三日に樞密院會議が開かれ、松方總理大臣から、蜂須賀貴族院議長に詔勅が下附されたのは、十三日午後九時三十分頃であつた。詔勅に曰く、

其院六月十一日附ノ上奏ノ件ハ憲法上ノ疑義ニ屬スルヲ以テ朕ハ之ヲ樞密顧問ニ諮詢シタリ  
樞密顧問ハ憲法第五十六條ニ依リ議決シテ上奏スルコト左ノ如シ

憲法上豫算ニ對スル貴族院及衆議院ノ協賛權ハ我帝國憲法第六十五條ニ依リ衆議院ハ貴族院ニ先チ政府ヨリ豫算案ノ提出ヲ承クルノ外兩院ノ間ニ軒輊スル所ナキモノナリ故ニ後議院ノ議院ハ前議院ニ對シテ何等羈束セラル、コトナク從テ前議院ノ議院ニ於テ削除セル款項ヲ存留スルハ素ヨリ後議院ノ議院ノ修正權内ニ屬スベキモノトス但シ後議院ノ議院ハ前議院ニ對シ議院法ノ命スル所ニ依リ同意ヲ求ムルヲ以テ唯一ノ手段トスルノミ

朕ハ此樞密顧問ノ議決ヲ採納シテ其院ノ上奏ニ答ヘ之ヲ領知セシム

御名 御璽

明治二十五年六月十三日

内閣總理大臣伯爵 松方 正義

これで兩院の権限争は解決された。これは帝國憲法としては當然なことであらうが、かゝる憲法上の疑義を決したまふ明治天皇は、極めて慎重公平で、極めて立憲的であらせられたのである。

明治二十六年十一月二十九日、第五議會の開かるゝや、その劈頭改進黨を中心とする民黨各派議員は、全院委員長及び常任委員の選舉を行ふに先ち、議事日程を變更し、自由黨所屬の衆議院議長星亨を彈劾し、

星亨は衆議院議長の重任にありながら、取引所問題に關し、暮夜密に政商と會見し、その位置を利用して便宜を與へ、不正の利益を占めた

といふので、辭職勸告の決議案を可決し、星に迫つた。その趣意は衆議院は議長星亨君に信任を置くこと能はず、同君の議長の位置に在るを欲しないから、自ら處決せよといふのである。

だが議會は敢て確證を供へなかつたので、星は頑として應ぜず、議會には議長の信任を問ふ権利はない、故にそんな決議に服従する義務はないと稱して肯んじなかつた。それで民黨各派議員等は、十二月一日遂に上奏案を提出し、天關に訴ふることとなつた。その文は、

衆議院副議長臣楠本正隆誠恐誠惶本院の決議を具し謹で奏す本院は衆議院議長星亨に信任を置く能はず故に其職に在るを欲せずと決議す臣等曩に議院法第三條に依り星亨を奏薦し勅任を辱うす是れ臣等不明の致す所誤て天聽を冒瀆す恐懼の至に堪へず謹奏す

といふのである。自由黨は星を擁護し、激論したが、上奏案は遂に可決せられ、翌二日楠本副議長は参内して、これを捧呈した。天皇はこれを御覽になつて、

これは衆議院内に於ける黨争の結果ではないか。議長は議員自ら選舉したものである。その議長が悪いといつて、朕に訴へるとはどうしたことか。何故に議會自ら解決しないのか。

と思召された。それで宮内大臣子爵土方久元を以て、議會に左の勅問を賜うて、その意を問はしめたまうた。

上奏の旨意は朕に議長を更任せよと請願するに在る乎、議院自ら不明なりしとの過失を朕に

謝するに止まる乎、更に院議を盡せ、

元來、議會がかゝる問題を以て、勅慮を煩はしたてまつるは恐れ多いことで、子供が喧嘩して親に訴へるやうなことで、斷じて立憲國民の所爲ではない。天皇はこの所爲を苦が苦がしく思召されたので、かゝる峻厳な御勅問となつたのである。議會は御勅問に接して大いに恐懼し更に院議を盡し、再び上奏して前の上奏は、議會自ら不明の過失を謝したてまつるのであるといふ意を奉答した。星はこの上奏に遇つても、頑としてこれに應ぜず、辭職を拒んだので、衆議院は遂に星を懲罰に付し、除名處分にして、漸く解決した。この問題は、天皇の議會に對する態度の如何に立憲的にして嚴乎たるものがあらせられたかを語るものである。

#### 其の二 政府に對して

議長星亨を除名して、議會の肅正を期した民黨聯合派は更に進んで、官紀振肅問題を提げて政府に迫つた。それは農商務大臣伯爵後藤象二郎・農商務次官齋藤修一郎等が取引所設置に關し、暮夜密に商賈と相會し、その請託を容れて、これに特殊の便宜を與へ、以てその間に私利を營んだといふのである。民黨各派はこの風説を認め、斷然默視する能はずとなし、十二月四

日官紀振肅に關する上奏案を提出した。上奏案は大多數を以て可決せられ、楠本副議長は參内してこれを閣下に捧呈した。上奏文は「閣臣の漫に臨むべからざるの席に臨み、會すべからざるの人に會し、饗宴を享け、其官僚をして贈遺を容れしめ、醜聞道塗に盈ち、惡聲街巷に喧し、政府の威嚴行はれず、宰臣の信用地に墜ちたり、今にして之を正さずんば、臣等恐らくは上陛下の盛徳を累はし、下衆庶の離心を致さむ」といつて聖斷によつて閣臣の不肅を誠しめたまはんことを冀ふといふのである。

官紀振肅上奏案の可決せらるゝや、後藤農商務大臣はその翌日を以て、直に閣下に伏して表を上り、恐懼罪を待ち、伊藤總理大臣も亦内閣首班の重寄にありながら、端揆統督の職責を盡さざるものあるを感じ、書を閣下に上り、その進止につき宸斷を仰ぎたてまつることとなつたこの官紀紊亂を以て、議會が内閣大臣を彈劾するといふ未曾有の出來事に對して、明治天皇は如何なる御處置を御取りあそばされたか。その御處置を拜すると、何時もながら、天皇の御思慮の周密にして、嚴正、在朝の權臣と雖も、その非違に對しては、毫も假借したまはざる事が、よく知られると共に、また天皇の立憲的御態度がよく拜察せられるのである。

さてこの上奏書三通を御覽あそばされた天皇は、深くその御處置を案じさせたまひ、これを樞密院議長伯爵山縣有朋に諮詢あそばされることになつた。山縣はこの時、京都に行つてゐたので、十二月九日御用御召の電報を發しさせた。偶々山縣は病氣に罹り、直に御召に應ずることが出来なかつたので、御猶豫を願ひ出た。それで侍從職幹事岩倉具定を京都に差遣しその病を問ひ、重ねて歸京の命を傳へた。山縣は病を押して歸京の途に就いたが、途中名古屋で病が復た起り、十七日の夜になつて漸く歸京した。山縣には早速内々御下問があつたが、山縣もこれには困つた。政治の可否なれば、奉答の方法もあるが、かゝる問題は樞密院としても全く前例のないことであるので、この諮詢を受くることには躊躇しその旨を奏したが、天皇は許したまはなかつた。思ふに議會と政府との衝突に際し、その處置を樞密院に問はせたまふは立憲國としては至當な御處置であつたと拜察される。

かゝる事情を知らざる衆議院は、上奏書奉呈の後十餘日に及び、伊藤首相が何等進退を決せんとするの色なきを見て、その態度を憤り、十二月十八日更にその處決を促がさんとして、左の決議案を提出して、迫る所があつた。



衆議院は去四日官紀振肅の上奏を可決し、政府の威嚴行はれず、宰臣の信用地に墜ちたり、今にして之を匡さずんば、上陛下の聖徳を煩はし、下衆庶の信任を失はんことを天聽に達したり、然るに當局大臣は今日に至る迄尙ほ未だ決する所あらず、依て衆議院は茲に内閣は速かに處決すべきものなりと決議す。

伊藤首相はこの決議案に憤慨し、議會に臨み、予は既に責を引き、上奏宸斷を仰ぎつゝ、あると告げ、大に議會の輕率を難じて曰く、

此の如く、上奏して今日迄宸斷を待ち奉つてゐるのである、然るに諸君は我等を被告として即ち天皇の宸斷を仰ぎながら、宸斷の未だ下らざるに當りて、催促をするとは如何なことか。勿論我等一身のためを圖れば、進退去就は風塵の如くである、然れども國家の重責を負うて一日も此の地位を空うすることは出来ない。また日本の政府は主權天皇にある政府である以上は、諸君の注文によりて進退されぬ、その去就は一に天皇の宸斷に由らざるを得ない我等は今日宸斷を待つてゐるのである。諸君の決議は餘りに輕躁でないか、諸君は此の議院に大臣を進退するの主權ありと御主張なさるのか。

と意氣軒昂、議場を睥睨したが、議會は耳を伊藤の演説に傾くる者なく、殆んど満場一致を以て、決議案を可決した。議會が上奏書を上つて、未だ宸斷の下らざるに於て、大臣の處決を決議するといふのは眞に恐れ多いことである。しかし議會では、未だ陛下宸慮の様を全く知らないから、かやうな決議をなすに至つたのである、伊藤はこの事情を詳かに議會に知らすのが、よかつたのでないか。何にも激昂して、議會で主權の所在を論じて大聲叱呼するに及ばないではないか。今日から見れば、議會の行動、大臣の處置、共に遺憾の點が多かつたことを認めざるを得ないのである。

天皇は御軫念益々深く、十二月二十三日、衆議院の上奏、竝に伊藤首相・後藤農相の奏文を樞密院に下附して、その意見を徴しさせたまうた。この日議長山縣有朋以下諸顧問官は御前に於て慎重審議を盡し、議長有朋は次の奏議を上つて、諮詢に奉答した。

樞密院議長伯爵山縣有朋樞密顧問ノ決議ヲ以テ謹ミ奏ス衆議院ハ本月四日ヲ以テ一ノ奏文ヲ呈シ官紀紊亂シテ閣臣ノ信用地ニ墜チタルヲ疏陳シタリ農商務大臣伯爵後藤象二郎ハ衆議院ノ奏文ニ言フ所ハ主トシテ其職司ニ關スルモノトナシ之ニ對シテ奉表陳辯以テ罪ヲ待チ内

閣總理大臣伯爵伊藤博文亦端揆統督ノ職盡サマルノ責ヲ引キ奏疏ヲ捧ゲタリ而シテ臣等至高  
 詢謀ノ職司ニ具ハルヲ以テ茲ニ恭シク諮詢ヲ賜フ臣等是ニ於テ乎恐懼敢テ肺肝ヲ披カズンバ  
 アラズ臣等衆議院ガ本案ノ奏文ヲ上リタルノ迹ニ溯リテ之ヲ察スルニ官紀不振ト目スベキ事  
 實ニ就テハ會テ之ヲ政府ニ質疑スルコトナク又敢テ閣臣ニ責ムルコトナク一日遽カニ議事日  
 程ヲ變更シ緊急動議トシテ殆ド討議ヲ盡サズ亦閣臣ヲシテ陳辯スルノ暇アラシメズシテ之ヲ  
 通過シ直ニ之ヲ天關ニ訴ヘタルガ如シ而シテ數日ヲ過ギ宸斷ノ未ダ下ラザルヤ衆議院ハ又直  
 ニ閣臣ニ對シ處決ヲ促スノ決議ヲナシタリ凡ソ閣臣ノ責ニ外ニ當ルアルニ於テ猶直ニ宮宸ニ  
 奏スルハ最モ重大ノ事件ニ於テ最モ慎重ノ用意ヲ以テセザルベカラズ衆議院ガ閣臣ニ質サズ  
 又閣臣ト其議ヲ悉スニ及バズシテ奏疏シ多ク事實ヲ明ニスルヲ勉メズシテ徒ニ 聖聽ヲ煩シ  
 タルハ臣等ノ取ラザル所ナリ

農商務大臣ノ陳情スル所ハ衆議院ノ上奏ニ比シテ事實ヲ具フル詳ナリト雖モ臣等ガ別ニ稔聞  
 スル所ニ徵スルニ農商務省ノ吏僚中其行爲往々疑似ノ迹ニ涉ルヲ免レズト認ムルモノ誠ニ之  
 ナキニ非ズ東京地方裁判所公廷ノ證言亦斑々之ヲ示スモノアリ抑モ農商務省ハ其職司最モ人

民ニ接近シ商工ノ營利ニ交渉スル最モ多キガ故ニ之ニ親ムヲ要スルト共ニ決シテ之ヲ狃レシ  
 ムベカラズ之ニ長官タルモノハ平生特ニ其僚屬ヲ飭厲シ以テ官紀ノ振フヲ任トスベキハ臣等  
 ノ疑ヲ容レザル所ナリ國務大臣ノ進退ニ至テハ特ニ陛下ノ大權ニ存シ外間ノ容喙ヲ許サズ衆  
 議院ノ奏陳亦素ヨリ之ヲ求ムルニ非ザルベク臣等又敢テ敷奏セズ責ノ輕重ト過ノ大小ト夫ノ  
 材ノ適否ト一ニ宸衷ニ斷ゼラルベキノミ而シテ今日内外時局ノ多事ナルハ陛下本年二月十日  
 臣僚ニ賜フノ宣旨ニ詔示セラル、所ノ如シ陛下在廷ノ臣僚ニ信任シテ陛下ノ事ヲ終始セシメ  
 ラル、ニ於テ一瑣事ノ爲ニ廊廟ノ柱礎ヲ搖撼スルハ宜ク避クベキノ事タルヲ信ズ臣有朋誠恐  
 誠惶謹ミテ以聞ス

よく條理を盡したもので、衆議院の行爲の輕率を難すると共に、農商務吏僚の飭厲すべく、  
 大臣の進退は、一に宸衷に斷ぜらるべきものなるをいふ、もとより立憲的に考ふるもこの外に  
 出でまい。

天皇はこの樞密院の奏議を嘉納したまひ、翌二十四日左の勅語を内閣大臣に賜はつた。

朕ハ本月四日衆議院ノ提出シタル奏疏ヲ讀ミ又之ニ對シテ内閣總理大臣伯爵伊藤博文及農商

務大臣伯爵後藤象二郎ノ陳奏ヲ閲シタリ

農商務省ノ職司タル其人民ニ接スルニ於テ最モ慎重ヲ加フヘキハ論ヲ俟タス朕ハ其主務大臣カ特ニ僚屬ノ飭厲ニ努力セムコトヲ欲ス

國務大臣ノ進退ニ至テハ一ニ朕カ心衷ニ存ス素ヨリ外間ノ容喙ヲ許サス願フニ宇内ノ形勢ハ國家ノ進運ヲ促スコト頗ル急ナリ而シテ時局多事朕カ開國進取ノ國是阻格ヲ致スカ如キハ朕ノ最モ軫念ニ耐ヘサル所卿等夫レ努力以テ能ク朕カ事ヲ終始セシメヨ

この勅語は立憲政治に對する明治天皇の思召を最もよく表明したものである。その中には、議會・政府何れも偏重したまふことなき聖慮と國務大臣の進退は一に朕が決する所であつて外間の容喙を許さないといふ大權把持の思召、また吏僚の戒飭と官紀振肅に對する斷乎たる教旨とがいづれも拜察されるのである。されば、農商務大臣伯爵後藤象二郎はこの勅語を拜するや直に訓令を省中に發して戒飭する處があつたが、翌二十七年一月に至り、次官齋藤修一郎はその職を免ぜられ、その月二十二日には、後藤大臣も亦願により、その職を免ぜられた。後藤には、特に前官の禮遇を賜ひ、爵香間祇候を仰付けられたが、世人はこれを以て官紀振肅問題の

結末とし民黨派の勝利と稱した。私はこの事件の中に明治天皇の立憲政治に對する聖旨と御態度とを十分に看取して感激の念に堪へないのである。

## 一一 民黨議員旗幟を改めて政府に迫る

御軫念益々深し

聖恩に感泣して、第四議會は無事に終つた。伊藤は聖旨を體して陸軍と海軍、それに行政と所謂三大整理を斷行した。この整理はかなり根本的なもので、明治二十六年十一月第五議會が開かれるまでに完了した。しかし民黨諸派はこん度は、攻撃の旗幟を變へて來た。官紀問題と外交問題とを掲げて來たのである。尤も自由黨は、民黨を離れて、前の吏黨で、御用黨とされた國民協會が加はつて民黨は六派となつた。官紀振肅上奏案で、伊藤首相と後藤農相とを彈劾し、條約厲行建議案で政府の軟弱外交を攻撃し、對外的國民運動を起さうとしたので、またもや政府と民黨とは、正面衝突を來した。議會は停會に停會を重ねたが、十二月二十九日、第五議會は又々解散された。何しろ問題が、對外的であるので、各國公使は痛く議會の言論を憤り、

若し日本が條約を履行するならば、我々にも覺悟があるといつて、外務大臣に迫るといふ有様。政府はこれが條約改正に影響するのに困つて、議會の處置は攘夷論の再興で、維新進取の國是に反對するものである、と頑強にこれを排斥したのである。今度は全く妥協の道がない。明治天皇の議會に對して憂慮あそばされたことはまた非常のものであつた。

當時内大臣秘書官を勤めてゐた櫻井能監が、樞密顧問官佐佐木高行に語つたところによると、この頃天皇は議會の状況に非常に御心配あそばされて、絶えず議會に侍従を差遣して、議事を傍聴させて、報告せめしたまうばかりでなく、議會が少しく激論するやうなことがあると、直ちに電話でこの有様を奏聞せしめたまふといふ有様で、議會で今誰が激論をして、誰がさわいだと議場の出來事は大小となく知召したまうた。また絶えず使者を出して、議會の問題に就いて、その原因はどうか、どうしてそれに對抗するかと、こまごまと御下問あらせられた内閣書記官連などは天皇とはかくまで議會や政治について御軫念あらせらるゝものであるか、今まで考へてゐたことと全く違ふといつて、今更らながら、憂慮の厚きに感泣したといふことである。

明治天皇の政治に御精勵あそばされたことは、いろ／＼に語り傳へられてあるが、議會に對する御軫念のかくまで深く、かくまで御精勵あそばされたことは、餘り傳へられてゐないので特に私はこのことを、こゝに御傳へしたのである。

### 一二 伊藤内閣二度解散を奏請す、

#### 上下の衝突を歎じたまふ

さて總選舉は、明治二十七年三月一日に行はれ、五月二十一日、第六議會は臨時に召集された。自由黨・改進黨・國民協會何れも過半数に達しなかつた。が政府反對に於ては、或る點まで一致したので、先づ政府不信任が決議され、尋いで彈劾上奏案が可決された。その文に曰く衆議院議長臣楠本正隆誠恐誠惶謹ミ奏ス、  
 叙聖文武天皇陛下登極ノ首メ五事ノ誓文ヲ下シ  
 明カニ億兆ニ示シ給ヒ上下心ヲ一ニシ盛ニ經綸ヲ行ハシム大詔ノ嚴ナル屹トシテ山嶽ノ如ク  
 天恩ノ厚キ穆トシテ春風ニ似タリ臣等瞻仰景從日夜孳々トシテ 盛徳ヲ翼賛シ 鴻旨ニ奉答  
 セムト欲スルモノ年已ニ久シ然ルニ比年閣臣其施設ヲ誤リ内治外交共ニ其職責ヲ失シ動モス

レバ則チ累ヲ 帝室ニ及ボスニ至ル義ニ第四期帝國議會ニ方リ閣臣ノ見ト臣等ノ議ト相觸レ  
臣等内閣ト竝ビ立ツ能ハズ謹テ上奏以テ罪ヲ俟ツ 陛下畏クモ誓文ノ意ニ基ツカセラレ大詔  
ヲ下シ在廷ノ臣僚及帝國議會ノ各員ニ告ゲ和協ノ道ニ由リ以テ大事ヲ補翼シ有終ノ美ヲ濟サ  
ムコトヲ望ミ特ニ閣臣ニ命ズルニ行政各般ノ整理ヲ以テシタマヘリ國務大臣モ亦隆渥ノ 聖  
旨ヲ奉シ第五期帝國議會ヲ期シ政綱ヲ振厲シ政費ヲ節減シ海軍ヲ釐革センコトヲ誓ヘリ是ニ  
於テカ舉國ノ民 陛下ガ輿論ヲ嘉納シタマフヲ聽キ額手シテ第五期帝國議會ヲ俟チ來蘇ノ慶  
アラムコトヲ翹望セリ然ルニ閣臣ノ經營一時ニ彌縫スルニ止マリ政綱未ダ振厲セズ海軍未ダ  
釐革セズ惟タ僅ニ費途ヲ節シ吏員ヲ沙汰シ以テ大事ヲ模稜スルニ過ギズ特ニ外政ニ至リテハ  
儉安姑息唯外人ノ歡心ヲ失ハントコトヲ是レ畏レ内外親疎輕重ノ辨別ヲ顛倒スルニ至ル是レ臣  
等ガ偏ヘニ聖旨ニ背戾セムコトヲ恐レ戰兢自ラ安ンズル能ハザル所以ナリ臣等區々ノ微衷恭  
ク大詔ニ遵ヒ經綸ヲ劃シ至誠以テ 天意ニ奉答セント欲スト雖モ閣臣常ニ和協ノ道ニ背キ臣  
等ヲシテ大政翼賛ノ重責ヲ全フスル能ハザラシム此ヲ以テ臣等閣臣ニ信ヲ置ク能ハザルナリ  
今默セントニシテ之ヲ匡正セズンバ臣等竊カニ恐ル憲政内ニ紊亂シ國威外ニ失墜センコトヲ

是レ臣等ガ默セント欲シテ默スル能ハズ敢テ赤心ヲ披瀝シ闕下ニ陳奏スル所以ナリ仰ギ願ク  
ハ 陛下天地覆載ノ恩ヲ敷キ日月ノ照鑒ヲ垂レ玉ハンコトヲ衆議院議長臣楠本正隆誠惶誠恐  
謹ミ奏ス

何時の上奏書も、文字激烈なるはいふまでもないが、この時程激烈剴切を極めたものは尠な  
からう。この時に於て、民黨諸派の氣焰益々揚がり、藩閥の牙城を粉碎せんとしたのである。

五月八日の時事新報は、この前の消息を報じ、

過日來の交渉會に於て解散・厲行・千鳥艦等の諸問題を協議せし末、尾崎・元田・長谷場・  
神鞭等の諸氏を特別委員に選舉せしは、一大彈劾上奏案起稿の爲めにして、其起稿の方針は  
右の諸問題を始めとして、現内閣の失政を總括し、一舉して藩閥政府の城壁に薄るにありて  
脱稿の上は更に交渉會に附して之を確定する筈なり

云々である。かやうな氣團氣の裡に就て起草されたから、激切を極めたことは當然である。六  
月一日、議長楠本正隆參内捧呈した。翌二日宮内大臣は、口頭を以て正隆に聖旨を傳達した。

衆議院の奏上は御採用に相成らず、上奏に對せられては別段書面を以て、勅答あらせられず

と。やがて衆議院は再び解散せられた。上奏は御採用にならずと告げ、再度解散せられた。伊藤は解散奏請書を公にした。伊藤等の考はこの時條約改正に着手し、英國その他と談判中である。議會の議論は直に談判に影響するので、政府は戦々競々として、現行條約履行論を恐れ、かくまで強硬な態度を奏請するに至つたのである。何分條約改正は明治政府外交の全部といはれ、そのため、幾多の犠牲が拂はれた。岩倉大使の歐米行も、伊藤・井上が、歐化主義を唱へ條約改正のためなら、日本を擧げて、歐米化するもよろしいといふ極端になつたのも、井上が八年間苦心したのも、大隈が隻脚を失つたのも、悉くこのためであつた。これが機熟して、今度こそは改正が出来る、しかも對等條約が出来る、と伊藤と陸奥とが、畢生の力を盡してゐる時に、この履行説と來たので、かくては外國の不信用を來し、千仞の功を一簣に缺くに至るといふので、飽くまでこれは阻止しなければならぬ、議員の攘夷的議論など顧みる所でないといふのが、この時の伊藤・陸奥などの考であつたらしい。

第五議會の解散されるや、貴族院各派の有志議員は伊藤の擧を非難し、何故に解散奏請の理由を示さざるかと、明治二十七年一月二十四日公爵二條基弘・公爵近衛篤磨等三十八名の連署

を以て、忠告書を伊藤首相に贈つてその反省を求めた。

伊藤はこれを上奏し、議會解散の理由を表示するの書を復し、衆議院は到底和協によりて大業を翼賛するの望無きものと認むと斷言した。しかし二條・近衛等の有志議員はその聲明を以て誣妄なりとし、和衷協同を破るの罪は衆議院にあらずして政府にありと斷定し、復論に服する能はざる理由を伊藤に與へた。かくて彼等は衆議院に同情し、總選舉に際しては對外硬派に後援した。

實際この時に於ける政府と議會との衝突は益々深刻を加へ、兩者の調停はまことに望み渺なく見えた。明治天皇の御憂慮は並々であらせられなかつた。議會制度は果してアングロサクソン民族以外では成功しないのかと、歐洲學者の説、獨逸皇帝の忠言などを御回想あそばされずにはゐられなかつた。

佐佐木高行が一月十九日、参内拜謁した時に、いろいろと聖慮を御物語りあそばされたことが高行の日記によつて知られる。それによると長くも國會開設は早過ぎたのでないか、何事もあまり急進の弊があるのではないか、また板垣や大隈も一度は要路に立ち、功勞もあつた人故

内閣を任してよからうが、兩人が並立することは出来ざるべく、また十分に閣臣を描へることも困難だらう、かくては一層政事が困難になるから、今のまゝ伊藤にやらせる外はあるまいと思召されたやうに拜察される。恐れ多いことであるが、議會開設後、天皇の御性格は一變したまうたとまでいはれるのは、議會に對する御軫念の並々ならぬ結果であると察せられる。實に當時の狀を拜察すると、至尊をして獨り國を憂へしめたまふといふ有様であつたのは、今に於て恐懼に堪へない所である。

### 一三 朝野抗争の煩累を皇室に及さんことを 恐る、その對策

皇室と人民の接近に努む

伊藤内閣が、再度の解散奏請は、大いに國民を驚かした。貴族院を始めとし、中立有識階級の中にも、衆議院に同情し、内閣の措置を非難し、かゝることが續いては、政争の餘弊が、皇室に波及し、民怨が皇室に歸するやうになりはしないかと憂ふる者が出て來た。

明治二十七年六月五日貴族院議員安場保和が、佐佐木高行を訪問して、時事を談じ、閣下は近來朝野何れにも交際が少ないから、御存じないかも知れないが、今日は恐しい人氣で、新聞などは、御用新聞の外は、一として政府に味方するものはない、元來解散は止むを得ないとしても、一方では内閣を辭職さすべきであつた、然るに衆議院の上奏を御採用無之とて、却下されたとは恐れ入つた次第である、何分内閣が今日のやうに、人望を失しては、辭職の外はあまり、さもなくば、恐れながら皇室を怨み奉るやうになるのが人情であらう、このまゝで續いたら、今年十一月の國會までには、必ず、流血の不祥事を見るに至るであらうといつて、時勢の危機を高行に説いた。

この安場は熊本人で、元來保守主義の穩健の人であつた。この人からかゝる言を聽いては、佐佐木も氣になるので、まさかこれ程までに、時勢は迫つてもゐまいと思つたが、六月十一日林友幸（貴族院議員）に會つて、貴族院の形勢を聽いて、その形勢の意外なるに驚いて、これは傍觀して居れない、これをこのまゝに放擲しては、民怨の皇室に集るのは必然であるといふので、その日參内して侍從長徳大寺實則と侍從職幹事岩倉具定とに面會して、いろ／＼御注意

を申上げた。かやうの時節には上下の意志が疏通し、聖徳が普ねく國民に光被することが、最も肝要であるとして、陸海軍人や、勳功の面々、華族等を時々御召になつて、親しく世情を御聽になることと、皇室と人民とを一層接近させて、御盛徳を下々にまで貫徹せしめんために、兵營または學校等に度々行幸あらせられ、下情に通じたまふと共に、上意を下々まで、徹底するやうになされることが急務である、それには兩公の心がけと注意とが肝要であると、忌憚なく忠言を申上げた。當時の時勢はかやうに急迫してゐたのである。

伊藤首相政黨首領召集の議を唱ふ

この上下の空氣を見、また宸襟を悩ましたまふの狀を拜しては、伊藤首相も安んずることが出来なかつた。かくて考へたのが政黨首領召集の議であつた。元來政黨がかくまでに、政府に反抗するのは、彼等が洪大な叡慮を拜したことなく、國家前途の大計に就いて考へることがないからであるから、各政黨の首領を御前に召して、叡慮のある所を直かに示し、隔意なく國家の大計を審議さしてはどうか、我々も亦席末に列し、大いに胸襟を啓いて、反覆熟議しようといふ議を建てた。伊藤博文秘録には左の上奏文の草稿がある。

臣博文謹白、臣竊ニ方今ノ形勢ヲ觀察スルニ、外條約改正ノ問題、今將ニ最後ノ談判ヲ開キ、本年ヲ期シ、其成否ヲトセントスルノ時機ニ際會シ、内議會ノ多數ハ、往々政府ノ廟略ニ反對シ、憲法實施以來既ニ五年ノ星霜ヲ經過シ、國家前途ノ大計尙茫洋ノ歎ヲ免カレズ、是畢竟臣等ガ區々ノ微忠、未ダ以テ政海ノ人心ヲ收攬スルニ足ラザルノ致ス所ト雖、亦各政黨ノ軋轢、紛爭、競テ政府ニ反對スルヲ以テ屑トシ、却テ國家ノ大計ヲ藐視スルノ弊ニ坐セズンバアラス、今ノ勢ヲ馴致シテ以テ、悠々歲月ヲ空シクセバ、恐ラクハ益々國歩ノ艱難ヲ醸成シ、終ニ回ス可ラザルノ虞ニ墜ラザルヲ保シ難シ、宣シク今ニ及テ、之ガ救護ノ方法ヲ求メ、外與國ノ輕侮ヲ禦ギ、内人心ノ紛亂ヲ糾シ、國家百年ノ長計ヲシテ沮廢セシムルコトナキヲ期セントス、臣陛下ノ重寄ヲ膺ク、獻替ノ責臣身ニ在リ、竊ニ國家ノ爲ニ虞ルニ、各政黨ヲシテ紛爭ヲ止メシメ、國家ノ大計ヲ翼賛セシムルハ、其ノ黨派ヲ指揮誘導スル首領タル人物ヲシテ、陛下叡旨ノアル所ヲ奉體服膺セシムルニ如カズ、政府議會共ニ區々過去ノ情故ニ拘泥シ、固執紛爭、其底止スル所ヲ知ラズンバ、憲法政治ノ美果得テ望ムベカラズ、願クバ陛下親シク閣臣及各黨首領タルモノヲ御前ニ徵サレ、論スルニ叡旨ノ在ル所ヲ以テシ、之ヲ一



堂ニ會セシメ、以テ國家前途ノ大計ヲ審議セシメラレシコトヲ、臣亦席末ニ班シ、胸襟ヲ啓キ、赤誠ヲ吐露シ、反覆熟議、カメテ其歸一ヲ圖リ、而シテ臣等覆奏スル所ヲ以テ、陛下ノ聖裁ニ供セント欲ス、仰願クバ陛下臣愚衷ヲ容レ、裁可ヲ賜ランコトヲ、臣切望懇願之至ニ勝ヘズ、臣博文誠惶々々頓首再拜白、

別に年月の記載もないが、明治二十七年第六議會の前後であることは、文意で明かである。かくて政黨首領を御前に召して御懇諭あらせられんことを請はんとし、同時に政黨首領には書面を以て、苦衷を告げ、懇談せんことを求めようとした。

陳者、小生各位閣下ト一日會合團欒、國家ノ大事ヲ御相談申度候、帝國議會之開期モ現ニ數日之内ニ相迫候處、本年モ亦軋轢紛争之間、國家ノ大事結局ヲ了セズシテ閉會ニ立到候時、將來之治亂殆不可測者有之深憂ノ至ニ不堪、各位閣下ニ於テモ御同感之事ト拜察仕候、萬一ニモ憲法政治之運用失其當様之儀有之候而ハ、皇上ニ宸襟ヲ奉惱、下ハ萬民ヲシテ塗炭ノ苦ニ陥ラシメ、終ニハ國家ノ命運ヲ危殆ナラシムルニ至ラシメ候時ハ、臣等假令以一死我祖宗之神靈ニ謝スルモ何ノ國家ヲ益スル所カアラン、今日小子各位閣下ニ面シ所見ヲ開陳シ、上

ハ、皇上ノ宸襟ヲ奉安、下ハ萬民ヲ溝壑ニ填セザラシムルノ方法ヲ講究センコトヲ要請スル所以ナリ、各位閣下、一日ノ日子ヲ惜シムナク、願クハ時日ヲトシ、會見ヲ許サレンコトヲ敬請、

これ等の文書は、伊藤公爵家にその草稿が保存されてあるが、實際奏上されたものか、また大隈・板垣等の政黨首領に贈られたものか、不明である。また實際贈られたものとしても、當時の切迫した政情が、容易に打開されたと思はれない。だが伊藤が政府と議會との衝突を極度に憂慮し、一身を挺して、その解決に當らうとした意志のあつたことだけは、確かである。

伊藤が政黨首領召集の議と佐佐木が皇室と人民とを接近せしむるの議とは、其の歸する所は同一で、共に時勢を深憂し、明治天皇の宸憂のさまを拜察した忠誠の言である。而して第六議會の前後は、かくのごとく政府議會の間には、何にか打開の策を講ぜずんば、その危機測るべからざるものがあつたのである。その危機を救つたのは、明治二十七八年戰役で、全國民は宣戰の詔勅一つで、また、く間に、皇室を中心にして結合してしまつた。これまで政争の激烈を以て、列國を驚かした日本は、こゝに速にして鞏固なる國民的團結の達成によつて、再び世界

を驚嘆せしめたのである。

#### 一四 軍國議會、上下協同の聖旨成る

帝國議會は國民の意志發表の機關である。國民はその與へられた自由と權利とを以て、議會はその與へられた審議・協賛の權を以て、また上奏・決議の權を以て、政府と鬭争するは自由である。そこに議會の特權と效果とがある。だが鬭争そのものが目的でなくて、それによつて國民の眞の意志を發揮し、上下和衷協同して、國運の進歩に貢獻するのが目的である。故に明治天皇は憲法を發布したまふに當り、國民に告げたまふに、

朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

といふ御語を以てしたまうた。この勅語こそは、明治天皇の憲法發布、議會開設の御目的を示したまうたものである。天皇は帝國議會によつて、國民が和衷協同、帝國の光榮を宣揚し、祖

宗の遺業を完成せんことを欲したまうたのである。

従來の議會は自由民權を伸張するに急にして、藩閥の非違を糺彈するの情強きため、或は國威の宣揚を冀ふの急なるの餘、動もすれば鬭争に奔り、和衷協同の聖旨に協はざるものがあり明治二十六年二月の大詔さへあるに至つたが、明治二十七年十月十五日、日清戦役中、廣島に臨時召集された第七帝國議會こそは勅諭を拜するまでもなく、議會自らの意志を以て、従來の紛争軋轢を一掃して、協同一致、軍國の大事を翼賛することになつたのである。この議會こそ最もよく聖旨に協つた議會であつた。

これより先、宣戰の詔勅一度下るや、政黨各派は悉く政府攻撃の鋒を戟め、宣戰の目的を達せんことを期した。自由黨・改進黨共に大會を開き、宣言書を發して、立憲政體運用の妙を全ふし、上下一致して宣戰の目的を達せんことを聲明した。改進黨首領伯爵大隈重信は遙かに書を神戸に開催した大會に寄せて、その黨員を激勵し、朝野一致の力を以て、文武協議の功を遂げ、平日の異議は寛懷假借し、專念一意、以て大難に當るべしと告げた。

議會は十月十八日開院式を擧げ、車駕親臨して、左の勅語を賜うた。

朕貴族院及衆議院ノ各員ニ告グ

朕茲ニ臨時帝國議會ヲ召集シ特ニ國務大臣ニ命シテ刻下ノ急要ナル陸海軍費ニ關スル議案ヲ提出セシム

朕ハ清國カ帝國ト共ニ東洋ノ和平ヲ保持スルノ任ヲ忘レ遂ニ今日ノ事局ヲ見ルニ至リタルヲ憾トス然レトモ矍矍既ニ開ク交戦ノ目的ヲ達セズムハ以テ止ムヘカラズ

朕ハ帝國ノ臣民ガ一致和協朕カ事ヲ獎勵シ全局ノ大捷ヲ以テ早く東洋ノ和平ヲ回復シ以テ國光ヲ宣揚セムコトヲ望ム各員夫レ旃ヲ勗メヨ

勅語は正々堂々として、宣戦の旨を述べ、議會信頼の旨を明かにしたまうた。これに對して貴衆兩院各奉答書を上つて、協同一致聖旨を奉じて、審議協賛の任を盡さんことを誓つたが、十月二十日衆議院は、翌二十一日貴族院は、何れも全院一致を以て、臨時軍事費一億五千萬圓を可決した。續いてその他の議案をも可決した。

衆議院は更に征清戦役に對する國民の輿論と意志とを表白する方法を議し、各派交渉の結果、一の建議を政府に上ることになつた。その意は議會の決心を述べて、政府を激勵し、征清

の聖旨を遵奉して、速かに全局の大捷を奏し、清國膺懲の實を擧げ、東洋の平和を永遠に扶持するに努力せしめんとするにあつた。而して他國の干渉によりて終局の大目的を廢するに至らんことを憂慮し、特に内閣大臣に冀望し、注意する所があつた。議會は、更に大元帥陛下親征の勞を感謝したてまつる上奏案を可決した。

衆議院議長臣楠本正隆本院ノ決議ヲ具シ誠惶誠恐謹で奏す伏て惟に 天皇陛下神聖英武清國の驕暴を赫怒して征討の師を起し 皇祖皇宗の遺烈を紹き親しく大蘇を進め親しく戎事を裁し吁食宵衣の勞を執らせ給ふ是に於て民心益々振ひ兵氣益々張り我帝國の光輝を宇内に發揚す孰れか皇威を仰がざらるものあらんや臣等景仰感激の至に堪へず謹で奏す

また同時に征清軍隊に謝意を表するの決議を可決した。その決議に曰く、我が帝國の忠勇なる陸海軍隊の備さに遠征の艱苦を嘗め平壤に黄海に大捷を奏し帝國の威武を宣揚せるは國民の深く感謝する所なり

衆議院は茲に誠實に國民の意思を表彰す

右決議す

臨時議會の會期は七日間であつて、一切の議事は四日間を終了し、十月二十二日を以て閉會式が擧げられ、天皇は議會協賛の勞を嘉みし勅語を賜うた。天皇のこの時上下の所置に御満足あそばされたことは、翌年五月十二日、佐佐木に御話あらせられた御言葉で明かである。

昨年開戦の初めに方りて心配したるは、軍人は戦争に勇むべきも、内閣が意見の相違にて統一せざるやうの事ありては相成らずと能く協議させた。我が兵の忠勇義烈なるは、各國にも比類稀なる事なり。其の代り随分駕馭し難き點もあり。戦争中は議院も異議なく公債募集を議決せり。されど平和克復後は議員も必らず政府に反対し前日の如く喧ましき事ならん。

この聖旨を拜した佐佐木は、

黨派の者が政府に反対して黨派の勢力を張る事情もあらんが、しかし叡慮能く貫徹し、御公平なる所を拜承致さば大に悟る所もあるべく、萬事御親裁あらせらるゝ義が肝要と存じ奉ると上奏した。天皇は御首肯あらせられたごとく拜する。このことは佐佐木の日記に謹記してある。

廣島臨時議會の光景は大に國民を驚かし、又世界を驚かした。帝國議會開會以來議會と政府

との争は年一年と深刻となり、この年に至つて最も甚しく到底救解の道なきに至つた。この状態は天皇をして大に憂慮せしめ、長歎息せしめたまうばかりでなく、隣那清國民などは全く我を輕侮し、日本恐るゝに足らずの感を抱かしめた。日本駐劄の清國公使王鳳藻は、この年六月に日本政府は在野反對黨と軋轢してゐるから、外國に大兵を派遣することが出来ないと報告したので、李鴻章はこれを機會として、朝鮮に出兵し、その内政に干渉しようとしたことから、遂に日清の衝突となつたのである。

日本の觀察を誤つたものは清國のみでない。世界各國民も日本を解し得なかつた。元來日本人に立憲政治を興へたのが、根本の失敗である。日本人には未だ立憲政治を行ふの能力がないと信する者が多かつた。英國の名士でクルソンといふ人は、その著「東洋論」に於て「日本は自ら東洋の英國たる野心を有す、彼の地位、彼の國民の慧敏、而して商業に、海軍に練達せんとする、稍や好望を屬するに足れり、憾むべきは、彼が立憲政治を襲用したるの失敗のみ」といつた。クルソンの言は立憲政治を以て白哲人種の專有のごとく心得ることから來る愚論であるが、しかしこの愚論は當時世界の通論であつたのである。

かやうな清國や世界各國の誤解を一掃したのは廣島の臨時議會であつた。この議會によつて、日本國民は平日如何に争ふとも、一旦國難に際しては一切を忘れて、同心合體、義勇奉公の實を擧ぐる國民である、日本國は世界に於ける最高度の愛國心を有する國民なりといふことを世界に知らしめたばかりでなく、日本國民は眞個に立憲政治を運用し、活用することを知る國民たることを世界に證明したのである。當時徳富蘇峯氏は、國民新聞記者として、臨時議會の光景を目撃し、感激措く能はず、その所見を天下に發表した。その中に、

人或は謂ふ、軍國の大事、復た議會を要するなしと、何ぞ其れ然らむ、嗟呼何ぞ其れ然らむ陛下は忠實武勇なる國民の力に倚賴して、征清終局の目的を達せんことを宣へり、是れ宣戰詔勅中、一種出色の警文字、赫として日星の如し、國民の力を直接に軍旅の上に發揮するは陸海軍也、國民の力を間接に軍旗の上に發揮し、間接に政法の上に發揮するは帝國議會也、誰れか今日に於て帝國議會を閉却す可しと謂ふ乎、咄々、近視眼者よ、國家の大計大略は公等の知了する程、淺薄なるものにあらず、軍國の大事は財政より大なるはなし、若し帝國議會を閉却せば、誰れと與にか、此の大事を經營するものぞ、軍國の大事は國民の意志を一に

し、其の大決心を正當なる方式によりて發表するより急なるはなし、帝國議會を閉却せば、誰と與にか、此の輿論を發表するものぞ、天下急機あれば、急機は先づ帝國議會を撃つ、天下の安危、豈に一として帝國議會に觸著せざるものあらん乎、且つ余が特に重きを、今回帝國議會に措くは抑も故あり、蓋し今回の帝國議會は日本國民の特性を世界に推揮するの一機會也、日本國民が立憲政治を享有するに足る資格を證明する一の試練也、日本國民は國難に際して百事を抛ち、百事を忘れ、同心合體、義勇奉公の實を擧ぐる也、別言すれば、日本國民は世界に於ける最高度の愛國心を有する國民也、請ふ吾人をして事實によりて世界列國の人民に語らしめよ、事實とは何ぞ、今日の事是れ也、

といふ語がある。よく軍國の非常時局と帝國議會との關係を説いて、短見者流を誡めた。彼はまたこの議會と議員の真相を發揮して、世界各國の盲を開かんと欲したのがこの文章で、事實を以て、世界列國の人民に語らんとしたのである。蘇峯氏は當時某將軍(川上か)に語りて、曰く、

今日に於て議會能く一致し、日本全國を擧て、征清の運動を做しつゝあるの實を正式なる手

續を以て、議場の上に發表せば、唯だ此の一事或は李中堂をして氣死せしめんも、未だ知る可らず、若し事の全局に影響する點より論ぜば、一の議決、若しくは建議は、或は一師團の兵を動かすよりも大なる効果あらん、  
 といつたので、某將軍はこれを首肯したといふことである。近時動もすれば、非常時、所謂國難に藉口して、議會輕視の論を爲す者には、我々は深くこの廣島議會の光景に想到せんことを冀つて止まないものである。

### 一五 憲法中止の議に御耳を傾けたまはず

軍國議會は前述のごとく、眞に上下協同の實を擧げ、中外を驚かしたが、伊藤内閣が三國干渉に屈して、遼東半島を還付したことは、痛く國民をして失望せしめ、帝國議會は再び起つて、政府攻撃に着手することになり、政争はまた激甚となつた。上奏案・建議案は屢々提出せられるに至つた。當時戦後經營に熱心な在朝の一部には、議會の現狀に考へて憲法の中止を冀ふ者もあつたが、天皇は毫もこれ等の言に御耳を傾けたまはなかつたことは、我々の拜聞する

所である。

明治二十九年九月に、伊藤内閣が倒れて、松方正義が大隈重信と結び、進歩黨によつて、所謂松隈内閣が出来た時である。閣内では進歩黨が大いに勢力を振ひ、知事を始め、政府の要路に黨人が入り込んで来たので、在朝一部の人達には、日本も追々に英國のやうな議會政治になると憂ふる者が多かつた。三十年四月十日、佐佐木高行が拜謁して、例のごとくいろ／＼と政治談を申上げた時に、天皇は、佐佐木に、

松方も近頃黨人に困つて、つく／＼憲法政治はむづかしいものだといつてゐた、と仰せられた。これを承はつた政黨嫌の佐佐木は、こゝぞとばかりに、

我が國の憲法は、特殊の國體に淵源した欽定憲法で、歐米の憲法とはその撰を異にしてゐます、歐米流の議院政治などに顧慮する必要がありますまい、若し議會で、欽定憲法の趣旨を遵奉しないで、議會政治を目途として、喧囂するやうであつたなら、機を見て、斷然憲法政治を廢止されたらよろしうござりませう。

と奏上した。天皇はこの語を御聞きあそばされると、意外の御様子であらせられたが、

いや、朕は憲法政治はむづかしきことだと申ししたので、今日これを廢止すると申すのではないのだ、また今後とても廢止と申す考はない、たゞいろいろと汝等が心配するから、憲法政治はむづかしいものと申しただけである、

と仰せられて、誤解のないやうに御きかせあそばされた。確信を以て發布あそばされた憲法を一時困難の故を以て、中止あそばさるゝやうなことは決して思召されないのである。

我が在朝者には立憲政治を喜ばなかつたものがあつた。露國駐劄公使西德二郎は、明治二十五年三月立憲政治の中止を建言した。德二郎は、露國の專制政治に謳歌したのである。このことは、當時眞偽疑問とされてゐたが、最近その草案が発見されて大に世人を驚かした。當時かやうな思想を抱いてゐたものは、彼のみでなかつたことは、佐佐木の言によつても明かであるかやうな中に於て、立憲政治の維持されたのは、全く明治天皇の聖明の外にない。このことは決して忘れてはならないのである。

#### 政黨の首領に内閣組織を命じたまふ

明治三十一年六月、自由黨と進歩黨とが合同して憲政黨を組織し、議會に於て絶對多數を制することが明かになつたので、伊藤内閣總理大臣は、その到底爲すべからざるを見て、その職

を辭し、憲政黨の首領大隈重信と板垣退助の兩伯を後繼として奏薦した。明治天皇は、六月二十四日御前會議を開き、伊藤・黒田・山縣・大山・西郷・井上等の大臣・元老を召して、これを諮りたまうた。伊藤は初期以來の議會の状況を陳述し、今日に至つては、議會に多數を有する政黨員をして内閣を組織せしむる外に憲政の方法のないことを奏した。然るに山縣・黒田などは、大隈・板垣等の政黨首領に内閣を組織せしむるなどは、以ての外で、欽定憲法を破壊し國體を傷けるの行爲と考へて、激烈にその議に反對した。

當時陸軍大臣桂太郎などは、伊藤に説くに、元老總出で、内閣を組織して、戦後の經營を成就せねばならぬ、そのためには、幾回議會の反抗を受けても、幾回議會を解散しても、止むなくんば、憲法を中止してもかまはない、戦後の經營といふ國家の大事は忽諸に付してはならないといつたとその自敘傳に書いてある程の情勢であつた。

明治天皇はこれ等の御前會議を御聽きあそばされたが、時勢を御覽になり、伊藤のいふことに道理あると思召されて、六月二十七日には大隈・板垣の二人に左の勅諭を賜うて内閣組織を命じたまうた。

内閣總理大臣職ヲ辭セリ、卿等二人力ヲ協セ内閣ヲ組織シ、國家ノタメ盡力スヘシ、但シ陸海軍兩省ハ、考フル所モアレバ組織外トスベシ、と。大隈・板垣は、粉骨碎身して聖恩に奉對せんと奏上した。尋いで二十九日、兩人が閣員名簿を奉呈して、その御裁可を奏請するや、これを聽したまふと共に、兩人に各大臣ハ國家ノ重職ニツキ、國務ヲ愆ラザル様兩人ヨリ申傳ヘヨ、との勅語を賜はつた。翌三十日親任式を行はせられた。これが我が國に於て、政黨首領が内閣組織を命ぜられた最初である。

この兩人は、もとより維新以來の功臣で、幾度か内閣に列したこともあつたが、國會開設以來、内閣は絶えず、彼等の率ゐた政黨に苦しめられたので、在朝多數の官僚は、兩人を破壊黨の張本人として、恨骨髓に徹するといふ風であつた。前内務大臣野村靖などは、封事を上つて大隈・板垣などに内閣を組織せしむるは、國家を黨派の犠牲に供するもので、實に元弘・建武の昔を想起せしむるものであるといつて奏聞する所があつたが、明治天皇は、遂に兩人に内閣を組織せしめたまうたのである。

これは、たとへ伊藤の奏薦に力があつたとしても、若し明治天皇に萬民を等しく赤子と思召したまふ廣大な大御心と立憲政治に徹底した御考があらせられなかつたならば、どうしてこの未曾有の宸斷が行はれやうぞ。我々は議會開設以來、こゝに至らせたまうた九年間に於ける明治天皇の立憲政治に對する叡慮を拜する時、眞に感激と感謝とに堪へないのである。

### 一六 伊藤博文政友會を組織す

#### 政黨内閣に對する伊藤の思想

帝國憲法の起草者伊藤も、最初政黨内閣の議には反對であつた。明治二十二年二月十五日、府縣會議長を官邸に集めて訓示した中には、

日本の政體では、天皇は一切の國權を總攬して、この國を統治したまふのであるから、宰相の進退は悉く勅裁に出でねばならぬ、素より衆望に協ふと否らざると、能と不能のごときも、陛下の自ら裁鑒したまふ所である、されば今後議會を開き、政治を公議輿論に問はんとするに當り、遽に議會政府即ち政黨を以て内閣を組織せしめんとするが如きは最も危険なこ



とである、これは國家の根本を搖撼することである、一國の基軸定まり、充分の力が養成された後でなければ、議會政府は許されぬ、といふ意味の語があり、また、

宰相は可否を獻替して天職を輔佐し奉るものである、政府をして常に黨派の左右する所たらしむるは、甚だ容易なことでない、

といつてゐた。伊藤は議會政治を以て、國家の根本を搖撼することゝ信じた。彼は未だ往年國會開設運動を以て、公議を名として亂階を煽ぐといつた思想から全く脱却しきれなかつたのである。かくて伊藤も最初政黨内閣を否認したことは、山縣・黒田と違はなかつたのである。だが伊藤の幕下は、山縣の幕下とは違つてゐた。伊藤の訓示のあつたその夜、井上毅・伊東已代治・金子堅太郎の三氏は、伊藤に進言するに、「政黨に據らないで、立憲政治は行はれない、閣下今後の任務は政黨の組織である」といふことを以てした。だが伊藤は、まだその言に應ずるの考がなかつたさうである。

#### 伊藤政黨を組織せんとす

しかし第一期・二期議會に於て政府・議會衝突の状況を見て、惘眼な伊藤は、早くも立憲政治の運用に、政黨の缺くべからざることを覺り、自ら進んで政黨組織に着手しようとした。伊藤の智囊、農商務大臣陸奥宗光は大にその議に賛成し、伊藤が政黨を組織すれば、大臣を罷めて事を共にするといふに至つた。

明治二十四年の冬、伊藤は松方内閣と議會との衝突を餘所に見て、山口縣に歸り、窃かに郷黨の同志と政黨組織の相談をした。翌年一月歸京すると、直に徳大寺實則を以て、その意見を明治天皇に奏上し、御聽許を願つた。その趣意は、

立憲政治は政黨に據らねば運用されませぬ、私は樞密院議長職を辭し、民間に下りて一政黨を組織せんと思ひます。不敏と雖も、大隈の改進黨位の同志を集むることは、必ずしも困難でないと思ふ、これを率ゐて政府を援助致しませう、どうぞ御聽しを願ひたい。若しこのことが聽されねば、私は全權委員となつて、歐米各國に使して、條約改正の事に當りたい、これ等のこと豫じめ聖慮を垂れさせたまへ、

といふのであつた。この議を聽きたまうた明治天皇は、伊藤の言葉には解し難い所があると仰

せられて、徳大寺には可否の御言葉がなかつた。それで一月二十二日、伊藤が拜謁して更にこのことを奏し、私の組織せんとする政黨は、内閣を倒すためではなくて、内閣を援助するためでありますと奏上すると、天皇は、

それは了解されぬことだ、卿は何時も松方を譏り、首相の器でない、並びゐる大臣も、一人も共に語る人物がないといつて、内閣を攻撃してゐたではないか、若しその言葉が虚偽でなかつたなら、卿は政黨を組織して、何人を援助しようとするのか、今日の急務は政黨の組織でなくて、内閣の改造である、先づ内閣を改造して、卿の信じ得る内閣を組織するものでなければ、援助することも出来まい、今日のまゝで政黨を作つても、その政黨は直に内閣反対となりて、自由黨や、改進黨と異なることなきに至るであらう。卿の議は中止するがよろしい。だが卿が外國に使用して條約改正の議に當るといふことは、朕の大に喜ぶ所である、

といふ意を告げたまうた。伊藤は尙も政黨組織の考を捨てないで、二月二十三日黒田・山縣及び西郷従道・井上馨・大山巖等を松方首相の邸に會して、政黨組織の意を告げて、同意を求めたが、元老等は悉くその議に反対し、彼の酬意を求めて止まなかつた。この時伊藤の決心も可

なり鞏固で、態度も眞面目であつたが、そのいふ所に徹底しない所があり、元老が悉く反対したので、明治天皇は遂に御聽許がなかつた。伊藤もそのまゝ飽まで主張もしなかつた。されば明治二十五年八月八日、松方に代つて第二次伊藤内閣を組織したときには、相變らず超然主義を採り、我が欽定憲法の精神は政黨内閣の存立を期するものでないといつた。

こゝに特に記したいことは、この時伊藤の政黨組織を御聽しなかつた明治天皇は、國民の憲法精神に通曉しないことを遺憾としたまひ、伊東已代治にこの思召を告げ、新聞によつて憲法の精神を説かしめようとし、伊東の在官のまゝ新聞經營を承認あそばされたばかりでなく、後十年の記念には、多年憲法のために盡した功勞を嘉賞して、多額の内帑金を下賜されたことである。

#### 伊藤再び政黨を組織せんとす

それから七年の後、伊藤は再び政黨を組織するといひ出した。それは明治三十一年六月であつた。これより先伊藤が松方の後を承けて、第三次伊藤内閣を組織するに當り、政黨の力を藉るの必要を認め、自由黨と提携しようとしたが、その過大の要求に苦しんだ。そこで、同年四

月十六日自由黨が絶縁状を突きつけた日、彼は、  
傭兵は恃むに足らない、親兵でなければ駄目だ

といつて、政黨組織に就いて堅い決心をした。そこで彼は英佛獨の政黨に就いて調査する所あり、以て我が國に於ける模範的な政黨を組織する基礎を研究し、また井上馨や渡邊洪基等と謀り、伊藤直系の政治家を中堅とし、大學出身の學識ある者を右翼とし、實業家の富力ある者を左翼とし、前者は渡邊にまとめしめ、後者は井上にまとめしめようとした。この時伊藤が政黨組織の資金に窮して、困つてゐることを聞いた馬越恭平は、伊藤が政黨を組織するなら、私はその費用を引受けませうといつて、直に三十萬圓を提供し、尙足らざるときは更に考量すべきことを申添へたといふことであつた。

かくて諸般の準備が整つたので、伊藤は、六月十九日の閣議に始めて正式に政黨組織の報告をし、その賛成を求めた。閣員一同は顔を見合すのみで、誰も一言なかつたが、農商務大臣金子堅太郎が立つて、

予は不肖ながら、先年憲法發布の當時、既に政黨組織を進言し、憲政を完備するにはこの外

にないといつた、今日閣下が政黨組織に志さるゝのは一大進歩で、國家のため慶賀に堪へない

といつて、大に賛成の意を表したので、他の大臣も悉く賛意を表した。このとき列席の黒田樞密院議長は、伊藤さんが政黨を組織なさるなら、予は藜の杖をついて、全國に遊説させようといひ出した。かくて議一定、逓信大臣末松謙澄は、宣言書の起草に當ることになつた。

だが、他の方面は伊藤の思ふやうに進行しなかつた。最も信頼した澁澤榮一は遂に参加しなかつた。特に六月二十四日の御前會議には、山縣の痛烈な政黨組織反對の議論があり、黒田等も態度一變これに賛成したので、伊藤が在官のまま、政黨を組織するといふのも、爵位勲等を放棄して政黨を組織するといふのも何れも行はれなかつた。

この時明治天皇は伊藤の政黨組織の議に就いては、別に可否は仰せにならなかつたが、伊藤の大隈・板垣奏薦に就いては、山縣一派の激烈な反對に關はらずして、御採川あそばされたことは前述のごとくである。

伊藤遂に政黨を組織す

伊藤の政黨組織の計畫はかくして、再度挫折したが、彼の意志は變らなかつた。彼は著々と準備を進めた。歐米政況を調査したり、各地方を漫遊し憲政の要を説いて地方民心を收攬したり、或は政黨各方面の人材を幕下に招致せんとしたり、畫策一日も怠らなかつた。故に或る憲政史家は伊藤が憲政の發達に貢献したことは、この時代が一番であつたと評した程である。憲政黨は最初、伊藤の政黨組織の議を聞き、彼を黨首に迎へんと決議して伊藤に請うたが、伊藤は所謂、既成政黨と全く別箇な政黨、自己の理想を奉じ、自己の完全な統制下にある政黨を組織するの意であつたので、この招きに應じなかつた。それで憲政黨は名を捨て、實を取るといふ考で、全く無條件で解黨して、伊藤に獻黨すると申出た。これは首領星亨等の深い政略的な考であつた。彼は政黨の仕事は實力あるものが勝つ、若し我々の憲政黨員が新政黨内に多數を占むれば、新政黨は當然憲政黨のものになるのだ、今日我々は名義に拘泥する必要はないといふのであつた。伊藤はまた自己の力を信じ、かうすれば大丈夫だ、自己の思ふままの政黨になると思つて、有力な反對に耳を傾けないで、憲政黨の申出を承認した。かくて議は急速に進展した。これは明治三十三年八月のことで、その月二十五日には創立委員會が開かれた。

伊藤は愈々夙志を達するの日が來たので、一日明治天皇に拜謁を請うて、政黨組織の憲政遂行のために止むを得ざるものなることと、自分の組織する政黨と從來の政黨との異なる所とを詳細に奏聞して、竊かに聖旨を伺ひたてまつた。天皇は別に異議を仰せたまはなかつた。

この時天皇は何と仰せられたか、今日傳はらないが、伊藤が辭職した時に、多年の功勞を賞して、内帑金十萬圓を御下賜あそばされ、伊藤はこの賜金を政黨創立費に充てたと傳へられる。政友會が勅許政黨などと自負してゐたのを見れば、その時の事情が察せられると思ふ。伊藤は聖旨を山縣・黒田等に通告し、他日の妨害を避くるに注意した。黒田は病床にあつたが、特使に接するや、

兩三年前、予は侯と宮中に會した時、侯は政界の百弊を打破し、憲政に一生面を開くは、實に純眞にして、且鞏固なる大政黨の出現に待たざるべからずと説かれた、當時予は大局を見るの明なく、これを駁論したが、今日は侯の眞意の存する所を識つた、流汗の背に涙きを感じる、侯にして愈々その經綸を實踐せんか、清隆不敏と雖も、また全幅の力を盡してこれを援助しませう、

と答へたそうである。虚心坦懐な黒田としてはありそうなことである。しかし黒田は遂に立つことが出来なかつた。幾くもなく薨去した。山縣も今度は表面から反対もしなかつた。政友會は勅許政黨とまで稱せられ、その組織は著々と進行した。

伊藤は政黨組織の累を宮中に及ぼさんことを恐れて、東宮輔導顧問・帝室制度調査局總裁・皇室經濟顧問等の宮中要職を悉く辭せんとして辭表を草し、九月九日、田中宮内大臣によつて上つた。その要は、

新創の政友會を統べ、黨弊の革新を努むるは、誠に大業で、微力の仲々及ばざらんことを懼れる、この上、宮中の要職を汚し、重任を辱むるは、尸位素餐の譏りを免かるゝことが出来ない、それに新に黨を樹つれば、反對の者は臣を敵となし、従つて抗爭の端を肇むるに至りませう、これ臣が期廷の一視同仁に對して、深く憚らねばならぬ所であります、陛下寛厚、臣の心事を諒察し給ふとも、將來政事に従ふ臣民をして、皇家に對する所以の道を知らしむることに於て、臣は極めてその進退を慎まねばならぬ、といふのであつた。また政友會組織の趣意を説き、

固より黨同伐異を事とするためでなく、多衆を擁して權勢の地を作るためでない、時弊を匡救して憲政の發達に資益せんとする外些かも挟む所がない、故に職を君側に奉じて、左右の諮詢に備はるも、黨弊を矯めて、國務の進行に益せんとするも、その心事は一つである、蓋し陛下の家事に盡すと、陛下の公事に盡すと、臣に於ては固より擇ぶ所でない、といふことを述べてあるので、伊藤が宮廷一切の職を抛つて、殘生を政黨改造に捧げんとする所以とその決心が知られる。

九月十四日天皇は伊藤の請を聽し、宮中の三職を免じ、侍從職幹事岩倉具定を伊藤の官舎に差遣して、左の勅語を傳へしめ、内帑金二萬圓と紅白縮緬各一匹を下賜された。

朕卿カ陳奏ノ意ヲ諒シ特ニ其ノ請ヲ允ス朕卿カ忠誠ニ倚信スルヤ太タ厚シ隨時仍ホ啓沃ノ力ヲ致サムコトハ朕ノ切望スル所ナリ

こゝに於て、伊藤は全く政黨組織の勅許を得たやうなものであつたので、その翌十五日には發會式を擧ぐるこゝとなつた。これが立憲政友會成立の由來で、伊藤はその總裁となつた。

## 一七 政友會の趣旨從來の政黨と同じからず

伊藤の志した政黨は、從來の自由黨や改進黨の流れを酌む政黨とは、全くその精神を異にしてゐた。我が國の政黨は、國會開設運動に始まり、國民的勢力を團結して、薩長藩閥を打破し、立憲政治を獲得せんとするにあつた。而して歐洲流の自由民權思想の發達がその根柢をなしてゐたのである。故に明治十四年十月二十八日に議定せられた自由黨盟約には、我黨は自由を擴充し、權利を保全し、社會の改良を圖るべし、我黨は善良なる立憲政體を確立することに盡力すべしと、その結黨の目的を明かにしてゐる。こゝに自由・權利・幸福といふのは、何れも天賦の自由・權利・幸福を意味したことは、同時に發布した自由黨組織の趣意書によつて明かである。

翌十五年三月十四日結成式を挙げた改進黨は、穩和な進歩主義を標榜したので、特に天賦の自由・幸福といふやうなことをいはず、その首條には、王室の尊榮を保ち、人民の幸福を全ふすることといふを掲げたに過ぎないが、その政綱に於て、我黨の深く冀望する王室の尊榮と人

民の幸福とは一時暫且のものにあらずして、無窮の尊榮と遠永の幸福なりといひ、若し一二私黨の我が帝國を専らにし、王室の尊榮と人民の幸福とを蔑にし、目前の苟安を偷み、遠永の禍害を顧みざるものあらば、我黨はこれを目して以て公敵と爲さんとすといつて、その精神の存する所を明かにした。かくして改進黨の目的もまた國民的勢力を團結して、藩閥的勢力を打破するにあつたことは申すまでもなく、思想の根柢に於て自由黨と大差がなかつたのである。その後政黨は或は合し、或は離れ、幾度か變遷したが、その終極の目的と思想とは變らなかつた。

伊藤の組織せんとする政黨は、その起源に於て、これ等の政黨と大いに異なつてゐた。伊藤は維新の元勳として長閑の寵兒であり、明治天皇の多大の信任を得、既に幾度か内閣を組織した。立憲政治の創始及び完成はその最も力を盡した所である。この人が政黨を組織せんとするは、民間有志の政黨組織とその目的を異にするのは申すまでもない。彼には藩閥を打破する必要も、自由民權を獲得する必要も、政權獲得を畫策する必要もない。彼は數次の議會の經驗によつて、政黨の勢力とその弊風とを目撃した。新なる政黨を組織し、多數議員を自己の統制の下に置くにあらざれば、立憲政治を完全に運用し、立憲政治創始の目的を達し、聖明に奉對す

ることが出来ないかと考へたのである。明治三十三年八月二十五日に、公にされた立憲政友會の宣言及び政綱は、この意見を表明したものである。

この政友會の宣言及び政綱には二つの重要な思想が含まれてゐる。その一は、君主の大權に關する新解釋である。それは宣言書に示されてゐる。即ち「閣臣の任免は憲法上の大權に屬し其簡拔擢用、或は政黨員よりし、或は黨外の士を以てす、皆元首の自由意志に存する」といつて、政黨員を以て、内閣を組織せしむることは憲法違反であるといふ山縣・松方一派の謬見を打破したことである。

その二は、從來の政黨の政權爭奪を事とし、憲法の原則と相扞格し、國務を以て、政黨に殉するがごとき、政黨の弊風を矯正せんとしたことである。故に「其の己に擧げられて輔弼の職に就き、獻替の事を行ふや、黨員政友と雖も決して外より之を容喙するを許さず」といつたことである。かくて黨派を以て、政權爭奪の利器とすることを誠しむると共に、政黨人を閣臣に採用すると否とは、唯聖鑑の如何に存するといつて、輿論の決して度外視すべからざる所以を示した。伊藤は我が官民上下に、憲政の大道を指示し、憲政有終の美果を收めんとしたのであ

る。彼が志は間然する所がない。彼が勅許を得たといつてゐたのは無理でない。これは慥かに我が國憲政の一大發達であつた。だが事實は必しも彼が理想に伴はなかつた。

政友會が組織されると、山縣首相は九月二十六日その職を辭し、各大臣も相踵いで辭職し、伊藤を後繼首相に奏薦した。伊藤は政友會を組織したばかりで、内閣組織の準備などは思ひも設けなかつた。されば、山縣が伊藤に辭意を洩した時に、伊藤は山縣に左の書翰を送つてその留任を冀望した。それは九月九日である。

過日來機密に御内話有之候老閣大任之位地御勇退云々、就而は篤と致熟考候得共面晤及陳述置候通り、此際は如何なる場合に接し候共、小生に於ては難應御求、單に政友會のみの事情に於ても徒に人心を攪亂するのみに有之、且政務の繼續上に於ては尙重大なる關係を及ぼし候事多々有之、到底可出來事に無之候間斷而辭退するの外無之、老閣御困難之儀は萬々御推察仕候得共不惡御諒察可被下候、萬一も御胸算之中に被置御發議之後違言を呈し候而は、第一に宸慮を奉煩、第二に老臣をして更に困難の地位に立たしむるは不本意至極と存候故、豫じめ御密示に對し決意及陳上置候、勿論議會開設之場合には事情の許す限り力めて老閣の政

治を贊助可仕、又指導願度微意も御了解所仰に候、早々頓首、かく伊藤は誠意反覆して、未だ大命を拜する能はざるの苦衷を訴へたが、山縣は肯かないで、辭表を奉呈した。天皇は松方を起さうとし、宮内大臣を以て旨を傳へたが、松方は固辭した。元老間には桂推薦説も出たが、實現するに至らず、井上・松方等の説得で、結局伊藤が大命を拜することになった。

伊藤はこの時咽喉を病み、身體健全でなかつた。心中頗る山縣の心事に平かでなかつたが、止むなく病を力めて、内閣組織の準備に着手し、十月十九日に及んで、漸く親任式を擧ぐることを得、陸海軍と外務の三大臣を除いて、他大臣は悉く政友會員を以て任ぜられた。

### 一八 貴族院の改造を避け、勅諭を賜ふ

十年の宿志を果して政黨を組織し、内閣を組織した伊藤も、その局に當るや、直に豫期せぬ難關に遭遇せざるを得なかつた。しかもその難關は衆議院でなくて貴族院であつた。

當時貴族院には、六派の政團があり、その主義政策を異にし、從來互に相反目してゐたが、

伊藤内閣の組織せらるゝに於て、皆一致して政府に反抗した。彼等は伊藤内閣を以て、選敘を誤り、官紀を紊り、秕政頻々へ行はるゝものとしたが、その主たる反對は、政黨内閣を以て、我が國體と相容れざるものとし、且つ伊藤が衆議院にさへ多數を占むれば、我がこと行はるゝとして、貴族院を輕視するの態度を不快とし、竊かに含む所があつたのである。これは山縣一派の議員に多かつたのである。

政府は明治三十四年一月二十七日、第十五議會に増税に關する諸法律案を提出した。それは北清事件に關する軍事費の支辨及び軍艦・水雷艇補充基金、災害準備基金・教育基金を補充し且つ必要あるときは、從來公債支辨に屬したる計畫を變更して租稅收入の支辨に屬せしむるがために、酒稅・砂糖稅及び海關稅の三種を増徴して、總額一千八百二十餘萬圓を得んといふのであつた。衆議院に於ては、政友會及び憲政本黨がこれに賛成したので、大多數を以て、二月十九日可決せられた。

この増稅法案が貴族院に回附せらるゝや、同院は前述のごとき、容易ならぬ情勢にあつたので、伊藤首相は大に驚き、豫算委員會に臨み、北清事件費及び重要基金填補のために増稅の已



むべからざるを切論し、その協賛を求めた。伊藤は「政府にして秕政の責むべきあらば、宜しくこれを攻むべし、しかし國家の進運に重大な關係ある本案だけは可決されたい」といひ、或は「直接に國民を代表せる衆議院を通過せるものを貴族院が變更するのは憲政のために深憂せざるを得ない」といひ、哀願を重ねた。伊藤が七重の膝を八重に折つて歎願したとはこの時である。

だが委員會は審議一回で、大多數を以てこの案を否決した。二月二十七日、本會議に於て、伊藤は、再び本案の必要を懇説したが、到底可決の見込がなかつたので、十日間の停會を奏請した。

伊藤首相は、貴族院の反對主力の、山縣の政友若しくはその門下生にあることを思ひ、この上は、たゞ山縣の斡旋に由るの外、他に策なしとし、議會停會前一日、在京都の山縣に宛て、長文の電報を發し、その盡力を請うた。その末文に、  
閣下も元勳とし、前内閣總理大臣とし、特に閣下の黨に屬する議員等増税反對の主導力たるに於ては、御考慮を煩らはざる得ず、

とあつた。山縣は、直に承諾の返電を發すると共に、書を芳川顯正・清浦奎吾・曾禰荒助の三氏に寄せて、勸告する所があつたが、その効がなかつた。

こゝに於て三月一日、西郷従道は京都に急行して山縣を無隣庵に訪ひ、松方正義も亦來り會し、三元老鼎坐して協議を凝したが、何等の要領も得ず、四日、西郷は空しく歸京して、これを伊藤に報告した。

明治天皇はこれ等の形勢を痛く御軫念あそばされたが、五日伊藤の奏請を許し、山縣と松方に勅電を發して、これを召したまうた。二老は直ちに歸京參内した。天皇は親しく貴族院に對する調停の勞を取らんことを諭したまうた。二老は恐懼命を拜し、西郷・井上等と共に元老會議を開き、貴族院に對する交渉を開始するに決した。

これより交渉數次、六派代表者をして仲裁の修正案を作らしめたが、閣議はその修正案を承諾すること能はずとし、不同意を表明したので、元老も遂に調停を放棄するに至り、政府と貴族院は依然として對峙し、互に睨み合の態度を持つることになつた。貴族院が、かゝる態度を執つたのは、獨り財政的見地に於て、伊藤内閣と其の方針を異にしたがためのみでなく、彼等

の多くは、主義として政黨内閣に反対し、感情として政友會に反対したためであつたのである。この時に當り、明治天皇の御軫念は益々甚しかつた。三月十二日午後三時、貴族院議長公爵近衛篤磨を召したまひ、宮内大臣子爵田中光顯奉待の上、親ら左の勅語を賜うた。

朕中外ノ形勢ニ視テ深ク時局ノ艱ナルヲ憂フ今ニ於テ必要ノ軍費ヲ支辨シ竝ニ財政ヲ鞏固ニスルノ經畫ヲ立ツルハ誠ニ國家ノ急務ニ屬ス

朕先ニ議會ヲ開クニ方リスニ朕ガ意ヲ以テシ而シテ政府ニ命ジテ提出セシメタル増稅諸法案ハ既ニ衆議院ノ議決ヲ經タリ

朕ハ貴族院各員ノ忠誠ナル必ズ朕ガ日夕ノ憂ヲ分ツヘキヲ信ジ速ニ廟謨ヲ翼贊シ國家ヲシテ他日ノ憾ヲ貽サザラシムコトヲ望ム

近衛議長は勅語を拜受して退出し、翌十三日各派代表者總會を開き、十四日貴族院の開くるや、正式に勅語拜戴の顛末を報じ、勅語を捧讀した。全議員恐懼命を拜し、奉答文を捧呈した。臣貴族院議員等誠恐誠惶謹み奏す伏て惟るに 陛下中外形勢の艱なるを軫念あらせられ茲に時局の急務に關し優渥なる勅語を賜ひ特に深宏なる 聖謨を示し賜ふ臣等謹みて 敕旨を奉

體し敢て協贊の任を竭さんことを期す臣等恐懼の至に堪へず謹みて奏す

かやうにして、増稅法案は、十七日全部原案の可決を見るに至つたのである。

近衛は三月十二日の日記に、勅語拜受の次第を詳記してゐた。

六時の頃、侍從職より田中宮内大臣の名を以て、御召に付即刻參内すべき旨電話あり、直に之れを出で(時に富士見軒に在り)一先歸寓、著替の上參内、侍從職に赴く、侍從長同幹事共在らず、田中宮内大臣のみ在り、余の到るや直に延いて御前に導く、陛下より

増稅案の事に付、貴族院と内閣との間に衝突ありしは頗る遺憾に思ふ、故に元老等を召して調停の勞を取らしめしも、不幸にして其効なく、内閣も貴族院の説には到底同意し難しとの事なり、朕深く之を憂ふのを以て、尙一應考慮して融和の道を計らんことを望む

とて、別紙の勅語を授け給ふ、乃ち之を拜受し、拜讀の後退く、斯くあるべしとは豫想せざりしにあらざりしも、今更の如く感慨に打たれ、唯だ長大息あるのみ、夫より歸路岩倉公爵を訪問す、同公は豫てより伊藤首相が困難なる場合に、勅語を奏請するの惡癖あるを痛歎する人なれば、今回の事に就ては、必らず前に幾多の波瀾ありしことを思ひ、夫を聽かんが爲

なり、座に廣橋伯在り、公と共に貴族院今回の動靜に付、批評を試み、毫も勅語の事に及ばず、不審なれば、勅語拜受の事を話せしに、公伯共に驚きて「毫も知らざりし由」語れり、其内岡部子(長職貴族院  
研究会領袖)も來り又も之を聽きて憤慨せり、暫時にして歸寓、太田書記官をして各派交渉委員を召集せしむ、(中略)其間別紙寫の書面を伊藤首相に贈りしも、不在の爲回答なし、やがて委員等漸次集會す、皆勅語を拜して大に憾嘆せるものゝ如くなりし、

勅語を拜受した近衛は大に恐懼したが、その勅語には、國務大臣の副署がないので、書を伊藤首相に寄せて、その理由を問うた。曰く、

啓、今夕御召により參内候處、別紙の勅語を賜はり恐懼の至りに堪へず、右は内閣員皆既に御拜承相成候事と承知仕候て可然候哉、此段爲心得伺置候、草々頓首

三月十二日夜

この書翰に對し、伊藤首相は翌十三日午前貴族院に出頭、近衛議長に面會の上、次の覺書を手交した。

去月廿七日より停會と相成、停會中貴族院は交渉を試みんと欲し、議長に依頼し、交渉委員

に會合を求めたるに、同委員は政府より別に提案を持出すにあらざれば、會見するも無益なりとて謝絶せられたるにより、竟に元老を被爲召、調停の勞を執るべき旨御沙汰被爲在、元老奉命盡力せるも十分其目的を達せず、故に本官より事情を詳細奏聞に及びたる結果、皇上陛下より勅語を賜はりたる次第なり、他の閣員は未だ承知せざるに依り、是れより會同申通ずる積りなり、

此事に付ては、博文其責任者なりと御承知可被下候、尙憲法上に於ては至尊の政治上に關する御動作は、凡て總理大臣たるものゝ責任なることを併せて附言致候、

しかし、伊藤首相が貴族院の反對を如何ともすること能はず、遂に聖慮を勞し奉り、勅語を下さるゝに至つたことは、如何にも恐懼に堪へないことであるといふので、各省大臣及び樞密院議長西園寺公望と共に、待罪書を捧げて進止を乞ふた。書に曰く、

内閣總理大臣侯爵臣伊藤博文誠恐誠懼頓首々々謹テ奏ス臣時艱ニ際シ重責ニ膺リ夙夜戰兢以テ涓埃ヲ致サムコトヲ願フ先ニ 旨ヲ奉ジテ國家必要ノ軍費ヲ支辨シ竝ニ財政ノ基礎ヲ鞏固ナラシムカ爲増稅ニ關スル諸法律案ヲ編シ允裁ヲ蒙リ帝國議會ニ提出ス而シテ衆議院ハ之

ヲ可決シタルモ貴族院ニ移サル、ニ及ビ頗ル其通過ヲ難ズルノ情勢アリ爲ニ 宸慮ヲ勞シ竟ニ勅語ヲ貴族院ニ下サル、ニ至ル臣任調鼎ニ在リ鹽梅道ヲ愆ル誠ニ恐懼ノ至リニ堪ヘズ斯ニ謹ンデ進止ヲ乞臣博文誠恐誠懼頓首頓首

天皇はこれを許したまはず、三月十五日侍從職幹事岩倉具定を首相官邸に差遣して、待罪書を却下し、その儀に及ばざるを以て、尙ほ忠誠を抽てよとの教旨を傳へしめたまうた。これでこの問題は結了したが、衆議院に於ては、政友會以外憲政本黨その他の各派は、首相を以て國務大臣たるの職責に背き、輔弼の重任に堪へざるものとし、三月十八日の議會に不信任の決議案を提出した。曰く、

本年二月二十七日増稅諸法案貴族院の議に上り將に否決せられんとするに當り現内閣は前後二回の停會を奏請し、其極遂に聖勅を煩はし奉るに至れり、誠に恐懼の至りに堪へず、然るに現内閣は之に對し徒らに一片の進退伺を捧呈して恬然たり、

是れ明かに國務大臣たるの職責に背き、輔弼の重任に堪ざる者と信ず、仍て茲に決議す、と。決議案は少數を以て否決せられたが、この日衆議院に於ける伊藤首相の演説は、頗る驕慢

の態あり、志あるものをして聳慄せしめたのである。

以上は貴族院への勅語下賜問題の概要である。これは、明治二十六年二月十日、内閣及び衆議院への勅語下賜問題と共に、我が憲政史上の重大問題で、等しく立憲史上異例の事として、輔弼大臣に對する非難は甚しかった。特に今次の擧は最も遺憾とせられ、衆議院に於ては不信任案が提出せられ、曩に増稅案に賛成した憲政本黨がその首唱たるに至つた。また勅語を拜受した貴族院も、聖旨には恐懼したが、首相の行爲を遺憾とし、竊かに憤懣するものが多かつたのである。

だが、この問題の可否は容易に判定し難い、また輔弼首相としての伊藤博文の行爲と、萬民の父母としての明治天皇の御行動とは區別して考へねばならぬ。先づ第一の問題は、勅語下賜は、伊藤首相の奏請に出でたものか、それとも全く御思召に出でて、伊藤は事前に全く關知せぬことであつたかといふことである。當時の新聞などには、伊藤は勿論、宮内官の誰も知らなかつたやうに書いてあるが、これは伊藤自らいふごとく、伊藤の奏請であり、その責任者であることに相違ないので、他にも充分にこれを證明する資料もある。

しかし、こゝに考ふべきことは、明治天皇は輔弼首相を差し置いて、何事もなしたまはぬが、また勅諭の結果、眞に御思召に協はぬことは、何事も御裁可あそばされぬといふことである。この勅諭下賜なども、全くかゝる手續と勅諭の下に發せられたことに疑ひないのである。

何故に、明治天皇は、かやうな憲政史上異例と目すべきことを御聽しあそばされたのであらうか。妄りに聖旨を付度するのは恐懼に堪へないが、今日深くその間の事情を拜察すると、曩年衆議院へ勅諭を下賜された時と等しく、そこに深遠なる勅旨を拜察し得るのである。全くこの時は政府も貴族院も、施すべき餘地はなかつた。山縣・松方等元老の調停も、その効がなかつたのである。かうなつては、伊藤内閣の總辭職か貴族院改造かの外に解決の方法はなかつた。

元來解散の脅威がなく、多數の世襲議員を以て、組織せらるゝ貴族院が、多數を恃んで、衆議院が可決した重要法案を否決し去つて、諸元老等の調停にも應じないといふことは、立憲政治に於ては極めて異例なことで、政治道徳上容易ならぬことである。されば、伊藤首相は貴族院の行爲に憤慨し、貴族院の改造を企て、今日かくのごとき形勢を來したのは、臣が憲法制定に際して輕慮であつたからである。陛下若し臣をして、尙大局に當らしめんと欲したまはゞ、

貴族院改造を講ぜしめられんことをと奏聞せんとするに至つた。曰く、

内閣總理大臣大勳位從二位侯爵臣伊藤博文謹テ奏ス臣客年十月大命ヲ奉ジ端揆ノ重ヲ辱シ以來閣臣等ト謀リ國家緊急ノ事項ヲ調査シ其經畫ヲ定メ聖裁ヲ經テ帝國議會ニ提出シカメテ條項ヲ確守シ其軌道ヲ履デ國家緊急ノ事務ヲ遂行センコトヲ企圖シ豫算案増稅案共ニ衆議院ニ於テハ審査熟議ノ末政府ノ提案ヲ大體可決シ貴族院ニ送致シ之ヲ院議ニ附スルニ至テ目下緊急トスル所ノ増稅案ヲ否決セントスルノ意嚮ヲ表白スルヲ以テ臣ハ閣僚ト共ニ其不當ニシテ事實ニ舉行シ難キ理由ヲ陳辯スルモ尙堅ク執テ動カズ臣ハ其情勢ヲ具奏スルニ及ビ陛下元勳各位ヲ徵シ調停ノ勞ヲ執リ國務ノ進行ヲ阻滯スルコトナカラシメンコトヲ命ジ給ヒ勳臣等大命ヲ恪シ極力居仲ノ力ヲ致スニ關セズ尙政府ノ許諾スベカラザル修正ヲ政府ニ求メントスルモノノ如シ熟惟ニ今日内外ノ情勢ニ對シ貴族院ノ意嚮到底臣輔弼ノ責任ヲ全クスルニ於テ同意ヲ表スル能ハザルノミナラズ退テ熟思スルニ憲法ノ運用ニ於テ國民ノ代表者タル衆議院ト政府ト意見相容レザル場合ニハ解散シテ以テ國民ノ可否ヲ問フコトヲ得ルモ貴族院ト政府ト衝突シ今日ノ如キ形勢ヲ將來ニ遭遇スルモ圓滑ノ經過ヲ望ムベカラザルヤ明ナリ嚮ニ憲法制

定ニ當リ臣實ニ大命ヲ奉ジ其經畫ノ任ニ居ル而シテ今日ノ如キ疏通スベカラザル難境ニ陥ル畢竟臣ガ經畫ノ時ニ於テ周密ヲ缺クニ基カザルヲ得ズ茲ニ於テ乎將來憲法政治ノ生活ヲシテ永續セシメントスルニ於テハ貴族院改造ノ一方アルノミ

陛下若シ臣ヲシテ尙大局ヲ全クスルノ責任ヲ負擔セシメラレン乎臣貴族院改造案ヲ具シ上奏

聖裁ヲ仰グベシ

恭シク

陛下ノ爲メニ圖ルニ此議ヲ勳臣等ニ諮問ヲ賜ヒ果シテ臣ガ獻替スル所ヲ是ナリトスルニ於テハ臣國家ノ爲ニ微力ヲ盡サント欲ス謹テ進止ヲ候ス 臣誠惶々々

伊藤の貴族院改造案が如何なる程度のものであつたかは、傳はらないが、伊藤の決心のそこにあつたことは明かである。實際我が貴族院が何時も第十五議會の貴族院のごとくであれば、國政の運用は到底期すべからざることで、その脅威は衆議院よりも甚しい。伊藤が、貴族院改造を志したのは無理でない。

しかし、明治天皇はこと憲法に關する以上容易にその改定を好みたまはぬ。一時の憲法運用に窮して、これが改定に志すは、決して憲法を尊重する所以でない。こゝに於て、明治天皇は伊藤の奏請なれど、これを聽したまはなかつたことと拜察されるのである。私はそこに深遠なる教慮を拜察するのである。

だが、伊藤内閣の辭職は許されぬ。伊藤は政友會の總裁として衆議院に多數を有する。貴族院の反對によつて内閣を更迭するは、立憲政治の常道でない。特に恐るべきは、貴族院と衆議院との衝突である。貴族院修正の豫算案が衆議院に回付せられ、兩院の協議會が開かれたとして、衆議院がこれに同意を表するであらうか。これは衆議院の體面として不可能である。かくせば、豫算は遂に不成立に終るばかりでなく、今後に於ける兩院の關係を惡化するに止まるのみである。

兩院關係の惡化によつて、其の害毒を受くるは、我が國家である。今や北清事變漸く終結せりと雖も、東洋の前途全く逆睹すべからざる時である。これ明治天皇の一日も忍ぶ能はざる所である。明治天皇が時局の多難なるを思召され、また立憲政治の前途を案じて、貴族院に勅語

を下賜したまふに至つたことは、たゞ恐懼に堪へぬことである。

衆議院に於て、憲政本黨以下の諸派が、伊藤首相を以て、輔弼の任を盡さざるものとして、不信任の決議を爲すは宜しいが、彼等は貴族院の行爲をどう考へたであらう。貴族院の反對の動機が、政黨主義に改變したと考へた伊藤に對する反感が多きにあつたことを思はゞ、たゞ政府のみを咎めてはならない筈である。だが、黨争に忙はしき當時の政黨が、そこまで思を致す能はざりしは、遺憾に堪へなかつた。

また政黨内閣を不可とする貴族院の諸派が、宸斷を以て發せられた勅語を拜受しながらも、衷心これを遺憾としたといふに至つては、洵に了解し能はざることである。若し勅語下賜が、伊藤首相の奏請によつてのみ行はれたものと思はゞ、畏くも明治天皇の宸衷を拜察する能はざる愚昧を如何にするか。若し眞に宸衷に發したものとせば、彼等は歡喜してこれに従はねばならぬ筈である。遺憾の意を以てこれを迎へ奉つたとは何事であるか。彼等は衆議院の議決を重んずる立憲政治の常道にも、天皇親政を仰慕する敬虔の念にも乏しいといはねばならないのである。

しかし、伊藤首相が、一度聖詔によつて貴族院の服従を見るや、既に意驕り、衆議院の決議案討議に際し、プランデーを蒙つて驕傲の態度を持し、聖旨に藉口して、諸議員を高壓せんとするの趣があつて、徒に議員等を憤激せしめたことは遺憾に堪へないことであつた。毎日新聞のごときは、

伊藤のごときは、荒淫暴色、驕慢爛悶の爲めに全然狂亂せる者なり、然り伊藤博文は正に狂人なり、狂人をして政治の衝に立たしむるは、國民の決して忍耐しうる所にあらず、といふに至つた。これは當時憲政本黨等の衷心の叫であつたのである。

私は第十五回議會に於けるこの問題を考ふるごとに、政府・貴族院・衆議院の行爲に於て、共に遺憾の念を禁じ能はぬ。たゞ明治天皇の深慮によつて立憲政治は維持せられ、憲法の基礎はゆるぎなく、貴衆兩院の融和も維持され、國運の發展も阻碍せらるゝことがなかつたのである。これは國民の永久に忘るべからざることである。

### 一九 聖詔により政友會總裁を罷む

伊藤は政黨にあらざれば、憲政の運用し難きを認め、政黨を組織して、その衝に當つたが、一議會を終つたばかりで財政整理問題で閣臣の不統一を來し、遂に辭任することとなり、陸軍大臣桂太郎が代つて、内閣を組織することとなつた。これは明治三十四年六月二日である。

だが、伊藤が依然として政友會總裁たるは、桂首相の堪ゆる所でなかつた。何分元老として陛下の最大の信任を忝ふして、常にその諮詢に奉答し、政黨總裁として大政黨を率ゐて、議會によつて施設の可否を論議し得るにはたまらない。山縣のごとく元老だけか、大隈のごとく政黨だけならば、對抗の策はあるが、双方を兼ねる伊藤には施すの策がないと困惑した。そこで明治三十五年六月、議會が閉會すると、伊藤に請ふに元老か總裁か、どちらか一つ辭して欲しいと願つたが、伊藤はこれに對し、元老の稱は多年の勳功に隨伴し、聖意に基くものである。これを辭することは出来ない。政黨首領は憲政有終の美を濟さんとする予の使命である。これまた斷じて放擲することが出来ないといつて、桂の要請を斥けたと傳へられてある。

伊藤と親交ある井上馨や、伊東巳代治なども、また伊藤が永く政友會總裁ならば遂にその晩年を過らんことを恐れ、伊藤に脱退を勧めたが、固より聽く處でなかつた。伊藤の決心は鞏固

であつた。これはどうしても、陛下に御願して、勅諭を請ふ他に手段がないとは、何人も考ふる所であつた。そこに桂首相の辭職問題が起つた。桂は對露外交の危急を告ぐるを見、國民一致の力に俟たざれば、これを解決することが出来ない、だが伊藤が元老と政黨總裁の兩刀使をやつてゐては、到底それは望めない、現に第十八議會の政友會の態度を以ても知られるといふので、自らその職を退き、帝國第一流の政治家を擧て、内閣の首班に置き、これをして顧慮す所なく、大事に當らしむべしといひ出し、明治三十六年七月一日遂に辭表を奉呈した。

るだが時局は、到底内閣の更迭を許す能はざる程に、對露問題が切迫してゐた。桂を擁する山縣、伊藤を擁する井上・伊東等の總べの考ては、伊藤を樞密院議長として、桂を援助し、舉國一致の實を擧げしむる外に、取るべき策はないといふことになつた。そこで山縣は、伊東に囑して、伊藤に賜ふべき勅諭草案を起草させ、自ら淨寫して自分が起草したごとく裝つてゐた。かくて山縣は松方と共に召されて參内し、桂首相辭表の處理に就いて御下問さるゝや、二人は、

現今の時局は内閣の動搖を許さない、願くば現在大臣をして依然其の職に留らしめよ、但だ侯爵伊藤博文が籍を政黨に掲げ、往々内閣の行動を掣肘するは、大政の進路を阻碍するの虞



がある、故に伊藤をして政黨の首領を脱せしめ、これに授くるに樞府重要な職を以てし、元老一致内閣を援助するに至らしめたまへ、國家の幸福はこれに過ぐるものはない、といふの意を奏上した。山縣は更に語をつぎ、

伊藤は上御一人の御命令の外は、何人の言にも聽かないから、どうぞ御勅諭を伊藤に賜はりたい、御参考までに草案を認めました、御叡慮あらせられたい、

と奏聞した。天皇は桂の留任は固より望みたまふ所であり、前日桂に優詔を賜つた程である。だが伊藤の政友會脱會は、極めて困難と御考へあそばされた。それに英明なる天皇は、物の表裏に御注意の届く御方であらせられたから、山縣の奏聞を聽きたまふと、山縣等が計畫的に伊藤を脱黨させようとするのでないかと思召され、非常に御不快に感じさせたまうた。天皇は山縣の言葉が終ると直に、

卿等のいふことも道理だが、若し伊藤が樞密院議長にはなるが、政黨の總裁は罷めぬと理窟張つたときは、卿等はどうするか、卿等は伊藤の心事をどうして知つてゐるのか。

と手きびしき御尋ねがあつたので、山縣も大いに面喰つてしまつた。それで山縣は、このこと

は私共ばかりでなく、伊藤の幕下伊東巳代治等もさう考へて居りますと申上げた。陛下はそれでは伊東を呼べといふことになつた。さて伊東は困つた。このことは全く伊藤の知らぬことだ。若し伊藤が私を使つて、勅諭を奏請したといふやうに思召されては困ることで、伊藤に向ける顔もないと思つて、恐懼して御前に出で委細の事情を詳かに奏請し、勅諭の案文も私が認めましたのでござりますと奏上した。天皇は、

それはわかつてゐる、山縣が出した時に、朕はこれを見て、これは山縣が書いたのではない、その方が書いたのだなと思つてゐた、その方のいふことはよくわかつてゐるが、若し伊藤が辭めないときにはどうするか、

と仰せられた。伊東は恐懼して、

伊藤が萬一勅諭を拜承しないときは、私は伊藤と刺し違へて死にます、屹度御請け致させます、

と固き決心を奏上した。陛下は御微笑あそばされ、それならばよからうと仰せられて、やつと勅諭を下されることになつた。そこで七月六日、天皇は伊藤を御召しになり、御内儀に於て拜

謁を仰付けられて優詔を賜うた。曰く、

今や朝鮮と滿洲問題とで、露國と交渉せねばならぬことになつてゐる、これは誠に重大問題で、その成否は豫測しがたい、故に朕は卿を樞府に列せしめ、これ等國家重要な諮詢に應ぜしめようとする、卿宜しく熟計して、朕が本意に副ふようにせよ

と、博文は意外の御語に驚いて數日の猶豫を請うて退出した。尋いで八日、天皇は侍從長をして前日の優詔の意を文に書せしめ、博文の旅館に遣はして、これを授けしめたまうた。その文に曰く、

朕方今ノ時局ニ顧ミ朕カ啓沃ニ頼ルヲ惟ヒ茲ニ再ヒ卿ヲ煩シテ樞府ノ重職ニ就カシメ以テ國家要務ノ諮詢ニ應セシムトス願フニ維新以來ノ事業中外ニ涉リテ前途尙甚ク悠遠ナリ朕ハ卿カ積年ノ勤勞ニ倚信シ匡救獎順以テ克ク其ノ終始ヲ完クセンコトヲ望ム

と。天皇は初め山縣等の心中を見抜いて、頗る御不快に思召された。だが國家重大の外交問題に直面して、舉國一致を要すること切なる時である。桂を留任せしむるも必要だが、伊藤の輔佐御諮詢も、また衷心から冀望したまふ處である。かくて天皇は伊藤の政黨總裁を敢て非とす

るのでないが、政黨總裁としては御諮詢に困難な場合が多い。伊藤も政黨總裁としては、單獨な行爲を取れぬ場合もある。それやこれやを御深慮あそばされて、この勅諭を下したまふことになつたのである。所謂非常時に際する天皇親政としては、萬止むを得ないことである。

伊藤も最初これを聞いたときは、大に山縣等の處置を恚つたが、聖旨が判明するに於て釋然として了解した。外にあつて政黨を統制して行くも、内にあつて陛下の左右に侍し、御諮詢に奉對するも、均しく憲政の發達に貢獻する所以だと覺つて、勅命を遵奉することになつた。そこで七月十二日參内して左の表を上つた。

臣博文誠恐惶頓首謹ミテ奏ス臣先ニ命ヲ欽ミテ憲法起草ノ事ニ當リ 上ハ列聖ノ宏謨ニ則リ下ハ臣民ノ幸福ヲ基トシテ規畫贊襄スル所アリ而シテ其ノ施行日淺ク未タ有終ノ美ヲ成ス能ハサルヲ視ルヤ身ヲ政黨ニ投シ之ヲ指導誘掖シテ以テ立憲ノ 聖旨ニ副ハシメンコトヲ謀ル事未タ緒ニ就カス乍チ本月六日ノ召命ヲ辱クシ優詔ヲ賜ヒ臣ヲシテ樞府ノ重職ニ就カシメラル、ノ旨ヲ下サル 聖慮深遠内外ノ事局ヲ洞察シ玉ヒ以テ此ノ大命ヲ發シ玉フ臣恐懼措ク能ハス謹ミテ聖允ヲ請ヒ慎思熟慮遂ニ盛意ヲ虛クスル能ハス茲ニ恭シク命ヲ拜ス蓋シ 陛下

ノ左右ニ咫尺シテ國家要務ノ諮詢ニ奏對スルハ均シク憲政ノ施行ニ屬スル職任ナリ臣敢テ犬馬ノ勞ヲ効サスンハアラス臣博文誠恐誠惶頓首再拜

かやうの経緯によつて、十三日伊藤は遂に樞密院議長に任ぜられた。同日山縣・松方に對しても、同様な優詔を賜ひ、樞密顧問官に任ぜられた。また伊藤は井上馨・大隈重信・板垣退助の三人も、樞密顧問官に任ぜられんことを請ひ、その取調を命ぜられた。これは眞に舉國一致を實現せんことを冀望したからである。だがこのことは遂に行はれなかつた。

伊藤の樞府入りは、當時の世論は多く山縣・桂の陰謀に乗ぜられた結果とし、立憲政治の逆退とした。大隈重信はその著「内閣更迭論」に於て伊藤の政友會總裁就任を以て、これは公の從來の超然主義を一擲して、更に政黨内閣の存在を自ら是認するに至つたので、慥かに我が國憲法史上著目すべき大事であると思ふといつて稱讚したが、政友會總裁を罷めたことを評しては、伊藤公の元老復歸なるものは、我が國憲法史に大關係があると思ふ、政黨の發達に非常な悪影響を及ぼしたのであるといつて、極めて遺憾であるとした。これ等は、何れも一理あることであるが、明治天皇が、眞に輔翼の人を求めたまふの御思召を拜察し、またこれが日露戰前

の非常時であつたことを思へば、徒に憲政の常道のみを云々してこれを律し能はぬことを知らねばならぬ。

萬民こゝろあはせて守るなる

國にたつ身ぞ嬉しかりける

## 第五 明治天皇と政黨

### 一 立憲政治及び政黨に對する元老の意見

立憲政治に對する明治天皇の叡慮は、既に拜察したが、予は更に政黨に對する叡慮を拜察して見たい。だがその前に明治諸元老のそれ等に對する意見を尋ね、ばならぬ。何分諸元老は維新以來の勳功を以て、當時上下に對して大勢力をもつてゐたから、その人達の意見思想は、その影響する所極めて大であつた。これを紹介し、批判するのは無用であるまい。

元老の何人も立憲政治そのものに對して異議を挟む者はなかつた。尤も山縣一派の人々には、往々國家は重し、憲法は輕しといふやうな思想を懐く者もあつた。山縣は明治二十四年十月二十六日、松方首相の議會解散を英斷と稱讚して、

斯る情勢に切迫ならしめたるものは、政黨の首領、陰謀を企圖せしより喚起し來候付、黨派の議員は勿論、悔悟する之外有之間敷候、春來御内談仕候様、政府に於ては猶引續二回之解

散を執行するの覺悟無之而は、到底此目的を達候事無覺束儀と察候

といつて、松方を勵ました。衆議院の行爲を以て、政黨首領の陰謀なりと見て、悔悟するまで何回も解散すべしといふのである。議會をかく觀察すれば、遂には無用となる。

明治三十一年桂太郎は、戦後の經營はどうしても成就せねばならぬ。それには幾回か反抗を受ければ、幾回か解散し、結局は憲法を中止してなりとも、忽略に附してはならぬと主張した。かく山縣一派には、やゝもすれば、かゝる立憲政治を無用とする者もあるが、これを實行した人はない。特に山縣自身は、總理大臣として一度も、議會の解散を奏請したことがないといはれた。これは山縣が軍人として、巧妙な戰略、所謂戦はずして敵を屈するの謀略を取つたからである。

我が憲政史家は、山縣が何處まで立憲政治を理解してゐたかと疑問を抱くやうであるが、彼が總理大臣として、各府縣知事に施政の方針を訓示したのを見ると、彼が立憲政治を十分に理解し、尊重してゐたことを示して餘りある。彼が明治二十二年十二月二十五日の首相としての訓示には、

憲法の實施は方に近きに在り、國家の盛事日を期して待つのに當り、中外官僚の務は唯一意純誠聖旨を奉體して百難を凌ぎ、同心協力、以て立憲の大事を賛げ、終局の美果を收むるの一途あるのみ、

といひ、翌二十三年二月十三日内務大臣の資格を以て、

陛下曩に憲法制度を以て、臣民に惠賜せられたる所以のものは臣民の徳義を善美にし、幸福を増進せしめんが爲なり、而して臣民は將に憲法に依て自由の程度を高くし、行々他の開明國と駢列の地位に進むを得んとす、若し吾人にして、我立憲制度を實施するの針路に於て、一步誤ることあらば、我國民は其の榮譽ある位格を失ふに至らん、故に今日に當り眞正なる憲法上の自由を培養して平和に之を享用するは、實に忠良なる臣民の責務なりとす、

人若し自ら敬し、自ら制するの精神なければ、則眞正の自由あることなし、自ら敬するものは、必ず他を敬し、他より己の説を尊敬せられんことを欲するものは、亦均く他の説を尊敬せざるべからず、自家執る所に非ざれば適正の所見なしと爲すが如きは、其の理あることなし、何れの時何れの所を問はず、利害の同じからざる所は、隨て各種の異説を出すことある

は勢の免れざる所とす、既に然り、則ち他人の意見と雖も、勉めて相認容し、互に相調和するにあらざれば、其の紛争遂に底止する所なからんとす、憲法制度は異説を調和するに適當の方便にして、暴力悖亂は常に異説の根柢を斷つこと能はざるのみならず、之をして益々甚しからしめんとす、政治上の争議の爲に、暴力を闘はし反對者を妨害するに至つては、是れ情慾に使役せらるゝの境に陥るものにして、法律を恪守するの分義に背き、憲法制度の精神に戻れりと謂はざるを得ざるなり、

といつてゐた。憲法制度は臣民の自由の程度を高くし、その徳義を善美にし、幸福を増進せんがために設けられたるものなりといひ、憲法制度は異説を調和するに適當の方便にして、政治上の争議に暴力を闘はし、反對者を妨害するは、憲法制度の精神に戻れるものであると斷ずる處は、立憲政治の眞髓を道破した言葉で、全く今日の自由主義者の語で、憲法擁護としてこれ以上の語はない。暴力を排し、言論を貴ぶ所、彼は決して今日のファツショ論者でない。

立憲政治に對する伊藤の考は、もとより徹底してゐた。彼の考は極めて國家的であることに注意を要する。伊藤によれば、立憲政治は王政維新の當然の發展であり、歸結であつた。伊藤

が明治三十二年七月十六日、宇都宮市の演説に於て、王政維新の原因を論じて、  
 鎌倉以來七百年の間、日本の形勢を按ずるに、國家の權力は悉く武門の掌中に歸し、所謂大名士族なるものに、日本の國權は左右されてゐた。かく一部の大名或は士族の掌中に、日本國家の權力を委ねて置いては、日本の統一を圖ることは出來ぬ、そこで封建を廢して、國家統治の權力は天皇自ら御主持あそばされ、これに參與する參政の權を人民に與へ、君主と臣民との二つを以て、日本國を維持し、將來の進歩、發達を圖らうといふことになつたのである、しかして國力を歸一した上に、何をするかといふに、獨り内政を整へ、一國の安寧を圖るといふに安ぜず、この日本國を世界の全面に表はし、以て益々日本國の強大を圖らうといふのが目的であつた、

と述べてゐた。王政維新が、諸外國が開國を求むる勢に刺戟せられ、天皇と國民の間にある中間階級、即ち幕府と武家とを撤廢して、國家統一を完成し、外國に對抗するといふにあつたことは、明かであるが、伊藤はこれをいつたのである。故に王政維新は國力を歸一し、國內の安全を圖るのみでなく、この日本國を世界の全面に於て強大ならしめるためであつた。しかして

我が立憲政治は、この結果として生れて來たのである。故にまた同年四月十二日長野に於ては我が國の憲法の成つた所以は、どういふ譯かといふに、國力を歸一し、上下一致の力を以てこの昭代の日本國を保つための必要から起つたのである、即ち君臣合體しようといふ目的から起つてゐるのである、

と端的にいつてゐる。これが伊藤の解する憲法の生れた所以で、民權論に出發した自由黨や改進黨の立憲政治とは、大いにその發生の意義を異にするのである。故に伊藤はまた、

我が國にも多少の民權論は起つてゐたが、その民權論あるために已むを得ないで拵へた憲法ではないのである、外國の憲法は多くは上下の軋轢になつたものである、それを學者或は政論を主張する者が、往々誤解して以て歐羅巴の憲法の歴史や、その有様を學ばんと欲するのは、何らの狂者か、實に驚き入つたことである、

といつてゐた。伊藤はまた他の方面から立憲政治の創始の理由を説明したことがある。明治三十八年帝國憲法制定の由來を著すや、立憲政治の目的は、外國のごとく單に國內各種階級の利害を調和するのみでなくて、立憲政治によつて、國民の公的生活に、新元氣と新勢力を扶植

し、國家そのものの職分に生々の元氣勢力を與へんとするにありといつてゐた。されば伊藤は、日露戦争の勝利を以て、立憲政治のためであるとした。帝國憲法制定の由來には

我國が夙に立憲代議の制を敷き、國民をして國家の公事に參與するの慣習に熟せしむること微りせば、夫の曠古未會有の大役に處する國民の意氣感情焉んぞ能く斯の如くなるを得んや、然るに當時田夫野人も尙能く事の重大なるを知り、之を以て國民的大事業となすと共に又之を以て自家と密接の關係あるものとなし、舉國一致、以て強固なる輿論を作興し、政府の後援を爲すを怠らざりしは、畢竟立憲政體の效果なりと謂ふも、敢て誣言にあらざるべしと信ず、

といつてゐた。これ等は當時一般に信ぜられてゐたことである。

從來の民權論者は、我が立憲政治は民權伸張を目的として起つたと考へ、伊藤等在朝者は國力統一・國家強盛を目的として起つたと考へた。私はこゝにこれ等の眞否を論ずるのが目的でない。たゞ近時國際危機の叫ばれる非常時に當り、國家の統一、國論の歸一を齎らすためには

議會政治では覺束ない、獨裁強力政治でなければならぬと主張するものに對して、伊藤の立憲政治の生れた所以とその結果とを説き、山縣が、憲法制度は異説を調和する最善の方法なりと論じたことを回顧し、三思せられんことを冀望して止まないものである。

## 二 立憲政治の運用に對する元老の意見

立憲政治の本體に對する思想は、山縣といひ、伊藤といひ、別に大差はない、等しくその尊重を説いた。しかしその運用を論ずるに至つて、大に異なつて來た。一は政黨に依るべしといふのであり、一は政黨に依るべからずといふのである。即ち山縣・黒田・松方等は第二説を持して、政黨内閣を否認し、超然内閣を主張した。

黒田が明治二十二年、憲法發布の翌日、地方長官に訓示した演説を見ると、彼も必ずしも政黨の存在を否定しない。人によつて政治上の意見が相違する、同一意見の者が相集まつて團結を作る、この團結が政黨である、この政黨が社會に存在するのは、勢の免れざる所である、だが政府はこの政黨に左右されてはならぬ、常に一定の方向を取り、超然として政黨の外に立ち、

至公至正の道に居らねばならぬ、政府は不偏・不黨の心を以て、人民に臨み、撫馭宜しきを得て、以て國家隆盛の治を助けることに勉めねばならぬといふのである。超然内閣とは、この黒田の演説から起つたことである。山縣・松方の考ももとよりさうであつた。

明治二十四年八月十七日松方首相が、民黨議員に對抗するために、内閣議決書なるものを作り、閣臣一致協力して議會に對することを約したときに、松方は、

議會に多數を有する政黨を以て、内閣を組織するなどといふことは、我が憲法の大義を破り、國體を破壊し、皇室を危険ならしむるものである、我が立憲君主政體は、かの議會政府と大いに類を異にする、即ち行政軍制の組織及び大臣、その他文武百官の進退、黜陟より外交の樞機に至るまで、國家統治の大權は、君主一人に於て有するのである、かの議會政府の立法・行政・軍務のごとき一にこれを議會の權限に收むるとは、全くその趣を異にする、所謂議會政府なるものは、全く帝國憲法の大義と相反するものである、かゝる議會政府の成立を防止し、憲法を擁護するのが、我々の任務である、若し政黨のいふがごときを許さば、我が國體、我が皇室、我が憲法はどうなるか、

といつた。彼等は政黨否認論者である。

伊藤の考は第一説であり、山縣・松方等と同じでない。尤も伊藤も憲法制定當初は、山縣等と大差なく、政黨政府否認論者であつた。彼は今後議會を開き、政事を公議輿論に問はんとするに當り、政黨を以て内閣を組織せんと望むがときは、最も至險のことたるを免れずといつてゐた。しかしさすがは伊藤だ。第二回議會を経過せざるに、既にその考の過つてゐるを覺り政黨の力によるにあらざれば、到底議會を開いて、政治を行ふことが出来ないことを知つたことは、前にも述べたごとくである。

政黨に對する山縣・伊藤の異つた考の最もよく對立したのは、明治三十一年六月、伊藤が政黨を組織せんとしたときである。伊藤の知遇を得てゐた林田龜太郎の語る處によれば、六月二十四日、元老會議の開かれるや、伊藤は政局の著しき變化を説き、政黨組織の止むべからざる所以を述べた。これに對し、山縣は大反對を表明した。曰く、

政黨も議院制には必要であらう、我等も決して之を絶対に否認するものではない、さりながら、身内閣總理大臣の職にありながら、その同志を糾合して、一黨を樹てんとするは、徒ら



に官民の抗争を激發するのみであつて、政策の上から見ても、決して上乘とは云へない、況して政府は何れの政黨に對しても、公正ならざるべからざるに、總理直參の與黨ありとすれば、公平を失せざるを欲するも得べからず、故に政策の上から見ても、純理の上から見ても非である、予は切に伊藤侯の思止まらんことを冀望する、

と言葉激しく説破した。伊藤は屈しない。

我輩の意既に決した。若し現職にありて結黨を不可なりとせば、予は潔く首相の印綬を解いてこれに従事しよう、

と答へたが、山縣は重ねて、

現職を去りて、結黨に従事せらるゝとしても、予は黙して止む譯にはゆかぬ、伊藤侯は元老ではないか、元老は陛下に對し奉りて、國家の至重至大なる要件に就いて翼賛するの地位に立つべきものである、その元老が一方の政黨に長たる以上、果して一黨一派に偏せずといふを得べきか、予は斷じて伊藤侯の結黨に反對する、

と、論難したので、伊藤は憤然としてこれを反駁した。曰く、

内閣總理大臣としては不可、現職を辭しても元老なるを以て、尙不可なりとせば、我輩は絶對に結黨し得ずといはるゝのか、然らば我輩は一切の勲爵を拜辭し、一の平民として結黨に従事しよう、一平民としての伊藤の行爲は、元老會議に御詢りする必要は全然あるまい、山縣はそれほど迄の御決心ならば、我輩また何をかいはん、しかし、友人として一言、いはせて戴きたいと前提して、

伊藤侯は憲法取調を了して歸朝せらるゝや、獨逸學問の進歩と政治組織の完備とを語り、國務大臣は天皇に對してのみ責任を負ふべきものなることを高唱し、我が國體に對し、準據すべきは唯り獨逸あるのみと論じられしを傾聽した、帝國憲法もその主義に據りて立案せられ議會に對してもその趣旨を以て莅み來つた、然るに今日は如何なれば、自ら政黨を組織し、政黨の鼠輩と相伍して政黨内閣の端を啓かんとせらるゝのか、政黨内閣は國體の破壊である、金匱無缺の帝國として、一の民主政治に陥らしむるものである、予は侯がかくのごとき豹變の理由を發見するに苦しむ、予は友人の立場から、侯に再考あらんことを切望して已ま

なす、

と突き込んだ。最初我輩も政黨は絶対に否認しないといひながら、伊藤の遂に肯かざるを見るや、政黨内閣は國體の破壊者なりと斷ずるに至る。矛盾も省みる所でない。肉を割き、骨を碎き、最後のト、メを刺さねば止まぬ。伊藤は議論の到底益なきを見るや、突然起ちて閣外に出で、直ちに天顏に咫尺して奏上する所があつた。伊藤は翌日辭表を捧呈して、一切の爵位勳等を拜辭した。これはもとより山縣の言辭に憤激して、政黨組織の決意を固めたからであつた。山縣は伊藤の政黨組織を非としたばかりでなく、伊藤の大隈・板垣の憲政黨首領奏薦に對しても、大いに反對したことは申すまでもない。彼がその年七月二十六日親近者の一人に贈つた書翰に、

爾時本朝政海一大變動、遂に明治政府は落城して政黨内閣と爲りたる變化の真相は、追々報知にて御了承の事と不贅候、敗軍之老將再び談兵の必要は無之、隱退之外無之と存候、といつてゐたのを見ても、その心事は窺はるゝであらう。この時黒田も山縣と同一の考で、政黨内閣の出現を憲法違反と考へてゐた。これ等の思想は山縣派の一人、平田東助伯の經歷談の記述でも明かである。曰く、

山縣公の意見は、我が憲法上内閣大臣は天皇を輔弼して其責に任ずるも、議會に對しては責任を有せず、今内閣大臣にして政黨を組織し、之に加はらんか黨員たるものは黨議に服従するの責任あるを以て、議院に對し責任を生ずることゝ爲り、我憲法の精神に違反すと云ふに在り、予は此説を主張せり、

天皇と議會の二つに對して責任を持つといふことは不可能だ、帝國憲法は天皇に對する責任を定めてあるのみだとは彼等の主張であるが、しかし議會の協賛を得ずして、如何にして天皇を輔弼し得るか、かゝる主張は理論的にはともかく實際には成立せぬといふのは、政黨の主張であつた。伊藤は後者の説を取るに至つたのである。

政黨に對する如上の考は、山縣等の終生變らなかつた所である。大正五年四月、大隈が後繼内閣の首班として、立憲同志會總裁加藤高明を奏薦せんとして、山縣の意見を求めた時に、山縣は次の理由を以て反對した。

國家既に立憲の政を敷き、議院をして國政の參畫に與らしむる以上、議院の趨勢、政黨の向背に對し、深く意を致さざる可からざるは固より論なき所にして、苟も大政の局面に當て、

候補者を立つるに際し、此に省慮せざる可からざるは亦更に異論なき所なり、然れども今や世界の大變に際し、其の終局の結果、未だ容易に測るべからず、而して我國之興廢隆替も亦從て茲に係る、殊に支那之動亂は遂に何れの極に至るを知るべからず、東亞之安危は顧ふに當に此の二大世局の進展に由りて定まるべきに方り、此の大革運に處して、能く機に臨み、變に應じて、我國運を開展し東亞の治安を保持せんと欲せば、先づ須らく内其の統一と治平とを保ち、上下相共同して其力を一にし、以て外に當らざる可からず、然るに此時に當つて、假令ひ一院の多數を占め決議を左右する實力ありとも、特に一黨の首領を擧げて政局の首班に任せんか、近時政界の趨勢に鑑みて、豈能く國內之一致共同を望むを得んや、若し内にして紛議絶えず、舉國一致の實力を缺かば、此の多難、多事の時に當て焉ぞ能く國運を開展し、東亞の治安を保持するを得んや、是れ予が内閣後繼者の選擇は、一に此の目的に副ふべき人物を擧るを必要とし、遺憾ながら提議に同意する能はざる所以也、

この時は別に政黨の首領に内閣を組織せしむるは、憲法に違反するとはいはないが、一黨一派の首領を擧げて、政局の首班に任ずるは、舉國一致の實を擧ぐる所以でないといふのであつ

た。この考は最近、五・一五事件後、齋藤内閣の成立した當時の考で、今は國民が一體となつて、外に對抗せねばならぬ時である、これは政黨内閣では出來ないといふので、今日に至るまで共鳴者の斷へない主張である。だがその言は立派であるが、その實行に至つては困難なことである。第一山縣がこの考を以て奏薦した寺内内閣も、果して舉國一致の實を擧げ得たであらうか。これ等の事は歴史的に、今一段の研究を要する問題であるまいか。

以上は立憲政治の運用に當りて、政黨を如何に取扱ふべきかといふ問題に對する元老の意見である。政黨は斷じて政治運用の主體たらしむべきものでないとは、山縣・松方の主張であつた。しかして松方は強力を以て、これを壓迫し絶滅しようとした。明治二十五年二月の選挙干渉はこの考へから來た、後には彼の意見も變つたらしい。山縣は政黨の無視すべからざるを知つて、これを利用し、使用しようと思つた。彼の政黨懷柔策、或は妥協策はこれから來たのである。然るに立憲政治は政黨の政治である、立憲政治の完備を計るには、政黨を完備せしむるを急務とする、政黨は政治運用の主體であるとは、伊藤の主張であつた。かくして彼が政黨組織となつたのである。

私は今これ等主張の可否を論ずるを好まない。たゞ明治天皇がこの異なつた二説に就いて、その何れをとりたまうたかを拜察して見たい。

### 三 明治天皇と政黨

明治天皇は政黨に對して、如何なる叡慮を有したまうたか。妄りに聖帝の心事を忖度するは恐れ多いが、その實際の御事蹟から考察すると、次のやうなことが推測されるのである。

天皇は別に立憲政治は政黨の政治である、政黨首領でなければ、内閣組織の任に堪へないと仰せられたことはない。明治二十四年八月、松方内閣が内閣議決書を作り、内閣規約を定めて、御裁可を奏請した時に、天皇はこれを嘉納して、勅語を下し賜うた。松方の意は政黨内閣を以て憲法に違反し、國體を壞り、皇室を危殆ならしむるものであるといふ立場から、政黨勢力の發達、侵罔を防止せんとし、内閣に政務部を設け、閣臣互に共同一致して、政黨に對抗せんとするにあつた。勅語には、

大政ノ方針ヲ歸一ニシ諸般ノ機務ヲ綜合シ内ニ在テ和衷協同ノ實アレハ則チ外ニ向テ朕難辱

弱ノ患ナキハ先臣諸輩亦諸レヲ言ヘリ而シテ常ニ其實行ヲ期スルコト難シ今幸ニ内閣議決書並ニ規約ヲ作り以テ其通弊ヲ濟ハムトスルハ朕ノ最モ嘉尚スル所ナリ卿等既ニ心ニ誓ヒ臆ニ銘スルトキハ敢テ之ヲ書ニ録スルノ要無キニ似タリト雖モ各胸襟ヲ開キテ討議審明シ井然立條成約スル所アルニ至リテハ殊ニ卿等一致ノ堅固ナルヲ視ルニ足ル假令將來閣員ニ更任アルモ卿等宜ク此ノ方針ヲ取り悠久ニ閣員ノ和同一致ヲ懋ムヘシ

と、ある。これは天皇の伊藤にも御諮問あらせられ、熟慮の後下したまうた勅諭であらせられた。松方はこの勅諭に深く感激し、誠心誠意を以てその奉戴を誓ひ、共同一致、政黨・議會に對抗せんとした。

しかし明治天皇は松方のいふごとく、政黨に内閣を組織せしむるとも、憲法を破壊し、皇室を危殆ならしむるものとも、無論信じたまはなかつた。前記勅語のどこにも政黨否認の聖旨は拜察されない。明治天皇は公議政治や立憲政治は、一面國民の政治であると共に、統一鞏固なる政權に據らざれば、能く行はれざることを信じたまうたがけである。

天皇の議會及び政黨に對して一視同仁、御信頼あらせられたことは、明治二十六年二月十日

内閣議會和協の詔勅にも明かで、『人民ノ選良ニ倚籍シテ朕カ日夕ノ憂慮ヲ分ツコトヲ疑ハサルナリ』と仰せられたことで明かである。この時の議會は、内閣反對政黨の多數を占めてゐた時である。

されば明治三十一年六月、山縣と伊藤とあれ程の深刻な議論を闘はし、山縣が徹底的に伊藤の政黨組織論を駁撃した後に於てさへも、大隈・板垣の政黨首領に、内閣を組織せしめて敢て疑ひたまはなかつた。大隈首相は就任の初め地方長官を會して、

今回の内閣更迭は、之を過去の政變に比し、大に意味を異にするものがあつた、從來の内閣は閣臣として政黨員たることを許さなかつたが、これに反して現内閣は殆んど純然たる政黨員より組織するものである、時世の進歩は、我が國をして政黨内閣の組織を促したものである、

といつて、内閣の政黨内閣なることを明言した。この訓示に天皇は別に何んとも仰せられなかつた。

我が國最初の政黨内閣は、不幸にして内訌のため互解したが、天皇の思召は奏薦者の伊藤の

歸朝を待つて、後に決定しようといふにあつた。伊藤はこの時清國に漫遊してゐた。山縣一派はこれを察しないで、急遽に後繼内閣奏請を決定してしまつた。この時天皇は、政黨の統制なき我がまゝには、尠なからず擧登したまうたが、山縣の畫策も餘り御喜びでなかつたといはれる。されば伊藤が政友會を組織せんとするに當つては、完全な御諒解を與へたまひ、勅許政黨の稱さへあつた。山縣が伊藤を奏薦するや、これを許して伊藤が政友會を以て内閣を組織するを聽許したまうた。

明治三十六年伊藤を論して政友會總裁を辭せしめたのは、内外四圍の狀況に於て全く止むを得なかつたからである。故にまた西園寺公の政友會總裁たるには何等問ひたまふことなく、後には内閣首相として疑ひたまはなかつた。かく天皇は内閣を組織せしむるに政黨の所屬云々はその問ふ所でなかつた。天皇の問ひたまふ所は時勢と民意にあつた。時勢可にして民意の歸する所を見ては、元老たりと、政黨たりと、官僚たりと、選ぶ所がなかつた、天皇より見れば悉く一視同仁である、帝國憲法が完全に行はれ、輔弼の任が全ふされ、國運の發展と國民の幸福とが達成せらるゝことを目的とせられたのである。蓋し我が政治は天皇の立憲親政で、大臣

は輔弼の任にあることを固く信じたまうたからである。要するに立憲政治の本體に對して、彰著明確疑ひたまふ所がない、たゞ立憲政治の運用に對しては、一に時の宜しきに從ひたまふといふのである。

黨弊を觀たまふ

明治天皇の政黨に對する叡慮は前述のごとく、極めて中正にして、且つ進歩的であらせられ政黨の使命に就いては、敢て疑はせたまふことがなかつた。しかし政黨の現狀に就いては、如何に御觀察あそばされたか。二三の實例によつて拜察して見たい。

一、政黨はとかく政權の爭奪を目的とし、黨利を先とし、國益を後にするのでないか、我が立憲政治は英佛の立憲政治でない、然るに彼等の冀ふ所は英佛のそれでないか、のみならず外交問題を黨争に供する危険があると思召された。政黨をかく觀じたまふに至つた緣因は一つでない。當時の激烈なる藩閥と政黨との抗争の然らしむる所で、その責任の半は、在朝者も負はねばならぬことは既述のごとくであるが、政黨の行爲にもその責なしとしないのである。この朝野兩者の抗争のその極に達したのは、明治二十六年第五、第六議會が、自主的外交を主張

し、條約厲行論を唱道した時であつた。第五議會はそのために解散され、總選舉は明治二十七年三月一日施行されたが、議會の形勢は前年と異なることがなく、伊藤首相は第六議會も解散の外なしと決心しむた。明治天皇の御憂慮は尋常であらせられなかつた。四月二十三日（第六議會開會二十日前）佐佐木高行が拜謁した時に、叡慮をもらしたまうた。

伊藤も議院は却々六ヶ敷と考へ、又々解散の外はあるまい、今度は幾度解散を奏請するも計り難いといつてゐる。思ふに解散も場合によつては止むを得ないが、解散いたしたなら、何處までもその趣旨を押し抜く決心がなければならぬ、解散して辭職するやうでは、その解散の趣意が遂げられぬ、故に伊藤には、今日は山縣も松方も出ぬから、解散するなら辭職などしてはならないと能く告げて置いた、伊藤も今度は辭職しまゐ、解散は再三行はれるも計り難い。

天皇は事外交に關するので、この時の形勢を非常に重大に思召され、これに處するには、内閣の一致鞏固と總理大臣の決心との外はないとされたのである。この時に於て、天皇の政黨の態度に遺憾の念を禁じ能はなかつたことは申すまでもない。この憂慮を御一掃したのは、廣島

に於ける軍國議會であつたことは、前述のごとくであるが、かゝる際にも、天皇は平和克復の後、再び政争を繰り返すことでないかとの御憂慮を禁じ得たまはなかつた。明治二十八年五月十二日佐佐木高行に御告げあそばされた御言葉に、

戦争中は議院も異議なく、公債募集を議決せり、されど平和克復後は、議員も必らず政府に反対し、前日のごとく喧しきことならん、

といふことがある。叡慮を拜すれば、何とも恐懼に堪へないことである。

こゝにまた政黨が、とかく黨員の利益を主とし官職を私するやうなことがないかと思召された例がある。明治二十九年松隈内閣が出来て、獵官運動が起り、政黨員が盛んに知事・局長等に採用された時には、その弊の甚しきに至らんことを慮りたまうて、松方首相に御注意あそばされたといふことである。後に佐佐木に御話しあそばされたことによると、

伊藤が板垣を登用してより、追々自由黨の者を局長とか知事とかに採用し、松方も進歩黨より追々採用するので、朕は過日松方に申聞けた、自由黨にても、進歩黨にても、何黨にても、我が臣民なれば、別に不可はないが、黨派の軋轢から、知事を更迭せしめては、地方の事務

擧らず、御互に事業を妨害して、その弊害は尠くないから、十分に注意せねばなるまい、今日とはとかく黨派の弊の生ずる傾向があるのは注意せねばならぬ、  
と仰せられ、深く政黨政治の弊を慮りたまひ、これを未然に防止せんと思召したまうて、松方首相に御諭しあられたのである。

二、政黨のとかく節制なく統制を缺き、やゝもすれば私闘をこととし、國事を私議することを御覽あそばされたのである。

我が政黨が、その最初に於て、たゞ藩閥政府を顛覆せんことを目的として政策の可否を問はず、反對攻撃を旨とし、遂に手段の如何を問はず、自由黨の一部のごとく非合法的ギャングと化したものさへあつたが、そのまた政黨が創立以來互に排擠攻陥をこととした。

明治十五六年に起つた板垣退助の洋行費問題、自由黨の偽黨撲滅運動等はいくして起つた。偽黨といふのは、改進黨のことで、その黨費は、岩崎の三菱會社から出てゐるといふので、海坊主退治などと三菱征伐も始まつた。かやうな抗争の裏面には、藩閥者の煽動・教唆、或は反間苦痛の策があつたが、しかし、その原因の如何を問はず、それ等の事實は、決して政黨の信

用を増進する所以でなかつたのである。

かやうな形勢は、議會開設後も變らなかつた。彼等は共同の敵を前にして、互に抗争をこととしたのである。その現はれとしては、明治二十六年十二月、第五議會の星議長の除名問題などがその一で、黨争の結果遂に上奏するに至り、却て御下問に接して恐縮したことは、前章に述べたごとくである。

またかゝる政黨の抗争と無節制とを遺憾なく發揮したのは、明治三十一年の憲政黨内閣の時であつて、最も烈しく暴露したのは、この内閣の倒壊の際に於ける自由黨系と進歩黨系との闘争で、その首領たる大隈と板垣とは、これを鎮撫する所か、却て先に立つて争ふといふ醜態を演じ、すつかり政黨内閣の信用を失墜したが、その無節制・無統制は、六月の組織當時既に暴露されたのであつた。明治天皇はこの内閣成立の事情を松方に御話しあそばされた。

あの時はまるで洪水でも來たやうで、何物もこれを防止し能はぬ形勢であつた。さて政黨内閣といふ以上は、首領の大隈や板垣の命令は黨内に行はれるものと思つてゐたが、事實は少しも行はれないらしい、黨員はそれぞれ勝手に翼望や要求を述べて、首領等もこれを制御す

ることが出来ない、大隈も板垣も内閣に在る中は無事だが、一度官邸に歸ると官邸はこれ等の黨人に押しかけられて、どうすることも出来ないさうだ、

と。深く政黨の無統制とその抗争にあきれたまひ、黨員が國事を私議するといふこの暴狀ではまだ、國家の大事は任されないと思召されたと思召されたと拜察さるゝのである。

三、この無統制な政黨には、十分なる主義・主張がない、また假令主義綱領は、立派に掲げられても實際に行はれないと御感じあそばされた。明治三十年四月十日松隈内閣の時である。

佐佐木が拜調した時に、佐佐木に、

松方も明治二十四五年の頃とは違ひ、今日は大隈と共に内閣を組織したが、とかく不決斷にて何事もグズグズ致すやうなり、樺山も黄海の戦争とは違ひ、意外に弱くなつた、大隈は随分出来るが、何分にも信用し難い、また大隈も乾分共より種々申立てらるゝ事を内閣に持ち出しても行はれず、この頃は板挟みとなつて困つてゐるやうだ、元來政黨の首領も局外に在る時と入閣の後とは、意見が相違すると見える、板垣が局外に在つた時は、役人の月給を減らすべしとの論を唱へたが、入閣すれば反對に増給論をなし、大隈も同様の意見にて、僅々



の年月にて忽ちかやうに變はる、萬事がこの通りである、と仰せられて、政黨の主義綱領の信用されぬことを御指摘あそばされた。最も政黨の主義綱領に疑念を懷かせられたのは、明治三十一年の憲政黨内閣の成立當時、文部大臣尾崎行雄に教育方針を御尋ねあそばされた時であつた。尾崎は申すまでもなく屈指の政黨員で、犬養と共に大隈の左右の腕と稱せられ、言論文章を以て鳴つた人である。尾崎が就任するや、天皇は尾崎を召し、

將來の教育方針を如何にするか、

と御下問あそばされた。尾崎は即答が出来ないで、何れ熟慮の後奉答いたしますと退出し、數日の後、

將來の教育は教育勅語に基いて行ふつもりであります、

と奏上した。この奏上に接し、天皇は意外の御様子で、

教育が教育勅語に基くといふことは、今更ら申すまでもないことだ、朕の間ふ所はこれを實行し、その趣旨を貫く所以の道を如何にするかといふことである、それには前文部大臣西園

寺公望が嘗て上奏したことが、朕の意に協なつてあつた、

と仰せられた。尾崎は恐懼して文部省へ行つて、所謂西園寺方針なるものを調査したが、かゝることは屬僚の知るべきことでないので、誰もこれを説き得る者がなかつた。この時天皇は政黨には、平素主義があり、この主義を行ふために政權を取るのと聞いてゐるのに、文部大臣に教育の方針なく、たゞ教育勅語に基づくとはどうしたことか、これでは政權を取るのが主で、主義は従でないかと側近の者に御話しあそばされたといふことである。これ等二三の事實で、政黨の掲ぐる主義綱領は、政權争奪の便宜に出るものでないかと御考へあそばされるに至つたのである。伊藤博文に政黨組織を御聽しあそばされたのは、伊藤ならば、これ等既成政黨の弊を芟除して、憲政の運用を完全ならしめ得る政黨を組織し得べしと思召されたからである。

かゝる期待を以て組織されたのが立憲政友會であつた。故に政綱の首に掲ぐるに、憲法を恪守し、統治權の施用を完からしめ、云々を以てし、また政黨員を誠しむるに、政黨にして國民の指導たらむと欲せば、先づ自ら戒飭して其の紀律を明にし、其の秩序を整へ、専ら奉公の誠

を以て事に従はざるべからずといつた所以である。伊藤公の政黨組織は聖旨を奉體せんとしたものであるといはれる。私は政友會のその後が果して伊藤公創立の旨に順にして、聖旨に協ふの實があつたか、或は黨弊依然たるものがあつたか否やを知らないが、今日に於て政黨と立憲政治との關係を考へる者は、明治天皇の御感じあそばされた政黨の弊害に就いて深く思を致す必要があると信するのである。

## 結 論

以上は明治天皇と立憲政治との御關係の概略である。明治天皇が立憲政治の創始とその健全なる發達とに如何に御軫念を勞したまうたかは拜察するに餘りある。比喻が少しく倫を失するかも知れないが、立憲政治創始當時の明治天皇と、等しく立憲政治創始當時の露國のニコラス二世とを比べたなら、何といふ差異が見出されるであらう。ニコラス二世は千九百六年五月、始めて議會を開いたが、議員等が獨裁政治を攻撃して、反抗が烈しいので、二度議會を解散したが、千九百七年六月には、ニコラス二世は、「專制君主としての力を我に與へたものは神であるから、朕は法律を作り、または廢止することを得るの権利がある」といひ、また「朕は神の聖壇の前に於てのみ、露西亞の運命に答へ得る」と宣言し、前二回の議會は決して人民を代表したものでないといつて、憲法を無視して、選舉法を改正し、反對黨を迫害して、漸く御味方議員を集めて議會を開いた。先づ鎮壓、次に改革といふのが、皇帝の信條であつたので、嚴刑を以て國民に臨み、千九百七年には政治犯の死刑が二千七百人で、流罪が八千人で、千九百

八年には軍法會議で約八百人が死刑に、一萬四千人が流罪に處せられたといふことである。

これを明治二十六年二月、政府と議會との衝突が絶頂に達し、打開の道がないとされた時に、明治天皇が大詔を發したまうて、上下の和衷協同を諭し、朕は在廷の臣僚に信任して、その大事を終始せしむることを欲し、又人民の選良に倚藉して、朕が日夕の憂慮を分つことを疑はざるなりと仰せられて、國民と議會とに滿腔の信頼を置き、政府には行政の整理を命じ、御躬らは宮廷の費を節して製艦費の補足にあてしめられたといふ洪大な御心に比ぶれば、何といふ相違であらう。立憲政治は國民の政治能力と道德心とを信頼するに始まるとすれば、國民を信頼せざる所に、何處に立憲政治があらう。これを思へば、彼に革命あり、我に立憲政治の發達あるは決して偶然でないことが眞に了解される。

私は今現在の議會に就いて多くを語り、國民の立憲思想に就いて、論議するを好まない。たゞ我が立憲政治は、叙上のごとき明治天皇の洪大深遠なる叡慮によつて創始せられ、發達し、更に大正・今上兩天皇の深い叡慮によつて今日に至つたことを知るならば、我々は帝國議會の將來に就いて、更に考へ直すべき多くのことのあるのを見出すであらう。しかして私は立憲政

治の發達に盡すことこそ明治・大正兩天皇の洪恩に酬ひたてまつり、今上陛下の叡慮を安んじ、たてまつる所以であり、且つこれこそ國民の最大なる義務であると信じて疑はないのである。

千萬の民の心のそろふこそ

國のさかゆくもとわなりけり

千萬の民の力をあつめなば

いかなる業もならむとぞおもふ

(明治天皇御製)

昭和十二年七月十五日印刷  
昭和十二年七月二十日發行

明治天皇と立憲政治

定價 貳圓

著作權

著者

波邊幾治郎

發行者

政經書房  
蘇理伊太郎

印刷者

松島徳三郎

所有



東京市芝區田村町六丁目一番地

株式會社 秀美堂印刷

發行所

東京市麹町區内幸町幸ビル

政經書房

振替東京一三七五八三番  
電話銀座一二一八番

國際秘密力研究叢書第一冊

陸軍歩兵中佐 安江仙弘著

ユダヤの人々

(刊新最)

發賣元 軍人會館發行  
政 經 書 房

陸軍中佐安江仙弘氏は官命に依り猶太問題研究に従事しこの研究のため特に歐洲各國に派遣までされたる現役軍人であつて、本書は帝國在郷軍人會長が非常時日本の抗爭勢力の謀主たる國際猶太財閥に關する正しい認識普及の必要を感じ同中佐に委嘱して編著されたものである。  
非常時日本國民は何人も刮目して必讀認識を深められむことを望む。

定 價 金 壹 圓  
送 料 拾 貳 錢

法政第一課  
32.6.14  
調査立法局

渡邊幾治郎著作目錄

明 治 史 研 究	定 價 參 圓	送 料 十 四 錢
明 治 史 講 話	定 價 貳 圓 五 拾 錢	送 料 十 四 錢
明 治 天 皇 と 軍 事	定 價 壹 圓 五 拾 錢	送 料 十 二 錢
明 治 天 皇 と 輔 弼 の 人 々	定 價 壹 圓 五 拾 錢	送 料 十 二 錢
明 治 天 皇 と 明 治 の 建 設	定 價 壹 圓 七 拾 錢	送 料 十 二 錢
教 育 勅 語 渙 發 の 由 來	定 價 壹 圓 五 拾 錢	送 料 十 二 錢
日 清 日 露 戰 争 史 話	定 價 壹 圓 六 拾 錢	送 料 十 二 錢

政經書房 刊行 發賣 書目

フオード原著 世界の猶太人網 (刊近) 自動車王ヘンリーフオードが猶太人の執拗なる謀略を完膚なく素破抜いた快著

ドイツ フォイヒテ協會編 ドイツはソ聯を如何に觀る乎 (刊近) ソ聯のはらわたまで見抜いて居るドイツ専門家の手に成る徹底的暴露書

政經書房 猶太運動と編輯部譯 第二次世界大戰 (刊近) 猶太事情の表裏に最も精通して居るカトリック教機關誌の大警鐘!

長谷川泰造著 シオンのプロトコール (刊近) 猶太人の大陰謀計畫と實際的事實とを照合したる世界的怪文書

長谷川泰造著 國際秘密力の話 (刊近) 猶太人が世界を動かして居たる事實を精細明確に報告したるもの



